

第六十三回 参議院地方行政委員会會議録第二十一号

昭和四十五年五月十三日(水曜日)
午前十時四十一分開会

出席者は左のとおり。

委員長 山内 一郎君
理事 熊谷太三郎君
安田 隆明君
山本伊三郎君
原田 立君

委員

西郷吉之助君
内藤三郎君
初村瀧一郎君
船田 讓君
増田 盛君
山崎 竜男君
吉武 恵市君
若林 正武君
加瀬 完君
竹田 四郎君
千葉千代世君
和田 静夫君
阿部 憲一君
市川 房枝君

政府委員

自治大臣 秋田 大助君
国務大臣 荒木萬壽夫君
人事院事務総局
職員局長 島 四男雄君
警察庁長官 後藤田正晴君
警察庁長官官房
長 富田 朝彦君
警察庁刑事局長 高松 敬治君
警察庁警備局長 川島 広守君

事務局側

常任委員会専門
員

説明員

内閣総理大臣官
房参事官 黒川 弘君
総理府恩給局長 大屋敷行雄君
給問題審議室長 伊藤 卓藏君
法務省入国管理
局警備課長 山崎 敏夫君
外務省条約局外
務参事官 中野 徹雄君
厚生省保険局保
険課長 金井 洋君
運輸省航空局技
術部長 桑原 敬一君
労働省労働基準
局労災管理課長 保谷 六郎君
労働省労働基準
局安全衛生部計
画課長 中西 正雄君
労働省労働基準
局安全衛生部安
全課長 潮田 康夫君
自治省行政局公
務員部給与課長 佐野 政一君
自治省行政局公
務員部福利課長

本日の会議に付した案件

○昭和四十二年、昭和四十三年度及び昭和四十
四年度における地方公務員等共済組合法の規定
による年金の額の改定等に関する法律等の一部
を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○地方公務員災害補償法の一部を改正する法律案
(内閣提出、衆議院送付)

○地方公務員災害補償法の一部を改正する法律案

(山本伊三郎君外二名発議)

○航空機内で行なわれた犯罪その他ある種の行為
に関する条約第十三条の規定の実施に関する法
律案(内閣提出、衆議院送付)

○過疎地域の振興促進に関する請願(第五号)

○農林省所管農林防炎ダム管理費の基準財政需要
額積算基礎算入に関する請願(第一八号)

○電気ガス税の撤廃に関する請願(第二〇号)(第
二六号)(第六六号)

○地方財政の確立に関する請願(第七三号)

○都市交通事業経営の健全化方策の確立に関する
請願(第一八四号)

○森林病害虫等防除事業に対する特別交付税の配
分に関する請願(第二〇一号)

○地方財源の確保に関する請願(第二九二号)

○行政書士法改正に関する請願(第八八二号)(第
一八七二号)(第二〇六一号)

○地方税法中事業税率の軽減に関する請願(第一
三二七号)(第一三二七五号)(第一四八一号)(第
一五〇八号)(第一五九九号)(第一六三七号)(第
一八五一号)(第二〇四四号)(第二五二二号)(第
二五九三号)(第二七四六号)(第四三六九号)

○歯科技工業に対する事業税に関する請願(第一
三七二号)

○道路交通法施行令(点数制)廃止に関する請
願(第一五七七号)(第一五七八号)(第一五七九
号)(第一五八〇号)(第一五八一号)(第一五八二
号)(第一五八三三三)(第一六三六号)(第二〇〇三
号)(第二〇〇四号)(第二〇〇五号)(第二〇〇六
号)(第二〇〇七号)(第二〇〇八号)(第二〇〇九
号)

○区長公選制の実現に関する請願(第二六八六
号)(第二七四〇号)(第二七九五号)(第二八二五
号)(第三二二四号)

○木材引取税の撤廃に関する請願(第二八九二号)
(第二九六四号)(第三〇三三三三)(第三〇三三三
三)

(第三一五五号)(第三二二七号)(第三二二七号)

(第三二五九号)(第三二六八号)(第三三〇〇号)

(第三三〇一〇号)(第三三三三三三)(第三三三三三三)

(第三三三三三三)(第三三三三三三)(第三三三三三三)

(第三三三三三三)(第三三三三三三)(第三三三三三三)

(第三三三三三三)(第三三三三三三)(第三三三三三三)

(第三三三三三三)(第三三三三三三)(第三三三三三三)

(第三三三三三三)(第三三三三三三)(第三三三三三三)

(第三三三三三三)(第三三三三三三)(第三三三三三三)

(第三三三三三三)(第三三三三三三)(第三三三三三三)

(第三三三三三三)(第三三三三三三)(第三三三三三三)

(第三三三三三三)(第三三三三三三)(第三三三三三三)

(第三三三三三三)(第三三三三三三)(第三三三三三三)

(第三三三三三三)(第三三三三三三)(第三三三三三三)

(第三三三三三三)(第三三三三三三)(第三三三三三三)

(第三三三三三三)(第三三三三三三)(第三三三三三三)

(第三三三三三三)(第三三三三三三)(第三三三三三三)

(第三三三三三三)(第三三三三三三)(第三三三三三三)

(第三三三三三三)(第三三三三三三)(第三三三三三三)

(第三三三三三三)(第三三三三三三)(第三三三三三三)

(第三三三三三三)(第三三三三三三)(第三三三三三三)

(第三三三三三三)(第三三三三三三)(第三三三三三三)

(第三三三三三三)(第三三三三三三)(第三三三三三三)

(第三三三三三三)(第三三三三三三)(第三三三三三三)

(第三三三三三三)(第三三三三三三)(第三三三三三三)

(第三三三三三三)(第三三三三三三)(第三三三三三三)

(第三三三三三三)(第三三三三三三)(第三三三三三三)

(第三三三三三三)(第三三三三三三)(第三三三三三三)

(第三三三三三三)(第三三三三三三)(第三三三三三三)

(第三三三三三三)(第三三三三三三)(第三三三三三三)

害補償法の一部を改正する法律案(参第一八号)の三案を一括して議題といたします。

提案理由の説明を聴取いたします。秋田自治大臣。

○国務大臣(秋田大助君) 昭和四十二年、昭和四十三年及び昭和四十四年度における地方公務員等共済組合法の規定による年金の額の改定等に関する法律等の一部を改正する法律案について、その提案理由とその概要を御説明いたします。

ただいま議題となりました法律等の一部を改正する法律案につきましては、政府は、恩給の年額を増額するため、恩給法等の一部を改正する法律案を今国会に提出し、御審議を願っておりますが、これに伴い地方公務員の退職年金制度についても、恩給法等の改正内容に準じて所要の措置を講ずるとともに、地方団体関係団体職員共済組合が支給する年金の額を地方公務員にかかる年金の額の改定措置に準じて改定する必要があると、このほか公務員による廃疾年金の最低保障額の引き上げ等の措置を講ずる必要があると、これがこの法律案を提出した理由であります。

次に、この法律案の概要を御説明申し上げます。

第一は、地方公務員共済組合が支給する地方公務員等共済組合法の規定による退職年金等について昭和四十四年度において実施いたしました年額の引き上げ、すなわち、いわゆる二万円ベースの給料により算定した額の七三・七六増額の措置につきまして、今回その率を改め、八八・九六四増とするにいたしましたのであります。

第二は、地方公務員等共済組合法の規定による年金のうち、高齢者等に支給する退職年金、遺族年金及び廃疾年金の最低保障額を引き上げることとするほか、公務上の年金につきましても、増加恩給の額の引き上げに伴ってその最低保障額を引き上げることとしております。

第三は、市町村職員共済組合が支給する旧市町村職員共済組合法の規定による年金について、国家公務員共済組合が支給する旧国家公務員共済組

合法の規定による年金の額の改定措置に準じ、その額を引き上げることとしております。

第四は、地方団体関係団体職員共済組合が支給する退職年金等につきまして、その年金額を地方公務員共済組合が支給する退職年金等の年金額の引き上げ措置に準じて引き上げることとしております。

以上がこの法律案の提案理由及びその概要であります。何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御可決あらんことをお願い申し上げます。

次に、ただいま議題となりました地方公務員災害補償法の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由及びその概要を御説明申し上げます。

政府は、最近の社会経済情勢にかんがみ、国家公務員の公務上の災害による重度障害者及び遺族に対する障害補償年金及び遺族補償年金の額の引き上げ等を行なうため、国家公務員災害補償法等の一部を改正する法律案を今国会に提出し、御審議を願うこととしておりますが、これと均衡をはかるため、地方公務員の災害補償制度につきましても、国家公務員の災害補償の引き上げ措置等と同様の措置を講ずる必要があると、これがこの法律案を提出した理由であります。

次に、この法律案の概要を御説明申し上げます。

第一は、障害補償年金の額の引き上げであります。現在、障害補償年金の額は、地方公務員災害補償法別表で定める身体障害の等級に依り、平均給与額の百分分から二百四十百分の額となっておりますが、これを二六・五増額引き上げ、平均給与額の百分七十分から二百八十百分の額にすることとしております。

第二は、遺族補償年金の額の引き上げであります。現在、遺族補償年金の額は、遺族の数に依り、平均給与額の年額の三〇%から五〇%に相当する額となっておりますが、これを遺族が老齢または廃疾の状態にある妻一人である場合には、平

均給与額の年額の三〇%に相当する額を平均給与額の年額の三五%ないし四〇%に相当する額に、遺族が二人以上である場合には、平均給与額の年額の三五%ないし五〇%に相当する額を平均給与額の年額の四五%ないし六〇%に相当する額にすることとしております。

第三は、昭和四十七年十一月三十日までの暫定措置とされている遺族補償年金受給権者に対する一時金支給制度を、さらに五年間延長することとしております。

以上が、この法律案の提案理由及びその概要であります。何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御可決あらんことをお願い申し上げます。

○委員長(山内一朗君) 山本伊三郎君。

○山本伊三郎君 ただいま議題となりました地方公務員災害補償法の一部を改正する法律案につきまして、提案者を代表してその提案理由及び内容の概要を御説明いたします。

日本社会党は、最近の社会経済情勢及び労働災害に対する災害補償の実施状況にかんがみ、別途衆議院において大幅な給付の改善・拡充を内容とした労働者災害補償法の一部改正法案を提出いたしておりますが、これと軌を一にし、かつ、地方公務員の特殊事情を加味して、補償の大幅な改善・拡充を行なうとともに、地方公務員災害補償基金の組織及び災害補償に関する不服申し立ての処理の方式を改善する等の措置を講ずる必要があります。

右のような理由で本改正法案を提出した次第であります。以下にその内容の概略を御説明いたします。

第一は、補償の内容の改善でございます。

その一は、通勤途上の事故による災害を公務上の災害とみなして地方公務員災害補償法を適用することとしたことです。

その二は、休業補償以外の補償の基準とされる平均給与額の基礎に期末手当等を算入することとしたことです。

その三は、休業補償を平均給与額の百分の百に

増額することとしたことです。

その四は、障害補償の改善であります。第一級から第七級までの身体障害がある場合には、現在の障害補償年金の額を増額するとともに障害補償一時金を併給することとし、第八級から第十四級までの身体障害がある場合には、現在の障害補償一時金を大幅に増額することとしたことです。

その五は、介護料の新設であります。障害補償年金を受ける者が常時介護を必要とするものに対しては、その年金額の百分の五十の介護料を支給することとしたことです。

その六は、遺族補償の改善であります。遺族補償年金については、その受給資格者の範囲を拡大するとともに、その額を増額し、遺族等の数に応じて平均給与年額の百分の六十から百分の百までとすることとしたことです。遺族補償一時金については、現在の遺族補償一時金の額を一律に平均給与額の千百分と法定するとともに、これを第一種遺族補償一時金とし、新たに第二種遺族補償一時金を設けて、平均給与額の三千百分を、死亡した職員の配偶者等に支給することとしたことです。

その七は、葬祭補償の額の改善であります。平均給与額の九十百分に増額するとともに、最低保障額を設け、その額を二十万円といたしました。

その八は、スライド制の採用であります。葬祭補償の最低保障額並びに休業補償、障害補償年金及び遺族補償年金の受給額については、労働省の毎動統計における平均賃金額が五%以上変動した場合に、その率を基準として改定することとしたことです。

第二は、地方公務員災害補償基金の組織等の改善でございます。

その一は、基金の運営審議会を三者構成とするにしております。

その二は、基金の審査会及び支部審査会の委員の任命基準を改め、委員のほかに、一定の権限を有する参事をも置くものとし、さらにその運用を改善

し、審理は公開の口頭審理によることとし、調査の作成、調査の閲覧について規定を置くこととした。

第三は、施行期日及び経過措置でございます。その一は、施行期日は、公布の日から六月以内の政令で定める日といたしました。

その二は、休業補償、障害補償、遺族補償及び葬祭補償について、新法及び旧法の適用関係を規定いたしました。

その三は、施行日前になされた審査請求及び再審査請求並びに基金の運営審議会の委員について所要の経過措置を定め、さらに通勤災害を公務災害とみなしたことに伴い、地方公務員等共済組合法の一部を改正することといたしました。

以上、提案理由と法案の概要について御説明いたしました。何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御賛同あらんことをお願いいたします。

○委員長(山内一朗君) それでは、昭和四十二年度、昭和四十三年度及び昭和四十四年度における地方公務員等共済組合法の規定による年金の額の改定等に関する法律等の一部を改正する法律案について補足説明を聴取いたします。

なお、本案は衆議院から修正議決の上送付されておりますので、修正部分について便宜政府委員からあわせて説明を聴取いたします。宮澤行政局長。

○政府委員(宮澤弘君) お手元にお配りいたしております昭和四十二年度、昭和四十三年度及び昭和四十四年度における地方公務員等共済組合法の規定による年金の額の改定等に関する法律等の一部を改正する法律案要綱をごらんいただきながら、この法案の内容につきまして概略御説明申し上げます。

その一は、地方公務員共済組合が支給する退職年金等の年額の引き上げについてであります。恩給につきましても、昭和四十四年度においてその年額を二万四千円ベースの給料により算定した額の四四・八%増額した額に引き上げたのでありますが、今国会に提出され御審議を願っております。

恩給法等の一部を改正する法律案によりますと、昭和四十五年年度において、その増額率を五七・四七%に改めることとし、恩給の年額の引き上げをはかることとしております。したがって、地方公務員共済組合が支給する地方公務員等共済組合法の規定による退職年金等につきましてもこれと同様に引き上げる必要がありますので、昭和四十四年十月にいわゆる二万四千円ベースの給料により算定した額の七三・七六%引き上げた際の増額率を今回八八・九六四%に改めることとし、その年額の増額をはかることとしております。

その二は、長期に職した高齢者等に対する退職年金、遺族年金及び廃疾年金の最低保障額についてであります。ただいま御説明申し上げたところにより増額した年額につきましては、長期に職した七十歳以上の者が受ける退職年金及び七十歳以上の者が受ける廃疾年金の場合には十二万円、長期に職した者にかかる遺族年金の場合には七十歳未満の妻、子または孫が受ける遺族年金の場合には六万円をもって、それぞれ最低保障額とすることとしております。

その三は、公務による廃疾年金及び遺族年金の最低保障額の引き上げについてであります。これらの年金の額につきましても、恩給法による増加恩給及び公務扶助料との均衡を考慮して算定した額を保障することとしておりますが、今回恩給制度の改正により増加恩給の額が引き上げられることに伴いまして、これとの均衡上その最低保障額を引き上げることとしております。

その四は、市町村職員共済組合が支給する旧市町村職員共済組合法の規定による退職年金等の年額の引き上げについてであります。国家公務員共済組合が支給する旧国家公務員共済組合法の規定による退職年金等の年額につきましても、恩給の年額の改定措置に準じてその年額を改定することとしておりますので、市町村職員共済組合が支給する旧市町村職員共済組合法の規定による退職年金等の年額につきましても、同様に引き上げることとしております。

なお、市町村職員共済組合が支給する旧恩組合法の規定による退職料等の年額につきましても、特に法的措置を講じないでも、恩給の年額の改定措置に準じて改定が行なわれることになっております。

また、都道府県及び市の退職年金条例に基づく退職料等につきましても、従来どおり条例準則を示し、恩給の年額改定措置に準じた年額の引き上げ措置を講ずるよう指導することとしております。

その五は、恩給制度の改正に伴う改正であります。恩給制度におきましては、今回多額所得停止基準を緩和するほか、旧日本医療団職員期間の恩給公務員期間への通算制限の撤廃等の措置を講ずることとしておりますので、恩給法の取り扱いに準じて多額所得者に対する年金の給付制限を緩和するほか、旧日本医療団職員期間の組合員期間への通算に関する制限を撤廃する等の措置を講ずることとしております。

その六は、地方団体関係団体職員共済組合が支給する地方公務員等共済組合法の規定による退職年金等の年金額の引き上げについてであります。これにつきましては、地方団体関係団体職員の年金制度が地方公務員の共済制度に準じて設けられておりますことにかんがみ、昭和四十四年度において地方公務員共済組合が支給する年金の額の引き上げ措置に準じてその額を引き上げたところでありまが、今回も同様にその年金額を引き上げることとしております。

そのほか、若干の規定の整備を行なうこととしております。

以上申し述べました改正措置は、昭和四十五年十月一日から実施することとしております。

なお、本法案につきましては、衆議院において一部修正を加えられましたので、この際その概要についてあわせて説明をさせていただきます。

修正の第一点は、地方団体関係団体職員共済組合に福祉事業制度を創設することでありまが、御承知のように地方団体関係団体職員共済組合は、現在、福祉事業を実施することはできないこととなっておりますが、地方公務員共済組合と同様に福祉事業を実施することができるよう措置することとされたものであります。

修正の第二点は、長期給付の算定の基礎となる給料年額の算定方法を緩和することでありまが、退職年金の額の算定の基礎となる退職時の給料年額につきましては、従前は指定都市及び一部の市において、職員の退職時に特別昇給を実施した場合において、その給料を算定の基礎として退職年金の額を算定していたのでありますが、昭和四十二年における地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法の一部改正により、退職前一年以内に二号給以上の昇給があつても、国及び都道府県等の職員の取り扱いにない退職一年前の給料の一号給上位のものにより算定することとされたのであります。

今回の修正は、昭和四十二年における法改正まで退職時の給料をもって算定することが認められていた退職年金条例の適用を受けていた者で、本人の事情によりないで引き続き勤務することを困難とする理由により退職した者に限り、制度改正に伴う激変緩和のための措置を講ずることとされたものであります。

すなわち、昭和四十二年七月三十一日から昭和四十五年七月三十一日までの間に退職した組合員については、退職一年前の給料の二号給上位である場合は当該給料により、退職一年前の給料の三号給以上である場合は三号給上位の給料により算定することとし、昭和四十五年七月三十一日から昭和四十七年七月三十一日までの間に退職した組合員については、退職一年前の給料の二号給以上である場合は二号給上位の給料により算定することとされたものであります。

修正が行なわれましたこれらの措置は、いずれも昭和四十五年十月一日から実施することとされておりますが、修正の第二点につきましては、昭和四十二年七月三十一日以降退職した者についても適用するものとされており、この場合、すでに

給付された額との差額につきましては、実施後すみやかに支給するものとされております。

以上が衆議院におきます修正の概要でございます。

○委員長(山内一郎君) これより質疑に入りま

す。

質疑のおありの方は順次御発言を願います。
○山本伊三郎君 それじゃ、この機会にひとつ政府にまず冒頭に聞いておきたいのですが、本法実施後すでに八年になろうとしております。その間の実施の状況を見ますと、どうも納得でき得ない点が多々あります。そこで、わが国公務員に対する年金制度、いわゆる共済制度と申しますか、明治八年に軍人、明治十七年から一般公務員の恩給制度が実施されたわけでございますが、戦後これが大幅な改正と申しますか、根本的な変革があつて、いわゆる共済制度に変わった。これは国家公務員、地方公務員を通じてあります。公企体職員等についても同じであります。なぜこのような基本的な改正がされたか、その理由について、まず冒頭に聞いておきたい。

○政府委員(宮澤弘吉) あるいは私、御答弁が十分でないかもしないかと思つてございしますが、戦前におきます各種の年金制度その他のいわゆる現在においてあります社会保障制度というものは、申し上げるまでもなく極めて不十分であつたわけでございしますが、特に政府職員あるいは政府関係職員につきましては、長期給付、いわゆる年金につきまして恩給制度が適用されていたわけでありますけれども、これはいわば当時の官吏という觀念に伴う一方的恩恵的な給付とでもいえるものであつたかと私は思つてございします。戦後、特にわが国全般を通じて社会福祉制度を充実させるということが一つの大きな要請となつてきたわけでございまして、それに伴ひまして、政府、民間を問わず、使用者と被使用者というものが協力をして、年金制度を中心とした社会保障制度を確立をしていく、そういうことになつたと思つてありまして、その一環として、国家公務員ある

いは地方公務員につきましても共済組合制度が施行された、こういうふうに理解をいたしてお

○山本伊三郎君 昭和三十四年に、国家公務員、非現業もいわゆる共済組合にあつたわけですね。

地方公務員は、おかれて昭和三十七年八月三十日にこれが成立したわけですね。実施は三十七年十二月一日、公企体については三十一年度と記憶しておりますが、しかしその当時の背景というものは、さうでなかつた。まあしかし、全然いま宮澤行政局長の言つたことは当たらないことはないと思ふ。点数からいって五十点ぐらいやれると思ふのですがね。あの当時提案されたときは、いわゆる日本憲法が変つた、いわゆる天皇制から民主憲法に変わった。これはマッカーサーからの指令によつてやられたというところはやられたのでありましようけれども、人事院の勧告を見ましても、あるいは社会保障制度審議会の答申を見ましても、さうなつていますね。したがつて、その基本的な考え方というものをまずそこで考へてもらわなくちゃならぬと思ふ。いま言われましたように、恩恵的に与へておつたいわゆる恩給制度から、今度は社会保障システムのいわゆる共済組合制度になつたということは、これは一つは当たつております。したがつて、昔の恩給制度は御承知のように、天皇の官吏であります。旧憲法第十条によつて、天皇の官吏としていわゆる支給するということであつたのでありますけれども、そういうことはいけなかつたということから、一般の厚生年金その他の民間のいわゆる年金制度に準じて共済組合というものを制定しよう、こういうことになつたわけですね。したがつていわゆるその運営も、内容もさうであります。運営も民主的にやらなくちゃならない、こういう規定なんですね。厚生省からきよる来ておられますけれども、厚生年金は昭和十六年ですからもう制定されて、戦前だつたのですが、厚生年金の内容を見ますと、給付についてはあまり変わりませんけれども、若干変わつておりますけれども、運営については非常に

民主的な方向を考へておつたと思つたのです。ところが地方公務員共済組合になると、どうもやはり管轄が、自治省であるから厚生省であるからというわけじゃなくして、その考え方の基本に私は問題がある。したがつて私はここで言いたいのは、法律を制定された趣旨から見ていわゆる組合制度というものはどういふものであるかという。恩給制度のときはさうでなかつたと思ふ、一方的なものでありますから。政府は予算に見積もつて、さうして支給する、恩給法第一条に規定してあるような形で支給されておるのですから、したがつてそれは一方的であつて、官僚的であつたことは事実ですね。しかし共済組合制度というものはさういふものじゃないのだ。御承知のように、組合会には組合会議員がおつてこれを運営をしておる。だが地方職員共済組合はさうじゃないのです。これは運営審議会というので一方的に運営されております。あの当時相論議したので、一般市町村の場合は組合会と認められけれども、都道府県の地方職員共済組合については運営審議会であるのといつて無理に押しつけてしまつた。そういうこともあつて、どうも私は、内容については今後詳しく聞きますけれども、運営上非常に非民主的な運営を自治省はしておるのじゃないかと思つたのです。たとえば、一例です、共済組合が予算をつくる場合に、健康保険なり厚生年金は政府が管掌しておりますけれども、これは届け出程度で済むのだが、共済組合については、事前協議だといつておのおのの組合を呼びつけて、内容が自治省の考え方と合ふなければ認可しないとか何とか、それがさういふ法律の条文でなしに、省令とかをつくつておるようでありまして、けれども、さういふ場合にもさう少く民主的に運営できないのか。それを私は言いたいために、この共済組合ができた当時のことを言つたわけなんです。したがつてやはり民主的に運営するといふこの法の精神をまず私は自覚してもらいたいと思つたのですが、この点どうですか。

○政府委員(山本明君) 私たち当時の状況を十分

存じませんで、山本先生はその間非常に共済組合の設立に御協力いただきましてまことにありがたいと思つてございしますが、おっしゃいますように、運営につきましてもわれわれはできるだけ民主的な運営をしていきたいという考え方は持つております。御指摘ございました地方職員共済組合につきましても、私たちはできるだけ運営審議会の委員の方々と十分話し合いをしながら運営をしてまいつておるわけでございしますけれども、御指摘の事前協議の問題等につきましても、一定のた

だいまのところまだ何といひますか、発展途上といひますか、かたまつておらないというやうな問題もございまして、私たちは監督的な意味における事前協議というのじゃなくて、指導をしていきたいという意味での協議を引き受けておるわけでございまして、基本的には、この運営につきましても民主的にやつてまいりたいという気持ちを持つておるわけでございします。その点につきまして御了解いただきたいと思つております。

○山本伊三郎君 これはまあ私は了解するのじゃない、さういふ方向で運営してもらいたい。いま山本部長が言われましたが、指導するのだと言ひますが、それはこゝろはいいですが、実態は指導ではないんですね。あとでいろいろと短期給付の問題、具体的に入ります。たとえば付加給付の足切りの問題で、二百円を五百円、千円にしよう、その趣旨はわかるんです。趣旨はわかるんですが、さうしなければ認めない、さうしなければこの予算と申しますかを認めないというやうな条件をつけてやつておるやうに聞くのです。さういふものは、やはりこれは地方共済組合法の第一条にあるやうに相互扶助的に運用しろ、こういうことですから、主体はやはり組合員なんです。組合員の意向を尊重して運営してもらいたい。その運営ができない場合にはだれが責任を持つかといふたら、その組合が一応責任を持つ法律形態ですよ。政府が持つのではないですよ。それなのに、何か押しつけるやうな指導があるということ

をたびたび聞くわけですね。したがつて、指導す

るのはいでしよ、それは人間ですから組合もあやまちがあることもありますから。しかし、その組合の事情をよく聞いて、それならばいいけるじゃないか、別に画一的にやる必要はないのですから、地域的に分けて短期給付というのの支給率も違ひますし、組合の財政状態も違ひし給与の水準も違ひますから、やはりそれに応じて、特殊な事情のあるところは、やはり組合の福利厚生の問題ですから、一般行政問題じゃないのですから、その点はひとつ十分心がけてやってもらいたいと思うのですが、その点どうですか。

○政府委員(山本明君) 具体的なお答えをいたします前に、基本的には、おっしゃいましたように私たちはできるだけ民主的な運営のできますように、またそれによって組合員の福祉が増進されるようにいたすべきである、このように考えております。

そこで、足切りの問題につきましても、おっしゃいましたような御意見もあろうかと思ひますけれども、われわれといたしましてはやはり十割給付をしてあげたいという事になれば、一応どこかの最低限度で一つの線を引かなくては、金額の少ないものにつまみしては本人負担にしていたたきまして、できまして多額に金がかかった方々には全部に十割給付をするようにしてあげたい、こういう基本的な気持ちから実は申し上げておるのでございまして、百円であらうと三百円であらうと、それを足切りをせずにやるという方法もあるかと思ひますけれども、そうしますれば勢い財源の問題で十分な給付もできないという問題もございまして、その辺のところを自治省といたしましては、ねらいを十割給付のほうに持つていききたいということではあると考えておるわけでございます。

○山本伊三郎君 具体的にはあとで入ろうと思つております。ついでに言いますが、私はそれがいいけないというんです。財政的にどうかという判断は、冒頭に申し上げましたように組合自身が判断するんでしよ。組合がそれでいいけるのだとい

う予算措置をしてきたならば、その間に誤謬があるならそれを指摘してよろしいです。誤謬がなければ、その組合が自主的にやり得るのだという組合会の決定、運営審議会における意見が圧倒的に出れば、それは組合が主体に運営をするのだから、やはりその組合の意向、これは組合会議にも理事者が半数入っているのですから、あわせてそういう決定をした場合に、なおかつ政府、自治省が干渉するといふような指導は、法の精神からこれは許すべきでない。あなたのおっしゃる親心はわかるんです。しかし親心があるならば——そういう事態になつてきたときにはやれないわけなんです。したがつてそういう点について、こうすればこうなるじゃないかといふことを言うことは、これはいいんです。自主的にこうやりたい、またこうやり得るという組合会の財政事情を含めた決議があつたものでも自治省が否定をする、その点には民主的なものがないといふことを言つておるのであつて、その点については十分配慮をしてもらいたいと思ひますが、いかがですか。

○政府委員(山本明君) 先生のおっしゃること、よくわかるのですが、私たちは附加給付につきましてはその充実をはかつていきたいという努力はいたしております。したがつて、附加給付の基準を改正をして、四十五年から御承知のように地方公共におきましては、法定の給付の百分の十を百分の十五に上げて、財政的なめんどうを見てまいりたいといふことを考えたのでございまして、けれども、現在の段階におきましては百分の十五でもまだ十分ではない。おそろく百分の二十五をこすような状態にならなければむずかしいのじゃないだろうか、こういう判断はいたしております。

しかし一挙にそこまでいくわけにいきませんものなんですから、四十五年から法定の給付の百分の十五の額まで引き上げるというふうにいたしまして、財政的なこの問題の措置に努力してまいつておるわけでありまして、そういう全体的な面から、われわれといたしましては、十分な附加給付ができるまでの間といふものを見ながら御指導を申し上げ

ておるといふのが現状であります。

○山本伊三郎君 あなたは具体的な問題だけを考へておる。私はそうではないのです。態度、姿勢の問題です。あなたのほうが指導するといふことは私は否定しないのです。やはり全国的な状態を見て、組合の健全な運営と申しますか、組合員の主体的な条件を考えてやるという指導はいいのだ、その姿勢がいわゆる強行、強制的なものはいけない。したがつてそういう点で、これはこの問題だけでは足りないのです。あらゆる問題にそういう態度をとつてもらいたい、こういうことです。足切りの問題、私は十分知つています。健康保険の問題については、厚生省が来ておられますけれども、足切りは何で必要かといふことは財政上の問題だけではない。これは乱療、乱診といふものも含めて一部負担といふものを持つておるのであります。わかつてゐる。しかしそれだけではなくて、十分各組合の個々の事情を考えてやれ、こういうことです。したがつてあとであつて答弁してらつたらいふのですが、そこで、時間がないから次へ進みます。

大きな問題として、スライド制の問題ですね。これはすでに恩給審議会でも答申を出してある。あの答申は私納得しませんよ、しないけれども一応やつておる。社会保障の先進国はほとんどスライドをしておる。これは年金の問題、この点について、これは厚生省も見えておるんですが、日本の年金制度について、スライド制について政府はどういう熱意があるかどうか。法律改正では一応その精神的な一つの規定を置いたわけですが、けれども、具体性が一つもない。恩給法にもできませんでした、国家公務員、地方公務員の共済組合にもできております。厚生年金にもできております。しかし実際問題としてはこれがやはりできない。予算委員会でも私はやりましたけれども、そのやられてないという問題点はどこにあるかといふことを、自治省と厚生省のほうにちよつとその点聞いておきたいと思ひます。

○政府委員(宮澤弘君) まず私から、自治省としての立場から御答弁を申し上げたいと思ひますが、ただいま山本委員のおっしゃいますように、スライド制についての基本的な規定は、各制度に設けられておるわけでございますが、次にそれを具体的にどう実施するかといふことで、御指摘のようにならぬといふのが現状でございます。で、共済制度を含めまして、各年金制度につきましてはスライド制の実施の問題について、これもおそろく当委員会でもかつて御答弁を政府側から申し上げたと思ひますけれども、総理府にこうした年金制度の調整連絡会議を設けて討論を続けておるわけでございますけれども、これについてなかなか結論が得られないのが現状でございます。で、それではそれがいかなるところの問題があるのかといふことでございまして、たゞも、問題の幾つかを申し上げます。たとえばその際にスライドの基準といたしまして、何を基準にしていくか。おのおの公的年金制度の先ほど申しました各制度には基本的な考え方が書いてございまして、スライドの基準を具体的に何にするかといふような問題でございまして、あるいはスライド制を設けました場合に、それによつて生ずる財政負担といふものをどこが負担すべきであるかといふような問題につきまして、議論が尽きていないといふのが現状でございます。御参考までに、衆議院の委員会でもこの問題について御議論がございましたが、この公的年金制度調整連絡会議を主管をいたしております総理府総務長官が出席をいたしました衆議院でも御答弁を申し上げたようでありまして、自分の在職中にはたして結論が出るかどうかかわらないけれども、なるべく早く結論を出すように努力したい、こういう趣旨の答弁を総理府総務長官はいたしたようでございますが、何ぶんこれは自治省の地方公務員の共済制度ばかりでなく、他の年度制度全般の問題でございまして、私もその一員として、なるべく早く結論が出ることに努力をいたしておる、まあこう申し上げるのが現在御答弁を申し上げ

に聞くのも気の毒ですが、退職者という者は非常に困っているんですね。遺族会から年々大きな陳情がありますね。遺族の場合は年金の性格は違いますが、年金で生活をしておられる人は、そういう人は法律が一々通らなければ年金受給者が生活できない。今度の恩給の法律案は内閣委員会に、地方公務員についてはここにかかっておりませんが、これがいつごろ通るでしょうかと待望しておられます。去年はあの問題によって流れてしまったんですが、非常に落胆した。そういう公務員として一生懸命に各地方自治体に対して貢献してきたという人が、一ぺんやめてしまつたら政府は実に冷淡ですよ。そういうことをやっているから政治というものはやめた人の給料です。年金というものはやめた人の給料です。少くも、生活費です。年金というものはやめた人の給料です。少くも、生活費です。年金というものはやめた人の給料です。少くも、生活費です。

○山本伊三郎君 この問題はあまり自治省だけの問題でないから言いませんが、これはほんとうに真剣に考えてもらいたいと思うのです。年金の何と云いますか価値は、スライド制でなければなりません。スライド制のない年金というものは、こんなものはない。実に笑止千万です。したがって年金に対するスライド制というものはこれは当然のものであつて、これは考え方はほくちとむずかしいことを言いますが、何か年金をあげてしまふのに、政府はやめた者にたゞ金をやるように考えられませんが、そうでないかと思う。これは単に公務員だけではないです。一般の労働者もその間働いておつたときのいわゆる社会に対する寄与率といふものがある。その一定割合としてそのときの国民総生産の割合で年金というものが付加されておる。その基礎が、地方公務員がやめるとき三年平均で、これはすべて国民総生産に寄与したものだといつて、二十年で四〇％といふものをきめたんですね。その寄与率は変わらない。永久に変わらない。貨幣価値はどんだん下がつて物価は上がつておる。それを政府が保障するといふのは当然です。そういう、私年金哲学を言うわけではありませんが、そういうものを考えたら、これは受給者の権利として二十年で四〇％、それが十万円になるか、二十万円になるか、百万円になるか知りませんが、それだけの寄与率は自分の権利として持つておられますから、その人に権利としてそれをあげるの、これは当然の権利ですよ。それを政府は見えておらない。政府ではない、社会が見えておらない。こういう点について十分考えてもらいたい。

○政府委員(山本明君) 短期給付の問題につきましても、おっしゃいますやうな問題は私はあろうかと思ひます。現にそういう思想から、一部の方にはやはり給付が、現にその時点において病氣、疾病のある者についてはおつしやいます。したがつて救済措置があるわけではあります。それがやめて五年以内か三年以内か一定の期間中に発生したもので、これはやはり公務員の場合にはかなりのお年寄りの方がやめた場合に、今日あります成人病という面からして、私は先生のおつしやいますことはよくわかります。ただ、この地方公務員の共済組合だけで措置できるものでも私はないのではないだろうか。やはり全般の問題の中で解決すべきものでございまして、その点につきましてはさらに検討させていただきますと思ひます。

○山本伊三郎君 どうでしょう、これは私の提案ですが、健康保険には任意継続被保険者の制度があります。地方公務員にはそれが無いわけですが、任意継続被保険者という形で、あつた場合は使用者負担を自分が負担するといふことになつておられます。それを私はある程度政府が若干の負担をするといふことですね、これで実は継続して私はその組合なりあるいは政府管掌なら政府管掌の被保険者でもいいですが、そういうことで私はある程度見てやる必要があるんじゃないかと思ひます。こういうことはできないですか。自治省の場合には特に任意継続被保険者の形はないんですが、こういうものを取り入れて私は救済する方法もあると思ひます。病氣にかかるとは前にも、前に組合員であつたから前の掛け金であつた病氣を全部やれといふことは若干不公平な点があるから、本人も若干の退職後も費用を負担するから、それで従来の組合で見てもいいと思ひますが、この期間を切つてもいいと思ひますが、そのうちに何とか

○国務大臣(秋田大助君) 戦後の社会のいろいろの改革、それに関連をいたしまして年金制度の意義を正しく把握し、認識することが必要であり、政府はまたその見地に立つてこの問題を真剣に処理すべきものと心得ております。いま御指摘の点につきましても、公的年金制度の連絡調整に関する会議の権限が御承知のとおり総務府にございまして、総務府において総務長官が管轄しておるのでございまして、先般衆議院の地方行政委員会との議の席上におきまして、今後総務長官としましては、この点誠意をもつて前向きに検討したいといふことを答へられておるのでございまして、われわれもすみやかに御検討に期待しておると同時に、御協力もできるだけ申し上げまして、先生御指摘の点の調査等も真剣に取り組みといふ点からいきまして、結論をなるべく早く得ることを期待するわけではあります。それが出ました時に、おきましては、自治省といたしまして関係の審議会の御意見を伺い、すみやかに処置したい、このように考えております。

○山本伊三郎君 この問題はあまり自治省だけの問題でないから言いませんが、これはほんとうに真剣に考えてもらいたいと思うのです。年金の何と云いますか価値は、スライド制でなければなりません。スライド制のない年金というものは、こんなものはない。実に笑止千万です。したがって年金に対するスライド制というものはこれは当然のものであつて、これは考え方はほくちとむずかしいことを言いますが、何か年金をあげてしまふのに、政府はやめた者にたゞ金をやるように考えられませんが、そうでないかと思う。これは単に公務員だけではないです。一般の労働者もその間働いておつたときのいわゆる社会に対する寄与率といふものがある。その一定割合としてそのときの国民総生産の割合で年金というものが付加されておる。その基礎が、地方公務員がやめるとき三年平均で、これはすべて国民総生産に寄与したものだといつて、二十年で四〇％といふものをきめたんですね。その寄与率は変わらない。永久に変わらない。貨幣価値はどんだん下がつて物価は上がつておる。それを政府が保障するといふのは当然です。そういう、私年金哲学を言うわけではありませんが、そういうものを考えたら、これは受給者の権利として二十年で四〇％、それが十万円になるか、二十万円になるか、百万円になるか知りませんが、それだけの寄与率は自分の権利として持つておられますから、その人に権利としてそれをあげるの、これは当然の権利ですよ。それを政府は見えておらない。政府ではない、社会が見えておらない。こういう点について十分考えてもらいたい。

○政府委員(山本明君) 短期給付の問題につきましても、おっしゃいますやうな問題は私はあろうかと思ひます。現にそういう思想から、一部の方にはやはり給付が、現にその時点において病氣、疾病のある者についてはおつしやいます。したがつて救済措置があるわけではあります。それがやめて五年以内か三年以内か一定の期間中に発生したもので、これはやはり公務員の場合にはかなりのお年寄りの方がやめた場合に、今日あります成人病という面からして、私は先生のおつしやいますことはよくわかります。ただ、この地方公務員の共済組合だけで措置できるものでも私はないのではないだろうか。やはり全般の問題の中で解決すべきものでございまして、その点につきましてはさらに検討させていただきますと思ひます。

○山本伊三郎君 どうでしょう、これは私の提案ですが、健康保険には任意継続被保険者の制度があります。地方公務員にはそれが無いわけですが、任意継続被保険者という形で、あつた場合は使用者負担を自分が負担するといふことになつておられます。それを私はある程度政府が若干の負担をするといふことですね、これで実は継続して私はその組合なりあるいは政府管掌なら政府管掌の被保険者でもいいですが、そういうことで私はある程度見てやる必要があるんじゃないかと思ひます。こういうことはできないですか。自治省の場合には特に任意継続被保険者の形はないんですが、こういうものを取り入れて私は救済する方法もあると思ひます。病氣にかかるとは前にも、前に組合員であつたから前の掛け金であつた病氣を全部やれといふことは若干不公平な点があるから、本人も若干の退職後も費用を負担するから、それで従来の組合で見てもいいと思ひますが、この期間を切つてもいいと思ひますが、そのうちに何とか

国も考へると思ひますけれども、やめてしまつたらすぐあくる日に病氣が起つたらそれはだめだと、こういうことではちよつとむづかしいと思ひますが、この点はどうか。

○政府委員(山本明君) おつしやいますように、負担金の問題があらうかと思つております。あるいは掛け金の問題もあらうかと思つております。いろいろな問題があるのではないであらうか。なお国家公務員との関連もござります。そういう点もござりますので、自治省だけでどうしようかというところは私は非常にむづかしい問題があらうかと思つております。ただ、御趣旨の点は、本人もその分は若干かけていこうじやないか、負担しようじやないかというお話でござりますから、先ほど申しました負担金の問題の中では一つの考え方であらうとは思つておりますが、そういう将来問題がござりますので、今後におきます検討課題になるのではないであらうか、このように思つております。

○山本伊三郎君 これは健康保険はあるんですから。だから国家公務員、地方公務員の共済の短期給付を取り入れるということについては、理論的に何もないと思ひます。これは私はこの法律ができるときに年金に重点を置いていふんやつたもので、短期給付についてはちよつと私らの論議が抜けておつた。これは私も認めます。そのときに私は気づいておつたんですが、なかなか追及できなかった。おそろくそのときだと入れたと思ひます。昭和三十七年の法律審議のとき、強く押し入れたと思ひます。したがって地方公務員だからこれを落とすという私は理由は何もない。ただちよつと私は見落としたのじやないかと思ひますが、これはぜひ検討してもらいたい。しかしそれでいいとは言ひませんよ。健康保険の任意継続被保険者の場合は、事業主の負担を自分が負担するのだから、本人の負担が相当かきましますから、したがってこれは任意にしておるので。本人が必要があると思ひすればやつてやろうという法律の精神ですから、これは私は健康保険法は一步前進しておると思ひます。そういう点

をひとつ検討して、考へてもらいたいと思ひますが、この点どうでしようか。

○政府委員(山本明君) 先ほど申しましたように、いろいろな問題点はあらうかと思ひます。国家公務員のはうとの関連もござりますので、検討させていただきますと思ひます。

○和田静夫君 関連。検討はいつまでもされていられると思ひますが、退職して一年以内に発病をされる率、地方公務員のはうの率をお調べになつていただけますか。

○政府委員(山本明君) 実は調べておりません。

○和田静夫君 委員会だけで、法案がかかるときに、検討するといふ答弁が往々にして行なわれまします。私たちの調査によれば、一年以内に発病する者の率は七〇%という状態になります。私は、まあ私自身も発病しておつたから、いま継続的に五年間そのままかかつています。これが切れの段階にどうなるのだらうか、これをやっぱりひとつとして考へておる。そうすると、これも一つの提言ですが、たとえば地方公務員の現業部門の人たちが、一体退職をした時点からどれだけ平均的な寿命を持つておるか、あるいは一般職の諸君はどういう状態にいるのだらうか、そこへ平均値が出る。平均値までは継続的な、言つてみれば被保険者同様の取り扱いができるなどという具体的なやっぱり考へ方というの、幾つか出てくると思ひます。したがって、検討というものは、そういう具体的な問題を一つ取り上げてもらつて検討してもらつて、そうして早急にやっぱり一定の案をつくつて提示をしてもらふ、こういうことが必要だと思ひます。ただ検討と言われただけでは困ると思ひますが、いかがですか。

○政府委員(山本明君) おつしやいましたように、資料も十分整つておらないという状況でござりますので、その資料を整えて、また先ほどの御提案のござりましたように、本人が負担をすることがあつてもいいんじゃないかという御意見もござりますので、それらもひつくるめまして検討

さしていただきたい、このように思つております。

○山本伊三郎君 これは検討と言われるが、なかなかそれはただけやられるか知りませんが、むづかしい問題ですよ。それは自治省の、いま、どういうぐあいに考へられるかは今後の問題ですが、それはなかなかむづかしい問題ですね。むづかしい問題、前向きにやつてもらわなければいかぬ。それで、これは国家公務員共済組合と、地方公務員、公共企業体も私はそうであつたと思ひます。だから共済制度のはうは全部任意継続被保険者のルールはないのです。だからしたがってやろうと思へば、政府で、自治省が熱意があれば、あなたのほうで音頭をとつてやるとなればやれると思ひます。したがって、出された案についてはまだ検討中ですが、ただこれは一つの経済団体ですから、したがって経済を無視してやろうとするのはどこかに無理がある。国がどれだけ負担をすればいいかというところも出てくると思ひます。したがってその点はひとつやつてください。忙しいでしようけれどもやつてください。

それから、次に短期給付の掛け金の上限ですね。これも健康保険法にあるのです。それと被保険者と、それからこの事業主の負担、これも組合管掌についてはあるのです。ところが地方公務員には抜けちゃつておる。これも立法当時私には相当主張したのですが、時間足らずでこれはそのままになつておつたのです。これはいまでも問題になつておる。もちろん掛け金の形態は違ひます。健康保険は平均標準報酬をとつておる。国家公務員の場合は給料が基礎になつておる。若干財源の条件は違ひますけれども、ある程度これは上限が必要だと思ひます。無制限にやっぱり本人の負担を出すといふことは問題があると思ひます。これはしかし事業主が見なくちゃならぬ問題があると思ひますが、この点についてはどういふ御見解ですか。

○政府委員(山本明君) おつしやいましたように、短期給付の掛け金率が東北など数府県で千分の百をこえておるといふ高いところがある。最近の傾向は、関係者の努力、組合員の方々の非常な御協力によりまして、四十三年と四十五年の四月一日を比較しますと、百をこえておる団体を見ますと、七から四に減つておる、減少の傾向にござります。そこで、この問題につきましては、一定率以上をこえたものにつきましては地方公共団体が補助をするという制度を考へてみようではないかといふことで、先般来検討を進めてまいつたわけがござります。この問題につきましてはそういう方向で進んで、なおかつ補助金を出した団体には、財政的に、特交といひますか、何かそういうものでもお世話しようじやないかといふことで部内で検討を進めてまいつておるのでござります。もう少しその辺のところを見たいといふことで、実は率直に申しまして、この一年間延ばしておるわけがござります。ことしじゅうにやりたいと思つたのでござりますけれども、傾向線から考へまして、もう少し様子を見ようといふことで、あと一年間御猶予をいただきたい、こういう考へ方でこれも作業を進めておるといふのが実情でござります。

○山本伊三郎君 四十三年度の医療費の關係——四十四年度はだいたい上がりますよ。これはあなたがどう思つておるか知らぬが、上がります。まあいよいよ九%以上、医師会との間で話になつたので上がりますから。まあ医療費が上がる、あるいは下がるといふことは別として、一応法律上の措置をとつてほしい。法律がむづかしいならば——いま言われたように、平均標準報酬と給料と比較すると、健康保険は八〇%になつておるが、おそろく九〇%ぐらいに、比較するところなると思ひます。したがって、公務員の場合は上限は九〇%だ。そこで負担割合はやつぱり折半じやいかぬ。健康保険では相当負担割合が違つております。はなはだしいといふと悪いのでござりますけれども、四対一という負担割合もある。あるい

は五対四ですか、そういうことで、かりに非常に割合が狭まっておつても、折半というのは、厚生省も折半を非常にいま主張しておるわけですが、これは事業主の肩を持つたやり方であつて、労働者の肩を持つたやり方ではない。これは戦前はほとんど折半ではなかつたんですね。したがつて、そういう負担割合も考へてみる用意があるか。

○政府委員(山本明君) おつしやいましたように千分の九十二、三ぐらいになるだろうと思ひますので、その辺が一つのめどになるだろうという気が私はいたしております。したがつて、私は、それをこす分につきましてどうするかという問題が出てくるだろうと思つております。負担割合は、一応われわれはいまのところ折半だという考へ方で作業を進めておるところでございます。

○山本伊三郎君 厚生省は課長さんですからあまり追及をしません、あなたは主として事務レベルでやつておると思ひます、すでにやつておると言われますが、大体この負担割合を事業主が多く持つと思はれ、あとで労災、あるいは地方公務員の災害補償の問題のときにまた言ひますけれども、やはり労働者の疾病というものはその事業からくる影響というものがあつた。これは医学界においても証明されておる。これは職業病だけではないんですよ。そういう仕事に勤めておることによる、いままでは私病といつておりましたが、業務上になつて私病として健康保険なり短期給付をやつておりますけれども、事業主が負担すべき性格のものがあるわけなんです。それによつて負担割合を変へたんです。事業主は多く持ち、本人は少なく持つという思想はそこから出てきた。折半というのはわれわれは承服できない。地方公務員全部折半にした、そこに一つ大きな問題が残つておる。これは国家公務員との関係もありまして、けれどもね。したがつてこれは私は率直に申しますけれども、事業によつて変わつてくると思ひます。現業関係の事業体については疾病率は高くなり、そういうところにおいては、負担割合は労働者が少なく、事業者が多く持つ。これがだ

んだん事業内容によつて変わつていくということはある得ると思ひます。したがつて、いまのようになつて折半だと法律で定めず、融通性を持つた法律の体系にして、あとは事業体、事業体によつて考へていくという方法が私は適切だと思ひます。法律で三対四とか、あるいは一対四とか、そういうことでなくて、ある程度融通性を持たすということが私は必要だと思ひます。

○政府委員(宮澤弘君) あるいは一般的なお答えになるかもしないかと思ひますが、ただいまおつしやつた御趣旨はわからないことではないと思ひます。確かにその業態によりましての相違というものはあるかと思ひます。御指摘のように、民間の健康保険組合の場合には、事業主のほうが多く持つてゐる組合、組合財政その他、あるいは事業主の態度によつて、そういう組合があることも承知をいたしております。これも申し上げるまでもなく、政府管掌の健康保険につきましては一対一の負担でございます。そういうことになりまして、国家公務員にしろ地方公務員にしろ、やはり国民の税金によつていろいろ運営がなされてゐるわけでございますので、そういう一般の民間の人たちの処遇、特に職員に有利な健康保険組合というものを対象にするばかりでなくして、やはり一般の政府管掌の健康保険組合の状態というふうなものも考慮に入れて考へなければいけない、こういう気もいたしますが、御趣旨の点もわかりますので、御趣旨の点も含めましてもう少し検討させていただきますと思ひます。

○山本伊三郎君 宮澤さん、あなたは相当頭のいい人だからそういうふうに答へますが、それはだめなんです。政府管掌の組織はこれは中小企業がおもなものです。大企業はすべて健康保険組合をつくつてゐる、現在政府管掌では毎年相当大きい借金をしてゐる。これがもう三千億をこすかもわからぬような状態だということ。厚生省当局から聞いておる。なぜ民間の政府管掌が負担割合を変へられないか。それだけ中小企業に大きい負担をさせるのは一つの政策上の問題である。その点は、大蔵大臣と私相当論争いたしましたけれどもね。したがつて、政府管掌も折半だからこつちも折半だというあなたの論議はよくには通らない。法律上はそうなつておりますけれども、事案はそうじゃないんですよ。政府が大きな負担をしてゐる。したがつて私が言ひたいのは、政府管掌の中、小企業を対象とする健康保険組合のように、地方公務員、国家公務員の場合に政府があれだけの短期給付を負担してくれませんか。くれるならば折半でよろしいですよ。政府は一文も出してないで、短期については、そういうことではないで、あなたがのめりやうと思つたのであります。法律上は、そうですよ。しかし実情はそうなつておられない。事實は、政府管掌に対して相当政府は金を出してゐる。それで健康保険法をつくつたり、健康法の改正で相当あんな徹夜国会をやつたりした。そのときには、厚生大臣は山本さんの言ひとおりでござつた。個人的には納得すると思ひます。だけれども、政府全体の制度になるとなかなかそうはいかない。厚生省のほうも困つてゐる、あの借金で。そういう実情というものを、法律の制度よりも実態というものを一つと把握してゐない。私は負担割合は折半でもいいんですよ。政府が中小企業を対象とする政府管掌の健康保険のやうに、あれだけのめんどう見てくれますか。それなら私は納得しますが。

○政府委員(宮澤弘君) 私が申し上げたいと思ひました趣旨は、公務員の待遇というものは私ども改善したいと思つておるわけでございますけれども、やはり一般の国民全体ということも常に頭に置いて考へなければいけないということで申

上げたかつたわけでございますが、私自身のあるいは知識の不足で、申し上げることに誤りがあると思ひますればそれは訂正をさせていただきますと思ひます。

○山本伊三郎君 大臣、これはいろいろ問題はたくさんあります。ありますが、日本の社会保障制度がきつて欧米より低い、おくれれておると言われておるのをどうか取り戻さなければいけないということでは私は意見を述べてゐる。それは大臣はそういう点は十分御承知です。日本の社会保障制度というのは欧米から見ると非常に低いのです。特に年金は低い。そういう、私真剣に政府はどう考へてゐるかということに対しては、いまきつめて不満をいふことが、不安を持つておる、逆に。したがつて、いまの宮澤さんのことばじりをとらえて言ひたいのですが、往々にして政府は、そういうことを言う。国民一般といふから、いま国民健康保険、共済の短期、これは全部、国民全部が被保険者の組合になつておるのです。全部です。これは国民全部のことですよ、私の言つてゐるのは、ただ地方公務員の共済制度を取り上げておる。ただ地方公務員のことを言つてゐる。健康保険の問題は国民皆保険として全部かけておる。そういう意味において、いま地方公務員という限られた範囲で論議しておる。そういう点で私は健康保険の組合管掌という、地方公務員の事業体は全部で二百何万といふのですけれども、教員を含めたら多かつたと思ひます。十何万といふの従業員である。それと違ひます。公務員の数といふのは実に多いものだから。したがつて、そういう点から考へたら、地方公務員についての負担割合はやはり検討する段階に私はあると思ひます。そういうことについて全然否定的であるということについては私は異議があるのですが、しかしここで宮澤君に何言つても、そう検討するということもなかなか言ひかねると思ひます。厚生省はなかなか聞かないんだ

から。厚生省は折半に指導しているんだからね。逆にいままでの負担割合はかりに違つても、厚生省は折半にせい、折半にせいと言っている。課長はあまり責めさせんけれども、そういう指導をしているんです。だから私はどうも法の精神を、政府は各省ともこの問題については私は時代逆行の方向に向いてるんじゃないかと思うのですが、この点についてどうですか。

○政府委員(山本明君) 三十七年の社会保障制度審議会の御意見がやっぱり一つございまして、それによつておそろく先生のおっしゃいました政府自体の問題として折半の思想というのがあるのではないだろうか、こういうふうな考へておるわけでありまして、それから公費負担の問題の場合に、やっぱりその公費というの、税金といひますか、そういうようなもので、国民のお金をいただいておられますので、やっぱり負担をする場合には、いまいいました社会保障制度審議会の御意見に従つて折半というふうな考へて動いておるというのが実情でございます。

○山本伊三郎君 社会保障制度審議会の内幕、内容はここで言いませんが、あの委員ではさるるわれわれ反対したのですが、結局いまの日本の社会制度の実情においては勝てなかつたわけですね。したがつて、あの委員がすべて労働者の代表じゃないわけですね。したがつて結局ああいう答申になつてやつたのですが、相当反発をしましたが、これはしかし、私は力には負けますよ。政治は力です。負けますよ。しかし正しいことを曲げておつたら世の中どうなるかというのを政治家として考へなさいかね。だんだんとそういう方面に向いていくということは、現在は労働者も、比較的経済高度成長のときですから、まあまあいいますけれども、やがてこれが大きく大問題になるというときに、政治家としてはああそうかということになると思うのですが、あなたは社会保障制度審議会の答申をたに言われるということとは知っているから、先ほど言つたように検討するということとは言えないだろうと言っているんで

すが、これはやはり政治家として考へなければいかぬので、大臣もひとつ、あなたの答申は求めませんけれども——立場があるから求めませんけれども、十分この点も考へていく必要があると思ひます。この問題については一応この程度にしておきます。

復唱しておきますが、掛け金率の上限については、先ほど山本部長言われましたように約束されましたね。したがつて、九二、三％が健康保険の八〇％相当、それは認めましよう。標準報酬と掛け金の相違でありますから認めますが、それ以上上がった場合には事業主といひますか、そこで措置するということについては、その点約束していいですね。

○政府委員(山本明君) 一年以内に何とか措置をしたいと、作業を進めておる最中でございまして。

○山本伊三郎君 もう一つ午前中に質問しておきます。

これは退職年金の計算基礎なんです、三年平均ですね、これは公務員の実態から見れば、やめるときは別として、昭和三十三年十二月一日以降に入つた人の退職金の計算基礎が三年平均、これは結局一年以上常態なままでやめた者についてはその退職時の給与の計算でいくというこの方法は、一応一歩前進ということですね。考へるべきであると思ひますが、その点どうですか。

○政府委員(山本明君) ちょっと先生の御質問が、私もあまり勉強しておりませんでしたのでわかりませんでしたけれども、一応今回の修正は激変緩和の措置としてとられたというふうな聞いておりますので、先生の言われた意味がちょっとと私理解しかねましたので……

○山本伊三郎君 いわゆる更新組合、あれについては衆議院で修正されましたが、あれは更新組合、いわゆる厳格に言う昭和三十三年の十一月三十日までにおつた人についての措置としてあつた措置をとられたのですが、私はそれでなく、それ以外の人については三年平均の給与で退

職金を計算する。これは私は三年平均でなくてやめた当時の——当時というのは特別昇給というのは含まなくてもいいけれども、この場合はこれは既得権じゃないですね、新しい組合ができた後に入つた人の問題ですから、そういうことについてどう考へるのですか。

○政府委員(山本明君) これはいろんな年金と関係ございまして、まあ一つには先生御承知のように、厚生年金が全期間の平均報酬になつております。それから国家公務員が同様に三年になつております。公企体のほうもたしかそのときの給与だったと思ひます。それやこれや考へますときに、やっぱり地方公務員の場合におきましては、国家公務員の年金と均衡をとつていくということになりますれば、勢い三カ年の平均俸給というものを基礎にせざるを得ないというふうな考へられるわけでございます。

○山本伊三郎君 それじゃ聞きますが、三年平均というのはどういふ論拠で三年平均にしたのですか。

○説明員(佐野政一君) これは、地共法は国家公務員の共済法に準じて立案するということで、当時国家公務員共済法が三年平均をとつておりましたのでやつたわけでございます。国家公務員の共済制度ができましては、たしか退職時のなまの給料をとおつたわけですが、社会保障制度の一環として、厚生年金等の取り扱ひを考慮してそういう三年平均という思想を導入したというふうな聞いております。

○山本伊三郎君 何かといへば国家公務員がそうになったからそうしたんだというのじゃなくして、やっぱり立法を提案する政府としては、国家公務員でやつたからこれはそうやるのだといつて無条件に理由もわからぬでやるというのは私はおかしいと思ひますね。なぜ三年でやつたか。公企体はそのときの給料ですね。私は、残念ながら、国家公務員共済組合法を審議するときはちょうどまだ国会に出た当初であつて、それが通つてしまつ

たあとでした。昭和三十三年でしたか、春の国会で国家公務員法が出た。そのあと私は地方公務員でだいたいやつたのですが、三年の論拠はない。フランス、西独ですか、これはイギリスは五年平均になつておりますね。向こうのほうの場合は、実はこれは雇用形態が違ひますね。年がいくと給与がダウンするところがあり、したがつて、やめたときの給与は必ずしも高くない状態が国によつてあるところもある。そういうことから、本人の利益を見ると、五年ぐらいの平均にしなければ、やめるときは給与が低いから年金が下がるというところからそういう制度をしいているところもある。これは組合員の利益のためです。日本の場合にはそういうないのです。三年の論拠はともない。しかも公務員はやめるときに、毎年定昇がありますから、上がつていくことになつてますね。三年の論拠は、私は内閣委員会で聞いたのですが、ないのです。ないはずなんです。ただ、年金額を少し減らそうというふうな悪い魂胆があつたのではないかとはいへば、そうでもないといひます。しからば何ですかといつたら、ないのです。したがつて、そういう論拠のないものはすつとやっぱり公務員の利益を考へて、やめるときは給与にしたらどうかというのが私の主張なんです。しかも、三年というのはいささか正しい理論があるのだというなら教えてください。

○政府委員(山本明君) おっしゃいましたような御意見もあろうと思ひますけれども、一応地方公務員の給与というものは、国家公務員と公務の特殊性、それから内容その他から見まして大体類似性があるというところで、給与につきましてはこれと均衡をはかつていくという基本的な姿勢を持っておりますので、その姿勢のもとに、三年というの、国家公務員が三年でございまして、こちららのも三年にしたということであらうと思ひます。

○委員長(山内一朗君) 暫時休憩いたします。午後零時十四分休憩

午後一時三十分開会

○委員長(山内一朗君) ただいまから地方行政委員会を開いたします。

昭和四十二年、昭和四十三年及び昭和四十四年度における地方公務員等共済組合法の規定による年金の額の改定等に関する法律等の一部を改正する法律案を議題といたします。

休前に引き続き質疑を行います。

○山本伊三郎君 それでは午前中に引き続いて、あ

大臣がいまちよつとおられないので、いまの問題に關連して、いわゆる衆議院で修正された分についてのことについてちよつと質問しておきたい。修正者はおられますが、そういう質問はいたしません。

実は、午前中に最後に言ったのは、給与年額の決定の問題ですね。これは本法の規定ですから、これについてはやはり国家公務員法に準じてやっただから理論的根拠というものはわからないというところだと思ひますが、それはそれとして、今後の検討の問題として残しておきたい。これは真剣に一応考えてもらわなければならないということをおきまつておきます。

それから、いわゆる更新組合員に関するいわゆる修正部分ですが、これは当時御存じのように寺本課長さんが、いま自治省にはおられぬと思うんですが、あの当時は相当この問題は、表では議論はないが、その当時の当事者は相当話をした、御存じのように。冒頭に申しましたように、国家公務員共済組合については、それは国家公務員の対象は恩給法の諸君がほとんどである、一、二現業はありますが、したがってそういう問題は起こらなかったんですが、地方公務員の場合には、市町村それから県の職員、学校関係の職員、それから警察その他たくさん包含されてまいりますね。それを一本に統合するというので、相当問題があったわけなんです。したがって、共済組合法の長期給付等に関する施行法の中で相当複雑な規定

をしておけることは御承知のとおり。その当時問題になったのは、特に市町村の場合には資格年限が十年のところもありましたし、あるいは十二年、十三年、十五年、十七年、十七年は恩給法の限界であつたから十七年以上というはおそらくなかつた。そういうものを一本に統合すること、無理があつた。特に地方自治の本旨からいって、これは給与ですからこれを一本に統合するということは地方自治権の侵害に通ずるのではないかと、このことは議論をされて、しかも各市町村におけるこのことの議論をされて、既得権といふよりも、既得権といふよりも、資格年限についても経過措置をとつたことは御承知のとおりですね。その際に問題になつたのは、いわゆる給与年額ですね。その当時は、いま残つておるところで四十何団体、やめるときには本人の意思に反してですから、強制してやめさせよう、一応やめるときは特別昇給といふんですが、そういうものについては認めようといふこと、すべて認めました。指定都市のこの問題があつたことはあるんです。指定都市のように追加費用はその一市において負担するなりいふですけれども、他の市町村共済組合では多くの地方団体が集まつておられます、市町村に。その場合に、そういう特別昇給の財源というものはその市町村共済組合の包含する各市町村も実は負担しなければならぬ。そうすると、そういうものをやっておる市町村共済組合とそういうものをやっていないところとは非常に財政負担上不公平でないかという議論があつたわけですね。そういう議論までした後、とにかく認めようといふことになつて、あの法律ができたわけですが、それが、それを昭和四十二年に一切これを認めないといふことで取つてしまつた。それは非常に私は無理だと思ふんですが、たまたま私は地方行政委員会におられなかつた関係で、それが通つてしまつたあとにわれわれは気づいたことですが、したがつて法律制定の当時の経過からいって、いま既得権を取るといふ自治省の意向といふものは私は

わからぬのですが、そんなら冒頭に申しましたように、前の恩給のときは政府もかつてにやつたらしいといふこともありますが、しかし、地方公務員共済組合は組合員がお互いに扶助の精神でやろうといふことで自主的な考え方でいくことになりまして、その点組合員に何も知らさないで一方的に法律改正をするといふことは、政府の意図が私はわからない。そういう点についてどう自治省当局が考えておるか、修正部分についての問題ではない。その修正される以前の考え方についてどう自治省は考えておるか、この考えを一応聞いておきたい。

五号上げるとか七号上げるとかいうような、そういうような運用が行なわれるであろうというように、これはおそろく予想していなかったのではなからうか。私どもが聞いております限りでは、そういう認識であつたろうと思ふのでございます。それが、新法が施行されてその後運用の実態を見ますと、かなり各地方団体によりましてまちまちの運用が行なわれて、こういうことで、昭和四十二年に改正法を御提案を申し上げて御審議を願つた、こういうふうに私どもは経緯を聞いてゐるわけでございます。

○政府委員(宮澤弘君) 修正以前の問題についてのお尋ねでございます。私どもも前の経緯を聞いて御答弁を申し上げておるわけでございます。あるいは山本委員のほうは事情は知悉しておられるかもしれないのでございしますが、先ほど御指摘のように、新しい地方公務員の共済制度をつくります際には、確かに国家公務員に比しましても非常にいろいろな職種がございします。それから組合の教もそれまでいろいろなものでやっていたわけでございますので、確かにこれを一本にするといふことについてはいろいろな問題があつたといふことは私も聞いておるところでございします。そこで、三十七年に新しい制度をつくりました際に、たゞいま御指摘のような問題について手を打つていけば、まだそれはそれで一つの考え方ではないか、こういう御指摘のようでございます。私が、私も聞いておりますところでは、三十七年に新しい法律をつくりました当時、まあおそろく各地方団体がいろいろやっております実態についての認識と申しますか、その把握が不十分な点があつたろうと思ふのでありますが、制度自身を、条例自身の中ではつきり退職時に何号昇給をさせる、こういうふうな規定を設けていたのではなかつた、実は条例に基づきます運用と申しますか、内規によりまして各地方団体がいろいろやつていたようでございします。したがしまして、当時自治省といはしまして、たとえば退職時に

五号上げるとか七号上げるとかいうような、そういうような運用が行なわれるであろうというように、これはおそろく予想していなかったのではなからうか。私どもが聞いております限りでは、そういう認識であつたろうと思ふのでございます。それが、新法が施行されてその後運用の実態を見ますと、かなり各地方団体によりましてまちまちの運用が行なわれて、こういうことで、昭和四十二年に改正法を御提案を申し上げて御審議を願つた、こういうふうに私どもは経緯を聞いてゐるわけでございます。

○山本伊三郎君 まあその当時、私は言ひ分はたくさんあるんですが、あの当時の自治省の資料といふものは全くなつておらなかつたんです。それをわれわれは一応ぜひこの際通してもらわなければ、国家公務員のやつは四年前にできておるから、この際何とか、あのときは安井課長さんが自治大臣で、池田さんが総理大臣で、池田さんにも数回来てもらつたんです。相当議論が白熱したところなんです。一つの国会ではあれが成立せずに、継続審議で臨時国会で成立した経緯があるんです。だから、したがつてその当時資料も十分でない。したがつて、もう二、三回出直せと言つたんだが、できなかった。しかし、一応もう国家公務員もできておるし、国家公務員の関係もあるから、地方公務員から国家公務員に移る人もあるし、そういう関係でぜひついてももらいたいといふことで、無理に要請されて、まあ無理といふか、相当強行されて通つたわけですね。したがつて、知らなかつたといふことで済むなら私は何でもそれでいいかと思ふんですね。知らないのはだれの責任だ。そういう現状といふものがあることはわかつておる。そういうのはわからなかつたのであつたらう。われわれはそういうことは気づいておつた。しかし、問題はあつたと思ふけれども一応そういうことでいったんだから、われわれとしてはそれでよかつたと思ふ。それがこれから問題ですよ。それなら変えるときに、そういう関係団体

に、こういうものがあると、これは相当不合理であるからという一言でも言ったんです。しかも、私は経緯を申し上げます、私は社労の委員長をしておりまして、そのころ健保特例法でとてもそういうひまがないときに、あのときの寺本課長ですか、私の室へ見えまして、ほんの時間の間のすきをねらって私は話をしたわけです。そのとき、改正の要綱を、こういうものを出しますというのを見ました。しかし、そんなものは一つも載っておらない。軍人の恩給の關係上一応ブラスになるやつですから、それはよからうーばくがよからうと言つて出したんじゃありません。やはり共済組合の關係があるからといって私に見せに來られたことは事実ですよ。ところが、通つてしまつたあと、あれは附則で改正しちゃつたんです。それで、私はすぐ健保のあの、八月の十五日だった、臨時国会で非常に疲れてた中で見て、共済組合で調べてみたら、意外にもそれが実は通つておるわけですね。それで、私はそのとき議事録も見ましたし、それから提案理由の説明も見ましたが、提案理由では一切触れておらない、そういう重要な問題に、私があとでいろいろ言つと、とにかく国会で通つたんだから、国民の代表がそういうふうにしたんだからそれでいいじゃないかと、それから、それは私は無理だと言つて、国会議員といつたて神さまじゃないですか、そういうことを一々検討してみろということについてはミスがある。しかし、ミスがあるというこのいい悪いは別として、しからば提案理由の説明で一言でも触れておりましたか、大臣が。そういう重要な問題に触れてないでしよ。政府がそういう改正をやるということ国民に何も知らさずに、その關係団体には一言も言わぬと、そしてあの法律を通しておるのです。そういうやり方は私は民主主義であるかどうか。しかもこの行政法といつても、この公務員共済組合法は福利立法ですよ。行政法の中でも、特に組合の実態を考へてつくらなければいけません。お互いに考へて、組合員のほうもそれでよからうということであ

くつたんでしよ。それを掛け金半分取つていてしよ。掛け金取るということではしよ。恩給のときには掛け金ないでしよ。そういう法律の性格と、この経過から見て、これに文句をつけるということは私は非常に問題があると思う。そういう点について、あなたが聞いている経緯は、それは一応表面の経緯はそれでしよけれども、実態がわからなかつた。あとでわかつたから、そういう改正案を出したというなら、改正の手續上私は民主的にやつておらない。だれも知らないでしよ。国会議員も、提案説明に載つていないのだから、知るはずないでしよ、一々前の情報を聞いてみて、検討してみてもやらなければ。わからぬほうが悪いというのですか。そういう言い方であれば、これは行政府として責任あります。立法院がそこまできまかな—重要なことだが、しかも附則で本法を改正してある、そんなことまで一々検討するということは容易なわざじゃない。そういう結果通つてしまつた。そのとおりですよ。あなたの言うことは間違いないと思いますけれども、経過はそういう状態です。そういう責任を立法院だけに負わすということ、私はけしからぬと思うのです。そういう点はどうですか。

○政府委員(宮澤弘吉) 当時の提案理由には、おそれる山本委員御指摘のように、書いてなかつたようでございます。ただ手続といたしましては、地方公務員の共済組合の運営審議会等にもかけて、そこには職員の代表の方がおいでになつて、御説明はいたしております。しかし全般といたしましては、確かに一般的にPRと申しますか、そういう面で不足をしておるのではないかと、そういう感じはいたします。

○山本伊三郎君 不足も不足、一番關係のあるところが全然知らぬ間にやるといふのは、これは一部分だから問題にならぬけれども、それは国民の半数でも關係のある法律案だつたら、大きな問題になりますよ。そういう点はやっぱり慎んでもらいたいと思うのです。そういう意味から私は取り上げてゐる。そしてああいう修正になつたの

です。したがつて私はその当時の事情からずつと知つてゐるものとしては、あれでは私は全く不満です。不満というよりも、あの当時私が言つたことでおさめればそれで済まつたと思ふ。あの当時私の意見出したのですが、それがあつたふりに、何か要らないことをやつたんだというふうな考え方があの修正案に出ています。だから四十七年に終つてしまつたのだ、それはほんの経過です。そこにも大きな矛盾があるのです。四十七年までにやめなければその権利はとられてしまふ。早くやめなくちゃ損だ。大体特別昇給をしたというところは、長く勤めた人に対して優遇しようという精神で、ああいう条例はあまりなかつたから、あるいは規則なり慣行でやつておつたのです。ね、長期やつた人が、もうこれを、法律がなければやめろということではしませんけれども、おそれるそういうことを意味するような形でとられてしまふ。しかたないでしよ。四十七年以後の人には適用しないのだ。それ以後はしない。せつかく長い間つとめてやつてきて、そういうことがあるだろうというのをまづ期待をして入つた人の権利を取つちまうのですから—一つの権利ですよ、既得権ですよ。こういうものに對してわれわれ承知しないと思ふ。この点どうですか。

○政府委員(宮澤弘吉) 衆議院の修正について、私ここで云々をするつもりはございません。ただ、いま山本委員からお話の中で、既得権の侵害ではないか、こういうお話がございました。これも私聞いたところによりまして、以前の国会でも、こういうものは既得権であるかないかという御議論が行なわれたようでございます。で、まあ既得権とか期待権といふものを、法律の概念自身はつきりしない面もございまして、私はまあ既得権とか、期待権とかいふそういうものの侵害であるというふうには考へる必要がないのではなからうか。ただまあ多くの職員の人たちが、自分たちの団体としてこういう運用をして、したがつて、自分たちもそういう恩恵を受けられるのかもしれないという希望を持っていたらう、

こういうことは容易に想像ができるわけでございます。法律的な既得権とか期待権の侵害になるのではないかと、こういうことではなからうか、これについては私は消極的に考へるべきではなからうか、こういう気がいたします。

○山本伊三郎君 これはほかの問題に派生する問題ですが、労働立法と行政立法とのいろいろの問題も關係あると思ひますが、常識で考へて、その市町村に雇われるときには、退職するときにはこういう条件がある、もちろん給付はこういう条件、ということに入つてくる。行政關係だから一方的に首長は雇うんだ—どういふ条件だろうが無条件だろうが、と主張する學者もありません。しかし、私はそれはいけません。そのときの条例、慣行による給付を前提としてその人がそこに奉職する、めくらめつぱりには入つてきませんよ。そういう条件で入つてきた人に、一ぺんもそういうことを言はずに権利を取つちやうということ、これは既得権侵害だと思ふ。あなた自身そうですよ、立場は違ひますけれども。あなた、たとえば公務員として入るときに、意識するしないにかかわらず、こういう条件でということ、大学出て入つたんでしよ。それが条件悪かつたら入りませんよ。それと同じことです。それを既得権と言わずに何と言ふのですか、私はやつぱり既得権だと思ふのです。入るときになぜそれを公示しないか、そういう關係者にこうなんだということを言われないかという事です。それは言つてさへおれば問題ない。それを本人が承諾する。それを言つてないのです。そういう点について、私は従来のやり方についてきわめて非民主的だ、これを主張するわけ

○政府委員(宮澤弘吉) 先ほども申しましたように、一応形式的な手續は踏んでゐるわけでございますけれども、確かに御指摘のように、關係の市町村なり何なりといふものについてのPR、そういう点については十分でない点があつたように私は思ひます。

○山本伊三郎君 これは大臣おりませんが、私は将来もこれは続けていくと思ひます。したがって、一応衆議院で修正をされたのですから、その好意について私は無にしませんよ。一たん法律が改正されたものを、前の問題の若干の事情を勘案してああいう修正をされたということについては好意については私は無視しませんが、しかしそのやり方、内容については私は問題がある。これは十分ひとつ考へてもらいたい。でないと、われわれ絶対この問題はあとへ引かないつもりですが、その点どうですか。

○政府委員(宮澤弘吉) 私どももいたしましては、四十二年のときの経緯、それから今回衆議院が御修正になりました経緯、衆議院のほうでは一度に急激な変化を与えるということとは適当ではなからう、こういう激変緩和的な意味で御修正になったように、私どもは御議論を拝聴いたしてはいたわけでございまして。現段階といたしましては、まあその辺でこの問題を解決していただくということが一つの方法であらう、こういう感じがしたわけでございまして。

○山本伊三郎君 この点は、宮澤さんもよく言うことを全然否定してないと思ふのです。私は、そういう不満とかそういう不合理を残すことは、この共済組合法の今後の運営に問題があるから言つておる。これで終わるなら私もそれで引き下がります。そういう問題があつたに大きい問題として残つてくるのが共済組合運営について相当問題あるから私は主張するのであつて、これ以上はわたつてあなたに質問いたしません。修正は一つの方法である、こういうことはおそろく言えないでしやう。言えたいへんなことになる。それでけつこうだと思ひます。

次に、だんだんと問題が具体的にありますが、遺族の範囲、これはひとつ考へてもらわなければ。これは立法当時問題になつておつたが、特に配偶者の場合、女子の組合員の問題、非常に遺族の範囲において問題がある。この問題についての考へ方、私から言わぬでもわかつていゝでしやう。

り、私は言ひませんがわかつていますね。その点について。

○政府委員(山本明君) 遺族の範囲につきましては、かねてから国会で質問ありまして、おっしゃいますように、厚生年金との関連におきまして、厚生年金のほうに有利であるというよりなことで、第六十二回国会におきまして衆議院、参議院とも地方行政委員会におきまして附帯決議がついたことも存じております。したがひまして、今度のこの法案を提出しますまでの関係各省と意見調整をしたのでございまして、若干問題ございまして、今回間に合いませんでした。といひますのは、国家公務員の共済組合との関連もございまして、どうしても間に合ひなかつたのでございまして。しかし、これも一年以内に片をつけまして、次の国会までには何らか目鼻をつけたいとせつかく努力をしておるところでございまして。

○山本伊三郎君 これは一年以内にこの遺族の範囲については、これは長い間の問題でし、せつかくあなた公務員部長として来られたから、今度の国会までにこれをひとつづつ實現するようにやつてもらひたい、それでいいですか。

○政府委員(山本明君) できまして努力をいたしまして、實現するように努力いたしたいと思ひます。

○山本伊三郎君 努力ということ、努力したけれどもだめだつたというのを言わぬでほしい。いつもそういうことを言うのです。あなたはまじめな人だと思ふから、その点大臣にちゃんとやつてくだされ。信頼しておきますよ。この信頼を破つたら承知しませんよ。

次に一時金の選定ですが、これも問題になつてゐるんですが、女子の場合は四十六年までになつてゐるので、男子もそうするといふ考へ方についてはどうですか。

○政府委員(山本明君) これは、各種の公的年金制度の関係におきまして通算退職年金制度を創設した趣旨といふのは、それぞれのものを通算していくといふ趣旨だろつと思ひますが、この選定の

問題につきましては、そういう制度ができた機会に、従来一時金をもらつておるそれがなくなつて、そういう関係から選定制度を取り上げたのだではないだろうかと思ひます。したがつて、ただ急遽に、これもいきなり通算だ、こういうことにきめてしまひますところに問題があるから、男子の場合は二回でございまして、延長してきておるといふことであらうと思ひます。制度的には、私はやっぱり通算して年金をもらふといふのが筋だろつと思ひます。そういう点から申しますと、選定をすることは制度の趣旨としてあまり好ましいことではないであらう。ただ本人が、従来の経緯からみて、一時金をもらひたい、こういう場合に、これを一定の期間を区切つて暫定措置をするといふことはあつてもいいんじやないだろうか、そういう観点から見ますと、二度はとも先生御承知のように延長してまいつておりますから、まあこの辺が最終的なところではなからうか、こういう気が実はしておるわけでござい

○山本伊三郎君 年金の本筋から言つたらあなたの言われたとおりです。一時金より年金を出すといふのが年金制度ですから。一時金といふのは、自分のかけたものを五分五厘くらいの利子をつけて返してもらう程度のもので、何となく本人の利益にはなつておらない。六分に回しておけば掛け金より分はいい。年金にするとおけば、これは本筋ですが、ただ問題は、あなた抜かしてゐるのは、何で一時金を好むかと言つたら、スライド制がないでしやう、待つておつたつて実は貨幣価値が下がつちやうです。しかも、それで再び厚生年金に入るか国家公務員になるかあるいはその他公的年金に入れば通算措置があります、なければ六十五歳になつてその金だけ五分五厘の利子をつけて返してもらうのですから、二十年たつたらそんな金の価値はないですよ。しかしスライド制があれば、あるいは一時金もスライド制の関係で返還されるからいいのですが、それがありません。そうすると、そういうものがないのに強制

的にためておきなさいと、ほかのほうの年金に入つたときに通算しますよといふ、その措置自体に、基本的な問題を考へると非常に矛盾があるのです。それでしやう。いまかけた掛け金を置いておくのです。それでやめて、六十五歳でその金に五分五厘の利子をつけて複利で計算して返してくれるのでしやう。十年、二十年たつたらそんな金はどれだけ価値があるか。それよりもいまのスライド制のない年金はそんなに置いておいてもしかたがないから早くくれといふこの主張といふものは、私は年金論から言つて当然こういうことは通らぬけれども、いまの情勢から見たら選定制でいつてもいいといふ主張は私は正しいと見るのですが、その点どうですか。

○政府委員(山本明君) おっしゃいましたようなあるいは事実があるかも知れませんが、やはり政府としてこの問題を取り上げますときには、年金制度の中に乗せていくという努力をすべきではないだろうか。おっしゃいましたようにスライド制の問題が一つのネックになつておることも私たちは認識をいたしておりますが、これもこれなりにやはり解決の方向に向かつていく、本来の制度に乗せていくという努力をすべきではないだろうか。その間に暫定的な措置として、いまおっしゃいましたものがあるいは経過的な措置として出てくる、こういうかっこうになるだらうと思ひます。この場合には、すでに二度はとも延長をいたしまして暫定措置をとつておりますから、もうこの辺でいいのではないだろうかといふ気がいたしております。

○山本伊三郎君 それは実はそういうことよりも、実際は保険経済、年金経済から出ておるものは問題があると思ひます。したがつてそういう選択で、一時金が皆払つてしまふといふことは保険経済にも影響するし、そういう関係で一応通算措置といふもののために実は選定制といふものをこれはとめちやつた。女子の場合は、再就職といふことは日本の家庭事情からいって少なからうといふので、四十六年まで認めたといふことで

ね。約十年ですね。そういういろいろの経緯もわかれ議論の末ですが、私はいまの状態であればやはりもう一ぺん延ばすべきだ。その間に政府にスライド制の具体性が出てくればこれは改めていいです。だからそういう点で、本人はそこで権利を放棄するのですから、だからその点をひとつ考へてはどうかということ、続けてやっていきますが、通算年金はあれは非常に不満があるのですよ。なるほど通算をしてやるということでは、歩前進であつたのです。あれは昭和三十六年ですか、通算退職年金法が通りましたね。通算制度を通りましたね。そのときも議論したのですが、あれは遺族給付はないのです。通算年金には、だから通算というけれどもきつめて制限された通算なんです。そこにも問題があるのです。したがって、私はそういう制度の欠陥をそこで考へていかぬと、通算年金というものは通算したら非常に有利だ。しかし本人限りですよ。本人がぼくりに行つちやつたらしさいですわね。年金制度に遺族に対する給付のないということは一つの大きい欠陥ですね。そういう点をどう考へるか。

○政府委員(山本明君) おっしゃいましたように、通算年金制度につきましては私も問題があると思つております。特に先生のおっしゃいました遺族の問題等につきましては、あるだろうと思ひます。これはやっぱりさらに検討をしてみることがあるのではないかと、このように考へております。

○山本伊三郎君 しかし、わかつていのでしよ。まあこういう問題は経過をたどると大きい問題がありますから、なかなかあなたの方からどうも言えません。ほんとうの本質がわかつていのかどうか。通算年金というのは非常に恩恵的だといふことは一応言われたわけですね。そのかわりに選択制がなくなつた。それと私の均衡の問題を言つていふ。通算年金制度が一般の退職年金のように遺族に対しても給付があるという、いわゆる年々金制度、基本的な問題が盛られていふならばまだいいのです。通算には、本人が

通算してもらうというけれども、本人がなくなつちやつたら、それはしさいなんですよ。そのあぐくに選択制もないぞというよなこの措置については、私はいかに政府といふとも考へるべき点がある、したがって、私はスライド制もない、通算年金は遺族に対しての給付もない、そういう制度を置いておいて、選択制ももうすでに四十五年ですか、四十四年ですか、これはもう男子を廃止しちやう。女子も四十六年にしさいだ、こういう考へ方は法の運用上、法の精神にのつとつた運用でないと言つていふのですから、何とかこの点について、選択制については、しばらく年金制度のスライド制なり、通算年金制度の遺族に対する給付、そういうものを考へて具体的になるまである程度選択制というものは認める論議があると思ひますが、その考へる余地がないかどうか。

○政府委員(山本明君) 先生のおっしゃることもよくわかるんですが、一応現在のところ、先ほど申しましたように、年金制度のあり方としてこの問題を検討いたしますときには、関係の年金の問題もございましょうし、あるいは社会保障制度審議会での御審議もございましょうし、なかなか困難な問題があるのではないだろうかと、すでに経過的な措置として一応お考へいただいたわけでございますけれども、いま申しました関連からきわめて困難な問題があるということでございます。

○山本伊三郎君 それはあなたの立場で困難でしょうが、これは政府全体の立場になるのです。しかし、選択の問題は、別に何年厚生年金の関係も考へぬでもいいのですからね。国家公務員との関係ですから、ごく内輪で話してはかきと申します。すでに男子の場合は二回ほど延長しているのだから、二回やつたやつを三回目どうしてもいかなという法理論はないですわね。だから、私はある程度これは考へる余地があると思ひますが、局長どうですか、大臣に尋ねるのはちよつと事情知らぬから。

○政府委員(宮澤弘君) この問題は、山本委員御承知だと思ひますが、国会修正で延期の措置がとれたというふうには私も聞いております。政府の内といたしましては、確かに国家公務員との関係でございませうけれども、なかなかやはり年金を主管をしております省の意見もございまして、国家公務員の制度の問題もございまして、率直に申しますと、政府といたしましては申しますが、自治省といつたしましてこの問題に前向きに取り組むというふうな御答弁をいま申し上げることはできなからう、こういう私の感じでございます。

○山本伊三郎君 自治省として言えないという立場は、ほくは理解した上でやつていふのです。内閣委員会でもやりましたがね。内閣委員会でも、他の年金制度の関係もあるとか、いろいろ説明するのだが、自治省も政府の一部でしょう。あなたが私が言つた論議が無理であるのだと、いかないというなら私は引込みます。それは国会——立法院といふものはそういうものでしょう。間違つたことをたまたまというものが立法院でして通したんだが、やっぱり情勢の変化でいろいろな問題が出てくるんですね。そういうものを見て変えるというのがわれわれ立法院の考へ方なんです。日本の議会は政府の閣議できまつた法律案を優先しますけれども、立法院というところは間違ひをたまたまというところですね。それで私言つておるんです。それが、日本の慣例では政府の法律案というものは優先して実に取り上げられておる。

その問題がいつもわれわれとしては不満なんです。これは野党の社会党が言うからじゃなくして、年金の実態から考へてどう思ふんですか。私の言うことが無理であるのかどうか。無理であれば引込みます。何とかやはりこの組合員なり被保険者が、相互扶助の精神にのつとつて、やめからうまいくいような形にどうしたらなるかというのを聞いていふんです。聞きますけれども、これをやると財源的にどうなるんですか。財源率はどれだけ変わるんですか。財源率はどない

変わります。

○説明員(佐野政一君) ただいまの通算年金の原資控除の選択を延長いたしましたも、財源率には影響ございません。

○山本伊三郎君 だから年金経済と言ひますかね、そういうものに全然関係はないんです。それなら組合員の選択といふことを許したらどうなんでしょうか。政府は痛くもかゆくもない。むしろ通算年金が有利になつてくれば、本人がむしろ損をするといふことになるんだ、事實はね。それでもあえて選択制を主張しようとする組合員の実情といふのは、先ほど私が言つたとおりなんです。それなのに何で政府はこれにより踏み切らぬか。本人がそうしてくれと言ふんです。そこにどういふ理由があるんですか、どういふ理由が。

○政府委員(山本明君) おっしゃいますこと、私もわかります。ただ先ほど言つておきますように、制度を充実にいきたい、通算年金の制度を充実にいき、国民皆年金といひますか、そういう観点からこの問題を取り上げますときには、きわめて支障があるわけでありまして、そしてこの制度をたとへば社会保障制度審議会に諮問いたしましたも、なかなかやっぱり年金制度自体の問題としての問題として取り上げられまして、非常に困難であるということでございます。

○山本伊三郎君 それはあなたに言うことは私はもう納得はできないし、こういう論議をしてもあなたは理解できないと思ふんですがね。やはりこの年金制度ができるときには大蔵省はすいぶん反対したんです。国家公務員、地方公務員の年金共済法に反対したんです。ようやく昭和三十一年か二年ですか、大蔵省も実は条件をつけて国家公務員の共済法も認めた。どういふ条件かといふと、積み立て金のすべては財政投融資の資金にしよう、こういう諮問がついたんです。国家公務員の場合ですよ。というのは、実は御存じのようにこの国家公務員の積み立て金は相当膨大になるんでしよ。まず、データありませんけれども、おそらく何千億というのがありますね。地方公務

員でもおそろく何千億とありますね。そういう条件をつけている。それはそうですよ、積み立ててもそんなものは四十年後しか実は出さなくてもいいんですね。ほとんど積み立て金残るんですね。それを目当てに、大蔵省は正面から国会で言いませんよ。それは佐藤さんが大蔵大臣のときでしたとたぶん思いますけれどもね。そういう関係で、大蔵省も一応認めたんですね。したがっていまの問題も、実は一時金を出すということは何も損得はないけれども、資金が流れちゃう、若干で済む、ほんのわずかで済む。そこで、実はそういう資金というものはできるだけ置いておきたいという一つのあんなら国会に言えぬ問題がある。年金の問題としてはです。したがって、そういう問題が一つあることは事実です。そういう問題を私はなくすれば、選択制はやつたらたほうがいいと思うんですよ。年金経済からすればそのほうがいいんです。あと、その負担を軽減する、そういう経緯があるんです。そこで私は財源率にどう影響があるか。影響ありませんよ。むしろ財源率は選択制にしてもらったほうがいいと思うんですよ。あとの負担がないんだから。だからそういう点をどう考えているかということね、課長、答えてもいいですよ。

○説明員(佐野政一君) ただいまの通算年金の原資を組合のほうに残しても、いまの財源率計算上は通算退職金と年金の運用を別にしておりますので、そういう点は影響ございません。

○山本伊三郎君 ほかはその問題出したくないから。しからば、当初あれが選択制を認め、財源率を計算してありません。最初、特にそういう希望があるので、いわゆる法律上だけ選択制を一応認めたんですね。財源率は選択制を一つも認めないんです。計算は認めてないですよ。それで、あれ、計算して千分の四十四ですか、最初出したんですね。計算。選択制を途中でやめたのは、一時金を出すという規定、そういうものを考へずに財源率を計算してあるんです。だから全然影響ない、そういうことは言えない。その要素はどこに入っていますか。追及しません、それはきょうやらぬという約束ですからね。それは影響あるんです。だからやめた場合のいわゆる何とない、減額退職年金の要素は入れてあります。一時金の途中でもやめた者、一時金の選択をするという要素は入れてないんです。それで全然関係ないという、あの計算はごまかしの計算になりますね、どちらかというと。

○説明員(佐野政一君) 専門のアクチュアリーが来ておりませんので、その財源率のいまの選択による影響度といいますが、これについては経過的な措置として認めている部分、これは入れておきませんので、その点で、選択が入った場合のわずかの差がどの程度か、これはちょっと私どもわからないわけでございますので、お許し願いたいと思います。

○山本伊三郎君 ところで入ってくるものとたむずかしくなりますからね、やりませんが、しかしあなたが全然影響ないという、影響ないなら初めどういふぐあいだ計算するか、それをまあ聞かなくちゃいかぬでしょう。プラスかマイナスかは別です。計算の結果を見ぬとわからぬ。あれが影響しないというわけじゃない。十九年に一時金を出すという、その計算しか出ていませんよ。五年や十年でやめた者は、それに対しての計算しか出ておりませんよ。だからその点は追及すると長くなるからやめなければ、やっぱり影響するとは影響する。プラスになるかマイナスになるかは別ですよ。計算せぬとわかりませんよ、そういうこと。したがって私は、選択制についてはある程度いまの言ったことから考慮する必要があると思う。したがって、これは一つの法律事項になっているのか、これは法律事項であれば、この国会に間に合わぬですね。一応それは検討してもらわないといけませんね。その点、お聞きしたい。

○政府委員(山本明君) 先ほどからお答えしておりますように、きわめてむずかしい問題がございいますけれども、検討はさせていただきます。と思います。

○山本伊三郎君 いよいよ具体的な問題に入りませんがね、それは検討してください。これはぜひひとつやってもらって、その結果を次に報告していただきたい。これは国家公務員の関係もありますから、地方公務員だけではないかと思う。結果は結果、一べん相談をして検討したあと、こういう理由があるからいかない——これは組合員のことを考えてですよ。こういうことがあるから、まず通算退職年金はこういうことで実現の方向に向かっているのだ、それからスライド制もこういう方向でいくのだというのをあわせて、私が納得するように、今度説明してください。

次に、これは共済組合に直接関係がないのですが、これは所得税法の改正による問題で、互助会に対する所得税法、実はこの掛け金について、社会保険料として控除がおつたんですね、四十年まで所得税法で、これがその後排除されて、いま問題になっておるのですが、この問題について、自治省の考え方、これは大蔵省の考え方が重点ですが、自治省としてはこれをどう考えておられるか。互助会の問題。

○政府委員(山本明君) おつしやいますように、社会保険料の控除の期間が切れますので、われわれといたしましては、大蔵省のほうから、互助会が医療だけを専門にする互助会といいますが、いろいろなものをやる互助会でございますけれども、専門の互助会、医療だけを専門にする互助会であるとするならば、保険控除もやむを得ないというような話も聞いております。関係がございまして、それなら、いつそのこと地方で互助会を二つに分けるよりも、ひとつ短期給付の中にこれを入れて、そしてその中で考えていくことはできないであらうか。そこで付加給付を今回、先ほどもお答えいたしましたけれども、法定給付の百分の十五まで百分の五上げましたのは、そういうものを踏まえてながら考えてみたらどうであらうか。そうして、なおかつ、その付加給付を充実するという方法を考えてみれば、先生のいま御質問の問題にもお答えできるのではないだろうか、こう考えましても、実は四十五年から踏み切った次第でございます。もちろん従来のような方法で、何といいますが、一定の期間また延期するということになりました。これはそれに越したことはございせんけれども、大蔵省のほうからそういう強い態度でございまして、われわれといたしましては、ただ強い強い大蔵省と相争つておつてもいろいろな問題がある、こう考えましたので、前進の方向を見出した。しかも、四十六年から大蔵省はそういうふうな条件を、新しい方向の互助会ならばというふうな条件を、実は内々に聞きまして、いま言いましたような方法で百分の十五付加給付を上げていく。これをさらに二十とかさらに上げていく、こういう態度をとったわけでございます。

○山本伊三郎君 それは了解できるのですがね。短期給付の付加給付の問題だけじゃなくて、互助会ではいろいろ職員、厚生福利の事業をやっておりますからね。そういうものについて、私は所得税をやつたり控除するのがたまえじゃないか。やはり社会保障的な事業ですからね。これは大蔵省も相当やつておるんですよ。だから、基本的にあなたのはどういふものですか、自治省としてはあなたの方から立つてもらわなければ、大蔵省の考え方、直りませんからね。ただ、大蔵省の言い分を私が言いますと、こう言うのですよ。それなら公務員以外の一般民間の会社でも福利厚生の事業をやつておるじゃないか、それには実は所得税法の優遇措置はしております。その均衡上もあるからというのが大蔵官の言い分です。ね。それは、あなた大蔵省の言つたことばですよ。あなたが、これは大蔵省の言つたことばですよ。あなたに言つておるのじゃないか。あなたは実際大蔵社の福利厚生の実態を知っているかどうか。そんな免税どころじゃなくて、ほとんど会社の自己財源でやつておるのだ。職員からそんなけな掛け金を取つてやつておらぬという実態を知つておるか

と。そういうことを、それは均衡論を考えたら、所得税法理論から言へばそういうことは言えるかも知れぬが、あまりにも実態を知らぬというところでは追及しておるのですが、その点はひとつある程度自治省もがんばってほしいと思ひます。でないといふのは非常に、国家公務員もそうだと思いますが、地方職員は、非常にこの互助会という福利厚生施設は、法的根拠はないけれども実態的には非常に大きな活動をしておりまして、わすかな税金ですか、やはりそういう点はむしろ免税控除して、奨励してもいいのじゃないかという気持ちもある。おっしゃったように、医療関係のものは、これは一本に統合してほしい。付加給付、これはもう私賛成です。それができないものでしょうかというふうになったのですが、それ以外のやつを私は言っておりますので、それは理解してもらいたい。これはひとつ大蔵省の關係ですが、自治省も十分その点の根拠を把握して研究していただきたい。

次に健保の抜本改正に伴う短期給付の問題ですね。厚生省はきょう局長は来られないからというから、課長では無理だと思ひまして、来るのをいといと言いましたけれども、いま実は抜本改正でこの医療給付の統合論が出ていますね。これは私は社務におつたときからいろいろ問題にしておつたわけでございますが、この経過は、厚生事務次官にちょっと私聞きましたから概略わかつておるのですが、自治省として、地方公務員の短期給付、医療給付を引き受けている自治省としてどういふ考え方を持っておるか。これは言える範囲でひとつ言ってもらいたい。

○説明員(佐野政一君) これは自治省の關係としましては、地方公務員の共済組合の短期給付がございまして、また国民健康保険につきましても市町村の財政の影響等もあるわけでございます。ただ、ただいままでの社会保障制度審議会、社会保障審議会に出されました厚生省の説明資料によりまして、具体的な数字は私もまだ聞いてないわけでございます。ある程度の構想というものにつ

きましては、組織等について承知しておるわけでございますが、その組織の改変に伴いますところの財政上の影響、そのしたものは聞いておりますので、もう少し詳しく事情を聞いた上で自治省のほうの対応策というものを検討したいと、こういうふうな考え方をしております。

○山本伊三郎君 これは自治省としてお考えになつていただけませんか。すでに社会保険審議会に厚生省、これはもう厚生省といえは政府ですから、政府が実は諮問をしておるのです。諮問の内容を御存じですか。これはもう医療保険全般についての諮問をしてあります。幸いに社会保険審議会ではまだこれは手をつけておりません。医療制度全般についていま議論をしておりますから、その結論なかなか出ないと思ひますが、そういうときに地方公務員の短期給付、医療給付を担当しておる自治省としては、向こうの数字を見てからどういふ言ひのじやだめですか。やはり自分らの考え方というものは一応省議でまゝおめとおかぬといけませんから、それで聞いておるのです。自治省としてはそういうことを論議なり省議しておるのですか。

○政府委員(山本明君) お答えします。

事務的には福利課のほうでいたしておりますけれども、おっしゃいましたように自治省全体としてこの問題大きな問題でございまして、どういふ態度で処すべきか、さらに検討を要するものがあると思っておりますが、まことに残念でございますが、まだそこまでいっておりません。

○山本伊三郎君 残念で、あなたの問題じゃないのだから、局長、どうなんですか。これは相当大きな問題ですよ。地方公務員といつたては、いまのくらにおられるのですか。私は十分把握しておりますが、二百万近くおられるのじやないですか。教員の方々も入れて二百万くらいおられるのじやないですか。しかもその家族を合わせますと、少なくとも四百万ぐらいの対象ですからね。それをまだ事務レベルでどれだけやっておるか知りませんが、これをただ受け身に戻っているとい

りことですか。

○政府委員(宮澤弘君) 確におつしやるように非常に大きな問題である、そういう認識は私も持っております。ただ具体的な案については、まだ私も示されておると思ひますか、案をきめておられますので、したがって具体的な検討をいたしてどう対処するかというこまかい検討を、おつしやるようにこれが非常に大きな問題である、こういう認識だけは持っております。

○山本伊三郎君 案を示しておるとか、そういう問題ではないんですよ。もうすでに審議会には出されておる、政府の諮問案として。それでも知らないのだというのではないと思ひますけれども、おね。もしそんなものを示されなければ、同じところなんだから、政府部内なんだから、自治省も関係あるんだから、どういふものか検討するのがほんとうじやないですか、出されておるものを、厚生省側から私は諮問案をもらっているのです。いま厚生省が来ますけれども、知りませんか。

○説明員(佐野政一君) 厚生省のほうから出された諮問書、それからそれに付属するところの説明資料につきましては、入手してございます。ただ、さらにその具体的な影響がどうなるかというところによる計数的な裏づけの資料でございますが、これが入手してございません。

○山本伊三郎君 厚生省ね、いま実は健保の抜本改正で自治省の所見を聞いておるのですが、あなたのほうから、あれは社会保険審議会に出されしたね、諮問案を。その経過はどうなつていますか。

○説明員(中野敏雄君) 先生御承知のように、健康保険の赤字問題に関連いたしまして、健保特例法の経緯が御承知のようなことで続いたわけでございます。昨年の八月に健保特例法があのような形で議員修正が加えられて、いわば恒久立法化されたという経緯があるわけでございますが、その際政府としては、従前から再三言明しておりますように、各種医療保険の給付のアンパラン

ス、あるいは財政力のアンパランス、また保険料負担のアンパランスを是正するという方向で医療保険の全般的な再編成問題に、いわゆる抜本改正について、昨年の八月から起算いたしまして二年間以内にこれを実現するというのを国会におきましてお約束申し上げたわけでございます。で、そのような趣旨に基づきまして、昨年八月健保特例法の議員修正成立がございました直後、厚生省としての諮問手続を開係審議会に對してとつたわけでございます。その後、ずっと社会保険審議会及び社会保険制度審議会におきましてこの政府諮問につきましても御審議をわすらわしている経緯でございますけれども、現在までのところ審議会における審議は、医療保険の抜本的再編成問題の前提ともなりますところの医療の供給体制の問題にもつぱら御議論が集中いたしておりました。まだ審議が足を入れていないという経緯になっておるわけでございます。しかしながら厚生省といひましたは、ただいま申し上げましたような経緯でもございまして、二年以内にこの抜本改正に着手するといふ観点から、四十六年度予算編成に間に合ふように何らかの形で御答申をいただきまして、これが実現をはかり、したがって、今年末に始まりますところの次期通常国会に所要の法制上の処置をお願いするといふことで努力をいたしておるような次第でございます。

○山本伊三郎君 あなたの諮問案の医療保険に対する様、それだけちょっとお聞きしたい。

○説明員(中野敏雄君) 先礼しました。この諮問案につきましても、実は諮問そのものについては具体的な構想は諮問の成文には入っておりません。しかしながら、抜本改正についていわば關係審議会の意見を問うという形になっておるわけでございますが、これはたいへん白地に諮問といふふうな形にもなりますので、ここで厚生省といひましたは具体的な試案といふものは一応添付して、これをたたき合ひにして御議論願うという形になっておるわけでございます。この厚生省側の試

案におきましては、長期的な事項とさしあたり着手すべき事項の二点に分類をいたしておきまして、長期的な事項のほうには、たとえば被用者保険の家族を地域保険でございまして、この国民健康保険のほうに移管するとか、あるいは先ほど御議論のありましたところの退職者医療の問題、このように含まされておりますが、第一着手として、さしあたり着手すべき事項といたしましては、各種保険制度の財政的なアンバランスを是正する、この観点から、各種保険制度間の財政調整あるいは老人保険制度の創設、こういうふうな案を具体的に示して御議論をお願いしておるわけでありまして。

○山本伊三郎君 いま厚生省が言われましたように、長期的な展望というものは、これは根本改正として国会で論議が展開されると思っておりますが、さしあたり、いわゆる各種医療保険の財政調整、これが当面問題になってくるのです。これはいま言われたように、昭和四十六年、来年の通常国会に何とかしたいという趣旨なんですね。これがまず大きな影響をするわけでしょう、地方公務員の場合は、また、地方公務員だけでは、他の医療保険にも影響するのですが、この問題について、やはり意見調整を政府内部にされるかどうか。社会保険審議会ではなかなか結論が出にくいという話ですが、当面の問題として、これは自治大臣に聞いていただきたいのですが、とにかく国民健康保険は赤字が若干減ってきたようですが、先ほど言いましたように、政府管掌が非常に赤字が多い。したがって、これは政府はする考え方で、財政の比較の豊かなどは言わぬが、いりところの組合管掌の健保、公務員の共済関係その他財政力のあるところの資金をプールしちゃって、言いかえれば、悪いところのいいところから流していいところという、こういう私は強胆だと見ているのです。そうでなければ財政調整というものは必要ないのです。そういうことになる、結局、地方公務員共済組合の財政が豊かではないと思うのです、が、そういうところから取られていくというふう

な段階になると、結果がそうなると思うのです。そういう点については自治省はどうお考えですか。

○政府委員(宮澤弘吉) 国民皆保険ということございまして、あまり自己のみを主張することはいりかたという気もいたしますが、極端に高いところの山で低いところを埋めるといって、あればかりですけれども、もし、いまお話をしている、高いところを削って低いところを埋めていく、こういうようなことではございまして、やはりその辺は政府がいろいろ財政措置をすることによって解決してもらわなければならないか、こういうような感じを私は持っております。

○山本伊三郎君 極端に高いところ、いいところはいらないです。厚生省、そういう考えありますか。極端に財政調整をしてもいいという、あり余るということはないのですが、そういうところの格差というものをどう認識をされておりますか。

○説明員(中野徹雄君) これはたいへんむずかしいことではございまして、その意味におきまして、各省所管の各種社会保険制度全般を御審議願いますことも、社会保険制度審議会に全般の御検討をお願いいたしておるわけではございまして、厚生省としての考えをいたしましては、現行医療保険制度はその各種の保険者に——御承知のように、多数の保険者に分離分割されているわけでありまして、したがって、ある保険制度の集団に着目いたしまして、その集団の、たとえば健康水準が低い、これは零細企業あるいは国保等においていりかたという医療需要の場合において需要が高いというふうな場合、逆にその集団の資金が低いという負担率が高くなるわけではございまして、これは共済組合につきましても——これはまあ他省の所管でございまして、私のほうからは発言を差し控えるべきところではございまして、現に保険料が相当負担率が高くなっておりますところもあるかと思うのでございまして。一方、たとえば組合管掌

の健康保険の例をとりますと、一方において非常に行き届いた健康管理が行なわれておいて、また採用時に健康診断をいたしまして非常に健康良好な者をとるといふのも一方でございまして、結果的に保険料負担率が非常に低いというところもございまして。厚生省の出しました試案は、そのようないわゆる客観的に生ずる財政状態の格差というもののつきましても、二分の一を目安といたしまして財源プールをするという考え方でございまして、もちろんこれは単に保険者の財政のいわばプール制というだけではなくて、その調整分に対応して当然国庫負担を投入いたしまして国もこれを援助し、またその保険制度が多数に分かれておることに伴うところの財政力アンバランスはまた保険者側においても埋める努力をする、こういう考え方に立つておるわけではございまして。

○山本伊三郎君 あなたの言われる根本改正の暫定的といいますが、当面の問題の解決策としてそういうことを考えられる——まあ早くからそう言われておるんですね、プール制ということ。これはまた医療費の二分の一をプールにする。これはまたしかし技術的に相当問題が出てくると思ひます、実際問題。そういうことをやるということになる、これはどういふ逆効果が出るかと申しますと、地方公務員の場合は、私はまだ財政状態いいとは思っていません。悪いですよ。実際悪いけれども、しかし大きな健康保険組合なんかはいりかたの相当あります。それは事実です。給料が高いですからね。保険料率は低くても財源の豊かなところがたくさんあるんですね。そういうところがどういふ結果が出てくるかと申しますと、名前は言いませんが、大会社なんかは、調べますとほとんど保健施設は会社の費用でやっています。会社経理上健康保険の会計に資金は回しておりますけれども、会社負担というものは相当大きくなっております。そうすると、そうなるのなら、プールされるならもう会社は負担しないんだと、みんな一緒にやるのなら、というふうな利己的な考え方が経営者の中に出てこないかという心配もするん

です。法律というものはこれは万能策でないです。つくったらずその裏が出てくる。したがって、その裏をどういふふうにあいにくを防ぐかということが一番大きな問題になる。結局角をためて牛を殺すというふうな結果になることも考えなくちゃいけない。地方公務員の場合でも、それが出ておるでしょう。地方公務員の場合でも、大きい健康保険組合が主であれば、非常に理事者が財政的に相当めんどろを見て、保険施設なら施設は非常にりっぱなものをしておる。社会保険制度審議会の意見は私は正しいと思うんですよ。たとえばどういふ大会社におろうとも、中小企業におる労働者でも、国民全般が同様な医療保険の均てんを受けるべきだということは正しいと思う。しかし、現状はそうではないんですよ。したがって私は厚生省に言いたいのは、政府に言いたいのは、そういういままでの、これは私どものことばで独占と言いますが、大企業、そういう方々をどう規制するかという問題が一つある。厚生年金の問題でも、実は年金額を上げるということについては賛成だが、事業主が、これは日経連が中心ですが、非常な反対がある。掛け金が上がるということについて。だから自己の従業員に対してはやってもいいけれども、一般的に、極端に言えばほかの事業に使われておる者のためにやる必要はないという考え方は日本の資本家に多いですね。そういうものについて配慮されてこのプール制を実施されるのかどうか、それだけの可能性を厚生省持っておられるか。労働者側の、総評とかあるいは同盟とか中立とかいうふうな方々の反対より以上に、経営者側の反対に対して厚生省は乗り切るだけの自信があるのかどうか聞いておきたい。

○説明員(中野徹雄君) ただいまの御質問、私のような立場のものがお答をするのはちょっとむずかしい問題でございまして、ただ多少御説明をいたしておきたい点は、財政調整を考えております部分は、法定のその医療給付についての二分の一でございまして、先生の御懸念のようないわゆる保健施設費等いわば事業主の持ち出しも、先生御

指摘のとおり相当その部分には多いと思ひますけれども、そのようなものは調整の対象にいたしておられないわけでございます。したがひまして計算上は、医療給付に必要なものを区分計算をいたしまして、その二分の一について財政調整をするという事でございまして、先生御懸念の点もよくわかるわけでございますけれども、そのような方法によりまして、いわばたとえば予防給付等の各種の保健施設に対して事業主側が提出する支出が減るといふおそれはないのかというふうに考へております。

○山本伊三郎君 それならば財政調整する効果というものは何もないじゃないですか。結局何でしよう、たとえば新日本製鉄ですが、大企業としてのおおの一年間の給付の二分の一だ、こういうのでしよう。それで自分の方を、それだけ二分の一やつてももうとなれば、結局財政調整しなくてもそのまゝいんじゃないですか。

○説明員(中野徹雄君) 私の説明が不十分でたいへん申しわけございませんでした。こういうことでございまして、各種保険者を通じて法定給付医療費の総額を計算いたしまして、一方に各保険者を通じて医療費の総額を計算いたします。で、法定給付の医療費の二分の一をそれぞれの報酬に對する定率に置きかへまして、それを財政調整という形で財源区分を行なうという事でございまして、たとえば具体的な例で申し上げますと、保険者全体を通じての医療費の総額が、財源率に直して千分の七十であつたと仮定いたしまして、その二分の一、千分の三十五につきましては各保険者共通にこれを負担すると、この三十五の分を全部プールいたしまして、総医療費の二分の一の支払いに充てる、あとの二分の一につきましては従前どおり自己の会計においてこれを行なう、こういう考へ方でございます。それ以外に、先生御指摘のような各種予防給付等の保健施設がございまして、これはそれぞれの保険者の負担であり、先生御指摘のように各事業主がそれを負担

し得ると、こういう形で考へておるわけでございます。

○山本伊三郎君 そうすると、あなたそう言われても、結局こうなんでしょう。そうすると、保健施設で予防的にいろいろ施設をしているところは疾病が少ないという、常識的にわかつておる。そういうところは結局割合に資金を出すのだという結果はなると思ふ。割合に。そうならなければ財政調整の意味がない。そうすると、全般的のやっぱり保険経済に影響してくるということ、そういう保健施設のない趣旨はわかりません、中小企業は保健施設がないのだから疾病率が高い。また、事業の形態が疾病が多いから、費用がかさばつて赤字が出る、これをどういうふうに調整するかということ、財政調整が出てきたのです。結局そうすると、私が冒頭に言つたように関連性が出てくる。そういうものが、私はいいですよ。やられていいんだが、そういうものが実際に現実にやられていけるものか。そうなるべくと、全般的健康保険の水準が下がってくるのじゃないか。下がってくる。これはまあ大体、この財政調整は医師会が主張しているのではありません。医師会はどうしてもやっぱり国民健康保険財政、悪いところを片方いいところへ回したらいいんじゃないかという考へ方、主張ですよ。私も内部をよく知つていのですから、そういうものに政府は歯止めができるのかどうか、そういう点を私は言つておるだけであつて、趣旨については私は反対とも何ともまだ言わないです。厚生省はそこまでするならやり切れるものか、その点をお聞きしたい。

○説明員(中野徹雄君) 先生御指摘のように、もちろん各保険者におきましては保健施設活動を強化いたしまして、そのはね返りがいふ医療給付の必要を減少させるというメリットがあるために、保健施設に對しまして金を投入していることは御指摘のとおりでございます。しかし、一方、私が先ほど申し上げたように、歴然たる客観的な健康水準の差もグループ別にあるわけでございます。

して、財政調整をすることによりまして、いわば保険者ごとの健康管理の自主努力をすれば、それだけ減少するのではないかと御指摘であらうと思ふのでございまして、これは一面において先生御指摘のように確かにあると思ひます。いわばこれはかね合いの問題というふうに考へておるわけでございます。現状の医療保険が当面いたしておりましたところのアンバランスに對しましては、一応厚生省といたしましては、現在審議会のほうにお示ししましたところの案を最善の案と考へておるわけでございます。これが乗り切れるかどうか、これは私ごとき者が答へすべきものでないで、遠慮します。

○山本伊三郎君 それじゃもう一、二で終わります。これは小さい問題で、衆議院の附帯決議に出ておりますように、都市共済に對する、都市共済に對しては認めるように法律改正されましたが、これはいいことだと思ひますが、都市共済に對する福祉事業というものがこれはなぜ実現しなかつたのか。これは私は実現したと思つて聞いた、これはオミットされたということですが、その理由はわからぬのですか。

○政府委員(山本明君) この問題につきましても努力をいたしましたのでございしますが、健保のほうの福祉事業、それから年金のほうの福祉事業、共済組合のほうの福祉事業と、実は競合いたすわけでありまして、共済組合でやることになりましたれば競合いたしますので、その問題の調整が実は厚生省と十分できずにもう少し検討しようではないかということで、実はこれは今回ぜひやりたいと思つたのでございまして、できなかった。特に健保のほうにおきましては、予防的な給付をしておるもので、その、ことに分類分けがむずかしいというふうな経緯もございまして、今回これが実現をみなかつたという経緯でございす。

○山本伊三郎君 競合するということとは、それ自体やむを得ないと思ふのです。保健施設

やつておるのに、それをまた共済組合の福祉事業としてやるというよりなことはそれはしませんが、あなたが心配せんでもやらないです。そんな不経済なことはやらぬ。ただ競合しない、保健施設でない、たとえば職員会館を建てるとか、あるいは娯楽施設をするといふことはやつておるでしょう、共済組合で。そういうものは保健施設はやれないんです。広範囲にやつているところがあるが、それは厳格に言つて間違つていゝんです。何とも競合しないようにやるというのは組合自体判断するんですから、その点は私は認めていいと思ひます。いまの部長のお話では、そういう意見の調整ができなかつたので、まあ次に考へていこうという御答へならば了解いたしますが、どうも衆議院のほうから聞いてみますと、否定的な態度であるといふことを聞いたもので、その点ちよつと取り上げたわけですが、どうですか。

○政府委員(山本明君) 私たちは実は積極的にやつたんでございまして、先生の言つたやつたという具体的な施設につきましても、法律上はやっぱり福祉施設といふことになつておりました。これ自体を分けることが、福祉施設自体をいまおつたやつたやうな会館とか保養所と分ける、そういう自体の問題が実はございまして、それから予防的な給付事業の問題がその中に入つてくるということで、法律上の問題、これをどう分類するかあるいは調整するかということが非常に厚生省と困難であつたといふことでございす。その事業をうたうその法律自体が、福祉施設ですか、その中で、福祉施設とは何ぞやといふことになりましたと、厚生省の解釈は広い解釈をしておりまして、それとの関係が競合をしていくといふことで、今回できなかったといふことでございす。

○山本伊三郎君 どうも理解できないです。厚生省はそうでないと云われるのですが、ちやつと考へて、厚生省反對することないと思ふのです。自分のところの金を出すわけではないから、むしろそういう、かりに競合するよりなりつばなものを

億くらいだと記憶しております。

○山本伊三郎君　そこで資金運用の問題ですがね。大体それを五分五厘という利子で徴収しているらしいですね。その場合にどういう判断でおられるのですか。たとえば麴町会館の場合は土地を入れて十四、五億ですか、ぐらいいなりますね。土地の五億円、建物十億、十五億ですが、その価値はずっと上がっていきますね。土地代上がりですね。そうすると利子の五分五厘以上の、まあ要するに価値の増加率がありますね。そういう財産

運用、資金運用上の判断はどうしていますか。

○説明員(佐野政一君) この資金を長期経理の資金から宿泊経理に借り入れまして、それで建設しておるわけでございます。その資金の借り入れ利息といしまして年五分五厘、これは省令の規定に基づく利率でございますが、これを長期経理のほうに支払っております。いま御指摘の土地の値上がり益の問題がございまして、これも、こうしたものにつきまして現在宿泊経理で直接土地を取得し、まあそれに建物建てておるのが通例でございますが、そうした土地の値上りによる評価益といふものは現在計上させないでそのまま当初の簿価のままになっております。

○山本伊三郎君 これは単に幾町、それから何といふんですか、番町会館の問題じゃない、全国たくさんありますからね。これは十分考えなければいかぬことは、あれは積み立て資金ですから、いわば全部これはやめた人に支払う資金があの建物に変わっているのです。この運用といふものは相当考えなくちゃいけないので、したがって、もしその土地の上の問題とか、建物が実は減価償却どうしているかどうかというところを見たら、非常と思ひますが、私が聞いたところによると、非常に宿泊料は上がつておる。一般、この短期給付の共済組合の福利施設としては少し高過ぎるのじゃないかというところも聞いています。そういう点から考えて経営上十分注意してやっているかどうか、私はきょうこれはこの程度でおきまされども、国会の管轄でないから、あれは結局積み立て資金が姿を変えたのですからね。したがって、運用するということは非常にけっこうなんです。大いにやっていたらいい。この点について十分の形をとっているかどうか。しかもその監査状態はどうなるのか、自治省がそれを監査しているのか、連合会自体がやっているのか、この状態をちょっと聞いておきたいと思ひます。

○説明員(佐野政一君) まず、経営上の問題でございますが、料金につきましてはだいたい上がつてきておるのは事実でございます。で、この点につき

ましては、でき得る限り収支のバランスをとるようにな効率的な使用をするようにということの一般的な行政指導をしておりますが、この決定は個々の組合が決定することになっております。それで、ただ最近のこうした施設を建て、運用しておる状況を見ますと、建築費、人件費といふものについては、一般の民間のホテルと全くもう変わつてなくて、ただ単に借り入れの利子が五分五厘で安い、ただ租税負担がないという点程度であらうと思ひます。そうした点からいまして、やはり使用料金をできるだけ下げておきたいという希望は各組合とも持っておりますが、なかなか採算上、人件費等あるいは原材料費等の高騰に伴つて、上げざるを得ないという実態でございます。

それからこの不動産の運用でございますが、一つの案といしましては、長期経理におきましてこうした不動産を取得して、年五分五厘の利息と減価償却費に相当するものを使用料として宿泊経理から取るというのも一つの案で、当初出たこともございまして、各組合の希望がございまして、やはりこうしたものは宿泊経理で取得する。将来そうした建物は建てかえしなきゃならぬような場合、そこで再評価してある程度処分損を補てんする、あるいは建てかえるときには相当建設費あるいは土地等は高くなりますので、そうした土地を買いかえる場合等におきまして、その処分益を利用したい、こういう共済組合の希望がございまして、現在それを宿泊経理にやつておるわけでございます。そうした点から、この不動産の値上り益といふものが直接年金経理のほうにはね返るような形にはなつておらないわけでございます。

それからこれらの監査でございますが、この点については、市町村共済連合会、それから地方共済の本部等も、私どものほうで直接監督しておりますので、これは監査いたしておりますが、別に内部監査といまして、学識経験者それから地方公共団体代表、組合員代表による三者による監事の監査をいたしております。

○山本伊三郎君 最後に、大臣にちょっと聞いておきたいんですが、大臣でなくても局長でもいいんですが、大臣特に考えていただきたいのは、きょう何項かの問題で自治省当局とまあいろいろ約束といひますか、やりました。特に、一つ問題になつておるスライド制については、前向きに検討していい。それから退職後の医療給付については、いわゆる短期給付については、これは他の健康保険の関係があるけれども、これも前向きにひとつ検討していい。それから短期給付の掛け金率の上限については、これは今度来年から一応やりたい。その限界は千分の九十二か三かである。その程度でやろう。それから遺族の範囲の拡大、これはこの国会に間に合わなかつたけれども、次の国会には間に合はせる。一時金の選択については、理論上相当問題がある。しかし、これは私のほうの主張でありますけれども、いろいろ理論上検討した結果をお知らせします。

互助会の所得税法上の処遇の問題については、今後とも自治省としては趣旨はわかるので、大蔵省当局と相当いろいろ問題があれば、私のほうの考え方を主張していく。健保の抜本改正については、これについては今後厚生省当局と連絡をして考える。都市共済の社会福祉事業については、厚生省寄りしたけれども、両者で話をしたい。これも近い機会にこれを改正をしたい。こういうことで約束をされたと思ふんですが、それでいいですか。私の言ひっぱなしではいかぬと思ふんですが、部長いいですか、私の。

○政府委員(山本明君) 先生のおっしゃいました方向でいいと思つております。

○山本伊三郎君 そこで、僕は冒頭に言いましたように、共済組合幾らでもあるんですが、きょうは最終日でありますし、まだ法律案あと二つ残つておりますので、言い足りないことは次に譲りますが、またしかし、こういう機会には私もそうないと思ふんです。これは七年ぶりですよ。これは共済組合の問題でこれだけやるのは、この前は一つことを続けてやりましたけれども、きょう

うは二時間くらいで足り足りないんですけれども、これはよほど大臣考えていただきたいのは、最初から私反対したのは、自治省は人材はそろえておられます。私、それは認識しますが、厚生省と違うところは、私は厚生省、しよつちゅう連絡ありますからね、年金の問題、健保の問題、あるんですが、厚生省の運営の当たりが、感觸が、自治省と違うんですね。自治省は何か内務省の流れをくんでいるかどうか知りませんが、行政府といふことを露骨に出すような傾向があるんですね。厚生省はそうでなくして、社会福祉であるといふので、組合が主体だといふことで、よく意見を聞いて、何といひますか、相談的な態度が見受けられる。私にでないですよ。一般の人の問題を取り上げる場合にも、僕は意識的に自治省の皆さんがそうやっているとは思ひません。が、関係する業務がいわゆる自治省として行政的な問題が多いんですね、地方自治法にしても地方財政法にしても。この共済組合といふものはそういう法律形態じゃないんです。地方公務員といふ一つの国民と申しますが、そういう方々の福利を扱う行政ですから、全然その地方自治法の問題を展開するのと違うんですね。それがごっちゃになつて、どうも福利の問題も、自治省としては行政的問題の考え方方で支配しようという考え方がある。これはぜひひとつ、本人は意識されているかどうか知りませんが、そういう点はひとつ十分考えてもらいたいと思ふんです。それでないと、この問題を今後運営する場合に、やつぱりどこかにあつて生じてくる。それはひいては結局自治省も困るだろうし、組合も困るということですからね。特にこの点は、私はどの人が悪いとは決して言ひません。私はやっぱり人ばかりと思つていません。しかしそういう点を十分、少なくとも共済組合法といふものを扱うときにはその点を留意してやっていたらいいと思ふんです。これは大臣が所見を述べられてもけっこうですが、私の希望を申し上げておきます。

○国務大臣(秋田大助君) 地方公務員法、この一連の法体系のことに關する運営につきましましては、ただいま山本先生から好意的な御忠言がありましたが、その趣旨を体して善処をしてまいりたいと思います。

○和田静夫君 ちよつと関連でお聞きをします。が、地方公務員等共済組合法の附則十一條二項、それに基いて旧町村職員恩給組合の財産を承継した一部事務組合ですね、これ、いま幾つ残っていますか。

○説明員(佐野政一君) 全国でたしか四十一残っていたかと思ひます。

○和田静夫君 これは直ちに解散をして、その資産は当然市町村職員共済組合に引き継ぐべきである、こう思ふんですがね。これは局長なり大臣なりのお考えを聞きたいんです。

○政府委員(宮澤弘君) 実は私もその点についてはあまり深い知識がございませんので、ただいま事情を簡単に聞いたわけでございまして、事務的には引き継ぐべきものであるという認識を持っております。ただ、いろいろ経緯があるようでございまして、いままではまだその手続が終わっていない。しかし事務的には引き継ぐべきものというところで自治省の事務当局としては考へていろいろに聞いております。

○和田静夫君 引き継がれる。そこで、引き継がれることは引き継がれるでしょうが、いま残している理由は何ですか。これは事務局で。

○説明員(佐野政一君) この一部事務組合でございまして、当時四十六府県に恩給組合が組織されておりましたが、この恩給組合が持つておる資産をどうするかということにつきまして、全国町村会とこれはいろいろと協議をしたわけでございまして、町村会といたしましては、当時こうしたその積み立て金につきましては、町村の財政資金に相当活用しておりますし、また町村がこれを提出して積み立てた金であるということからいたしまして、別個の一部事務組合を設けてそこに引き継ぎ、そして運用したい、こういう希望がござい

まして、資金の性質等もございまして、現行制度のように市町村職員の追加費用を払う、それから旧恩給組合条例の規定に基づく給付の費用を払うという目的のために一部事務組合をつくったわけでございまして。ただ、資金につきましては、この施行時におきまして五県がこれを解散いたしました市町村共済に資金を引き継いだわけでございますが、他の府県につきましては、これが各町村の總意によりまして、一部事務組合をつくつてそちらに移したという経緯がございまして。現在の状況は、東京都の管理組合が本年の秋、これは資金がなくなりまして解散いたします。それから、近いうちに三カ所の組合が解散するようになりますが、その他のものにつきましては、なお十数億資産を持つておるところもございまして、そうしたところにおきましてはしばらく存続したいという希望のようございまして。

○和田静夫君 いま管理している資産幾らですか。

○説明員(佐野政一君) 最高に持つておるところは十五億程度だろつと思ひますが、総額ではもうだいぶ減つてきておりますが、具体的な金額はちよつといふ資料を持つておりません。

○和田静夫君 その総額わかりませんか。

○説明員(佐野政一君) 役所のほうにはございまして、現在ここに持つておりませんので、後ほどお知らせいたしたいと思ひます。

○和田静夫君 それは教えてください。実は最近国公共済の理事長がおやめになったとか、あるいは九段坂病院に何か入院されたとか、いろいろ問題になっているのですが、私、決算委員会で休会中に取り上げるつもりですが、実はいまの一部事務組合の資産運用についても、四十三年度決算の關係でこまかく点検をいたします。この国会に間に合いませんでしたから休会中にやりますが、そのためにこの資料を要求しておきます。そこでその資産運用の状況ができるだけこまかく知りたいわけですから、それを最も詳細に知れる資料を提出を

していただきたいと思ひますが、可能でしょうか。

○説明員(佐野政一君) これは地方自治法上の一部事務組合でございまして、直接私どものほうで監督してございせんが、この全国町村会の中に資産管理組合の協議会がございまして、その協議会を通じて資料を出してもらつてよろしく願ひたいと思ひます。

○和田静夫君 それはお手数ですが、やっていただけますか。

○説明員(佐野政一君) できるだけ努力したいと思ひます。

○和田静夫君 最後に、共済組合法の施行令の十六条の四項、この自治大臣の承認事項ですね、この自治大臣の承認事項にあたつて、もつとやはり何というか、適正な運用とでもいいますか、先ほど山本委員のほうから大臣に対して最後に意見があつたのですが、それと全く関連をするのでありますが、一つは、どういふふうに表現をしまして、自治省から行かれておるところの人事の關係が一つあると思うのですけれども、それらとかね合ひで相手によって規制の度合いが異なる、意識されているかされてないかは知りませんが、そういう不満がかなり下部にあるわけですね。したがつて、私は地共済全体をながめて、主要なポストが、この具体的に占められておる關係から起こつておる幾つかの問題について、もつと善処をしてもらわなければならぬと思つておるのですが、たとえば、公企体の労務運賃的なやり方、あるいは内部からの職員の昇任、登用、こういうふうな問題についても十分考慮をいたいただく必要があると思ふのですが、大臣の所見を承つておきたいと思ひます。

○国務大臣(秋田大助君) 先ほど山本委員にもお答え申し上げましたとおり、これらの運用につきまして十分注意をして御趣旨の点を心がけてまいりたいと思ひます。

○原田立君 いろいろとこまかい質問があつたわけでありまけれども、多少重複するかもしれま

せんが、詳細にお答え願ひたい。まず、今回の提案理由の中に、今回その率を改め、八・八・九六四とするにいたしました。あるんですが、具体的にどういふふうなことが。あるいはまた恩給法等の改正内容に準じて所要の措置を講じたと言われるが、恩給は一体どのように改正されたのか。その点御説明願ひたい。

○政府委員(山本明君) 恩給におきまして、恩給のほうは二万四千円ベースで、今回の改定の結果三万七千七百九十三円という数字が出てまいります。そこで地方共済のほうは二万円のベースでございまして、三万七千七百九十三円を割りかえてみますと、いま申しました率が八・八・九六四でございまして、その数字が出てまいり、こういふふうになるわけでございまして。

○説明員(大屋敷行雄君) 恩給の今日の増額につきましては、昨年十月改定額八・七五増額しておりますが、この根拠は、いわゆる経過措置分としましてまだ調整が済んでいなかった分、これが四・五増額でございます。それから昭和四十三年度の公務員給与と物価を勘案いたしまして増額分が六・五増額、合せて一・一増額になるわけでございまして、ただ、前に申し上げました経過措置分の未調整、この分の四・五につきましては、四十五年と四十六年度の両年度にわたつて改善するというところで、その半分を見ております。したがつて、四・五の半分の二・二五プラス四十三年度分の六・五、合せて八・七五、こういう数字でございまして。

○原田立君 恩給審議会の答申に沿つた経過措置は、結局四十四年度分の公務員給与の上昇分の積み残しを含めて四十五年及び四十六年の二年計画で実施されることとなつた、こう考へるわけでありまして、この経過措置が完全に実施されると、公務員給与と恩給との格差はどの程度に縮まりますか。

○説明員(大屋敷行雄君) 先ほど申し上げましたように、四十三年度分、これは全部見ておるわけでございまして、四十三年度分と申しますと四

十四年の三月末まででございます。したがって、経過措置分が完全に実施されました場合には、四十四年三月末までの公務員給与ですが、これを見込んでおられることになるわけでございます。四十四年の三月末分のものでございませう。

○原田立君 恩給審議会の答申では、ある程度は正しておくことが必要だと、こうしておられるのですけれども、ある程度とはどういふぐらいのことをさすのですか。

○説明員(大屋敷行雄君) 「ある程度」につきましては、これは公務員給与につきまして恩給審議会はある程度は正することは適当であると、こういっているわけでありませう。つまり恩給審議会の答申におきましては、物価相当分は五%以上上昇した場合にはそのすべて、なお、その物価相当分によって調整してもなおかつ公務員給与との格差が著しい場合、その場合には公務員給与の「ある程度」、これを勘案しないと、こういっているわけでございますが、その公務員給与の上昇分のある程度と申しますのは、今回の改正では国家公務員給与の実質上昇分、つまり公務員給与の上昇分から物価の上昇分を差し引きましたいわゆる公務員給与の実質上昇分の六割を見ております。

○原田立君 ある程度というの、じゃ現給とベースの六割である、こう見るのがその「ある程度」という考え方だ、こういうことですか。

○説明員(大屋敷行雄君) 先ほど申し上げましたように、公務員給与の中におきます物価相当分、これは全部見ておられるわけでございますから、その差し引きいたしました実質上昇分の六割というところになるわけでございますから、公務員給与全体を見ますと、今回の改善率は九割近くになる、こういうことでございませう。

○原田立君 ちょっとよくわからないのですけれども、四十四年六月では、給与ベースは六万一千円なわけですね。四十四年十月の恩給ベースでは三万四千七百五十二円、これが三万七千七百九十三円になっているわけですが、この六割というところですか。

○説明員(大屋敷行雄君) 私どもが考えておりますのは、いわゆる額そのものではなしに、いわゆる上昇率を考慮しておられるわけでございます。したがって、四十四年の六万一千円、これは公務員の平均給与額であろうと思ひます。しかしながら、恩給の改善を考慮する場合には、その上昇率を見ておられるわけでございます。単純にその額の比較ということはいいたしておけません。

○原田立君 ある程度は正しておくと申すことは、まあ、私あまりこの年金関係詳しくないのですけれども、恩給ベースも給与ベースにある程度近づけていく、こういうふうなものではないかと、かように思っておられたわけですね。それからまた年金そのものがやはり一生懸命働いた人たちの老後の保障というふうなこともつながることになるのだらうと思ふのです。その恩給審議会がある程度は正しておくことが必要であると、こういふふうな前提でいっているわけですね。そうすると、現在勤務している者はちゃんとベースになって、どんどん進んでいく、やめていっておられる者はベースがほとんどない。これは非常に矛盾を感じるわけですね。そこで、働いている者と、すでにやめた人との間の格差というものをある程度は正しておく、こういうふうな私は理解のしかたをしておいた。そうすると、今回の恩給ベース三万七千七百九十三円というの、恩給審議会の答申の線にはまだはるかに及んでいないんじゃないか、こういうふうな思ふんですけれども、どうですか。

○説明員(大屋敷行雄君) ただいま先生のお示しになりました恩給のベース三万七千七百九十三円と申しますのは、どういふ根拠で出てきたか、私ちょっと見当つきませんが、おそらく恩給の額そのものを基準にして出たおのりなんでしょうかと思ひますが、しかしこの根拠につきましては私承知しておりません。ただ、先ほど申し上げましたように、恩給の改善につきましては、公務員ベース——ベースといひますか、その公務員給与の額そのものをとるのではなくして、いわゆる上昇率、つまり幾ら公務員の給与はアップした

か、その上昇率を基準にして恩給の改善をはかっておられるわけでありませう。

○山本伊三郎君 ちょっと……

そう言われてもわからないのです。公務員の上昇率と言われますが、あなたも計算しておると思ひますが、あれは昭和三十五年の三月末日で、二万四千百五十八円から出発しておられるのですか、あなたのほうの年金のベースは、いま実は公務員の平均給与は六万二、三千円になっていませう。そうすると結局平均をとってございませうから、公務員給与は三倍ですね。上昇率を言われますけれども、昭和三十五年から二万四千百五十八円から上がっておられるのは、地方公務員の場合は八八・九何何かの上昇率ですね。恩給も大体その程度じゃないかと思ひます。ずつと何回かやっておられますね。年齢の調整もされましたけれども、三十五年のいわゆる二万四千百五十八円のと時から恩給の上昇率として、そのトリタルはどうなるのですか。それを言ってもらえれば原田委員に対する答弁になると思ふ。

○説明員(大屋敷行雄君) いわゆる二万四千百五十八円と申しますのは、この二万四千百五十八円の時期につきましては、いわゆる恩給の額の計算の基礎となります。仮定俸給といふのがございませうが、この仮定俸給がいわゆる公務員給与そのものに見合つておつたわけでございます。しかしながらそれ以後につきましては、公務員給与体系が御承知のように変わりましたので、従来のような方法がとれませんので、それで上昇率、これを考えておられるわけでございます。今回の改善の基礎になりました昨年のことを申し上げますと、昨年恩給につきましては四四・八%、これは四十年ベースの考え方は、昭和二十六年に、恩給と公務員給与と、これが時期的にもまた金額的にもびつたり一致しておつたのでございませう。それを基準にいたしましたので、四十年の恩給の改定率が公務員改善率の何年の改善率に相当するかをずつと見たわけでございますが、その結果、三十六年の公務

員給与に四十年の恩給ベースが見合ふという結論に達したわけでございます。したがって、昨年の改善におきましては、この三十六年の十月から四十三年の三月末までの物価を見たわけでございます。これが四四・八%、こういう数字になったわけでございます。実際はこの公務員給与を含めまして五一・三%を要求したわけでございますが、昨年はそのうち公務員給与ははずれて、物価だけが認められた、こういう形でございませう。

○山本伊三郎君 だから昭和三十六年がいいですが、三十六年の国家公務員の給与ベースは、たぶんあれは二万六千円か、二万五千円ぐらいだったと思うのです。あなたのところ持つてないですか。それから見ると今日まで公務員給与は、いま六万六千円を上回つておられますからね、少なくとも三倍になっておられるのです。ところがいま言われたように、このベースは八・七ですが、今度のベースを含めても五・一%でしよう。そうすると五・一%しか年金は上がっていないということですね。給与のほうと比較すると、給与は三倍も上がっているのに、年金の上がる率は五・一%か六・〇%じゃないか。そういうことが考えられておられるかどうかということですか。

○説明員(大屋敷行雄君) 公務員給与の場合も、結局本俸の上昇率を見ますと、先ほど申し上げましたように本俸の上昇率、つまり二十六年から三十六年までの上昇率、それと恩給の上昇率、改善率、これが四十年までの改善率に見合ふ、こういうことでございませう。上昇率を見ておられるわけでございます。

○原田立君 ある程度は正しておくというのとばにそうこだわるわけではありませうけれども、いわゆる恩給審議会の答申における物価五%以上の上昇があつた場合、あるいは公務員給与の上昇の場合のスライド規定の発動を行なう前に、恩給と公務員給与との格差をある程度縮めておく、こういうふうなことは理解しておつたわけですね。そうすると、給与ベースからいくのと恩給

ベースでいくのではまだはるかにだいぶ差があるし、またその程度は一体どのくらいか、こういうことを聞いているわけですが、そうすると六割であるというように先ほどお答えが返ってきたわけですが、六割というのははつきりしているのですか。

○説明員(大屋敷行雄君) 六割と申し上げますのは、これは恩給審議会では、恩給の改善に際しましては物価をまず最低限度の要件として見る、その上かつ公務員給与を積み上げるわけでございますが、この公務員給与を上乗せする場合におきまして、いわゆる在職者の給与と申しますのは、いわゆる職務に関する部分でございますとか、あるいは初任給に関する分とか、いわゆる在職者なるがゆえの給与があるわけでございます。しかしながら退職者のほうにつきましては、そういう在職者固有の給与を見る必要はない、こういう考え方でございます。その割合が六割、こう申し上げたわけでございます。

○原田立君 恩給法のいわゆる調整規定を具体的に運用する前提として、公務員の給与水準と恩給の仮定俸給との間の格差を是正し、恩給の年額を適正な水準に引き上げた上で、恩給審議会の答申によるいわゆるスライド規定を発動して、消費者物価五%以上上昇した場合、それに応じて年金額を引き上げることになり、こういうふうにするのですが、それは一体いつごろになるのですか。

○説明員(大屋敷行雄君) 先生が前に申されました、いわゆる水準の格差を是正する、この分はいわゆる恩給審議会の答申では経過措置としておるわけでございますが、この経過措置につきましては、先ほど申し上げましたように四十六年度に完全に埋められる、こう考えておるわけでございます。

○原田立君 今回恩給審議会の答申以後、消費者物価あるいは公務員給与上昇率を算定した総理府案がほぼ全面的に財政当局に認められて、今回こういう提案がなされた、こういうふうに見ると、今後の恩給と公務員の給与水準の格差は正に

ついでに財政当局の考え方のあらわれである、従来と一歩前進した考え方に立っているようなものだと、こういうふうには私には思われるのでありますが、そこで財政当局は今後も、すなわち来年度以降も今回のようないわゆる圧力団体的な強引な交渉による恩給のベースアップではなしに、こういう総理府案が出され、全面的に財政当局が認めるという、こういうふうな形でいくようになるのですか。

○説明員(大屋敷行雄君) 今回の恩給法の改正におきましても、時期的に若干のズレがございますが、四十三年度分の公務員給与、物価についての恩給審議会の恩給改善の考え方、これは認められておるわけでございますが、今後この繰で増額するということは、大蔵省も御承認になっておるものと考えております。

○原田立君 今回の改正措置で、現在の地方公務員の平均給与額と年金受給者のそれとの差は一体どれくらいになっているか、また当然あるその格差は今後どのように是正していくのか、この二点について。

○政府委員(山本明君) ちょっと格差につきましては詳細な数字は持っておりませんけれども、おっしゃいましたように、年金とそれから給与ベースとの間には差がございます。これにつきましては、地方公共につきましても、やはり国家公務員の共済組合あるいは恩給法との関連におきまして、準じた改善措置を講ずることになっております。

○原田立君 数字がわからないというけれども、四十四年六月以降は今年度また改正になるとして、現在は給与ベースは六万一千円ベースでしよう。それから恩給ベースでは四十五年十月、今度の改正によつて三万七千七百九十三円になるわけでしょう。違ひですか。この格差をまず正すことのほうが先である。先ほどから議論しておるようには格差を是正することのほうが先であつて、そうしてある程度までやつていって、今度は物価上昇等のスライド制を導入しろ、こういうことに

なると思ひますが、給与の格差を是正しないままでは何ともならない、その格差の是正を一体どういふうちに今後やっていくのか、こういうことを聞いている。

○説明員(大屋敷行雄君) その給与の格差、これは経過措置のことだろうと思ひますが、この分につきましては、先ほど来申し上げておりますように、来年度におきまして是正される、こういうことでございます。

○山本伊三郎君 あなたの言われることは自分自身で理解しておるかもしれないが、こつちにはわからないから、逆に尋ねますが、今年度八・七五%上げられましたが、恩給法。それはどういふ基礎で上げたかというのを説明してもらつて同時に、四十六年に改定するならば、四十六年はどれだけ上げるようになっていくのか、それを言うてもらいたい。

○説明員(大屋敷行雄君) 八・七五%の根拠でございますが、これは恩給審議会の答申におきまして、恩給審議会の答申は四十三年の三月に出たわけでございます。したがって、四十三年の三月末までの公務員の給与と恩給の格差、これは埋めなければならぬ。それを埋めた後におきまして、単年度において物価、公務員給与を勘案して恩給を改善していく、こういう考え方でございます。で、昨年の法律改正ではこの四十三年の三月末までの分の格差、これを埋めることにしたわけでございますが、その数値が、先ほど申し上げましたように、四十年度の恩給年額を基準にいたしました五・三%という数字が出たわけでございますが、ただ、昨年度の法律改正では、そのうちの物価相当分四四・八%だけが認められたわけでございます。したがって、六・五%の、まあこれは公務員給与相当分でございますが、この分だけが積み残されたわけでございます。それを今回――まあ、その間に一べん改正しておりますから、実質的にみますと四・五%になるわけでございます。その四・五%を全部埋めれば四十三年度の三月末までの格差は埋まる、こういう考え方

でございます。

○山本伊三郎君 来年度。

○説明員(大屋敷行雄君) 来年度は、その四・五%がこつち半分しか認められませんが、来年度はその半分を全部埋める、こういう考え方でございます。

○山本伊三郎君 幾らになります。

○説明員(大屋敷行雄君) 二・二五%でございます。

○原田立君 局長が大臣に伺ひたいのですけれども、社会保障制度審議会では本改正案の答申にあつた、恩給付随の考えを改めるべきである、こういう指摘をしております。それからまた国家公務員共済組合審議会におきましても同趣旨の考えが述べられ、特に、公的年金制度調整連絡会議における検討の結果を待つまでもなく、恩給法の改正において年金の改定の原則が打ち立てられたかのような印象を与えているのは賛成しがたい、こつちについているわけですが、年金の改定については恩給が独走するといふのは――ちよつと表現が悪いのですが、恩給が独走するといふことについては一体どう考えるのか。あるいは、もつと共済がインシアチブをとつてやるような、そういうふうな形になっていくべきではないだろうか。

○政府委員(宮澤弘君) 年金額の改定につきましては、実は先ほど山本委員からスライド制についての御議論があつたわけでございますが、本来、たとえば共済組合ならば共済組合において、いかなる状況の変化に応じてどの程度の改定をやつていくか、自分自身のルールがあるというものが本来かと思ひますが、これは先ほど申しましたように、公的年金制度全般を通じて調整連絡会議というものを政府部内に設けております。なかなかこれが結論が得られないというのが現状でございます。したがって、公的年金制度の一環であります共済組合としても、自身自身のルールというものをまだ持ち得ていない。これが根本的な問題であることは御指摘のとおりでございます。同時に、現実には恩給追隨というふ

うな形になっているわけであることも、これも申し上げるまでもないのでありますが、この点につきましては、御承知のように、共済組合法の施行以前におきましては、恩給法なり恩給法の準用の職員というものがいたわけでございます。また、それに準ずる職員もいたわけでございますが、こういう人たちの期間を新法の施行後も通算をいたしているわけでございます。したがって恩給のベースアップというものに影響を受けるわけでございますので、その意味で、この数年の間は、形といたしましては恩給追隨というよりな形になっておりますのはやむを得ないことではないか、こういうふうに考えております。

○原田立君 局長はやむを得ないと言われども、そういうふうなことはやめろ、こういうふうな答申がもう出ているのです。答申が出ているのです。それに対して、やむを得ない、こういうことで乗り切ってしまうのですか。

○政府委員(宮澤弘君) 先ほど申し上げましたけれども、結局根本は公的年金制度全般を通ずるいまのスライド制の問題を早く解決することであるというふうに私は考えております。それに至る間におきましては、こういう措置をとることもやむを得ないものと、こういうふうに考えております。

○原田立君 そうすると、社会保障制度審議会の答申はそういうことを言っておられるけれども、現状ではそういうことはできないと、こういうふうなことは悪いけれども、答申無視ということになるわけですね。

○政府委員(宮澤弘君) 現状においては、なかなかその御意向に沿いがたい、こういうことでございます。

○原田立君 それなら答申なんか必要ないということですね。
いまお話しの中に出ておられますけれども、公的年金制度調整連絡会議が設けられておられるのだけれども、開店休業みたいなことで、結論が出ていない。いまお話しがありましたけれども、これは一

体設置されてから今日に至るまでどんなふうな経過で審議されて今日に至っているのですか。その概略を御説明願いたい。

○説明員(黒川弘君) 公的年金制度調整連絡会議についてでございますが、設置されましたのは昭和四十二年七月でございます。それ以来総会五回、幹事会九回、小委員会十回を開催いたしました。検討を進めてまいりました。この会には公的年金制度を所管いたします各省が集まって年金の改定について検討を続けてまいりましたわけでありまして、ただいままでのところ討議の結果を取りまとめる段階には立ち至っておりません。この点については、この国会の別の席で山中総務長官が、年金改定の問題は非常に重要な事柄であり、今後検討のテンポを進めてまいりたいというふうに申し上げております。その意を休まして、今後さらに取り進めたいというふうに考えております。

○原田立君 かけ声がよくてこういうのができています。だけれども、結果的には見せかけであつたというよりな形になってしまうわけですね。口が悪いのでたいへん恐縮なんです。だけれども、こういう年金関係のいろいろの特殊な経緯からこうやって一本化になっているというところはよく承知しているわけでありまして、こんなことではしょうがないのじゃないか。やはりこうやって会議を設け、一つの結論をつけようとするにについては、もっと強力な措置がなされてしかるべきじゃないか、かように思うのですけれども、今後の見通しはどうなんでしょうか。

○説明員(黒川弘君) 今後いつごろまでにどういう結論を出すのかという点につきましては、いま申し上げましたように、今国会の別の席での山中総務長官の御答弁にもございましたわけでございますが、それを言いますと、山中総務長官の在任中に結論が出るかどうかその点はちょっとわからないけれども、事柄は今後に尾を引く重要な問題であるので、もう少し時間をかしていただきたいというふうに山中総務長官が申しております。重

ねて申し上げますが、私もその意を体しまして、なるべく早く取りまとめたいというふうに考えております。

○原田立君 話は別になりますけれども、労災保険法では現にスライド制の規定を設けているわけでありまして、その他の公的年金制度にこれが設けられていない。先ほど山本委員からも話があったわけでありまして、労災保険だけであつて、他のものについてはないというものは、それなりに理由がありだろうと思ひますが、理由はいろいろあることですか。また、年金制度導入については積極的な態度で臨むという先ほど公務員部長のお話でもありましたが、その点もう一ぺんあわせて御答弁願いたい。

○政府委員(山本明君) おっしゃいましたように、スライド制の問題というのは現在のところ公的年金制度連絡調整会議でございまして、そのほうでまとめるわけでございます。特にその問題の中でも財源の負担の問題、その財源をどこで負担する、国が負担する、使用者としての国、地方公共団体が負担するか、あるいは使用者としての国または地方公共団体に組合が負担するかという財源負担の問題が非常に大きな問題になっております。現在のところその問題は総務府のほうでおまとめ願ひ、先般も山中総務長官が衆議院の地方行政委員会で、この問題をできるだけ早く考えてみたいという御発言がございました。その席にわれわれ入りまして、一緒に地方公務員の年金につきましても発言をし、その連絡会議が一日も早く結果の出ることを実は期待をしております。こういう状況でございます。

○原田立君 前段のほうの答へが足らない。
○説明員(佐野政一君) 各種の社会公的年金と労働者災害補償年金のスライドのしかたの違いでございますが、この各種公的年金につきましては、その性格が生活保障的な内容を持っております。しかし労災の年金につきましては、将来の得られるであろう所得の補償という性格がございまして、そういう点で、これについてはやはり分離すべき

であるということ、いままでのところこの会議では考えておりません。

○原田立君 いまの課長の答へよくわからないんですが、また別の問題に移ります。
外国の地方公務員の年金制度について、おもな国、フランス、西ドイツ、イタリア、スウェーデンというふうなところだろうと思ひますが、受給資格期間は何年か、何歳から年金が受給できるか、またそのスライド制の規定はどういうふうな内容なのか、おわかりでしたら説明していただきたい。

○政府委員(山本明君) 現在われわれが承知いたしておりますものを若干お答えしたいと思います。普通恩給の支給条件でございますが、これは文官についてのみお答えをいたしたいと思います。在職十年以上の者が、定年六十歳でございますが、そのため退職したときあるいは官職の廃止によつて退職したとき、それから五十歳以上六十歳未満で自己都合により退職したときというふうな支給条件がございまして、そうして支給額の算定につきましては、退職直前三年の平均給与の八十分の一に在職年数を乗じて得た額。それからスライドにつきましては、おおむね消費者物価指数に見合うものが基準になっておるようでございます。

それからアメリカにおきましては、要件をいたしましては、在職十五年以上の者が定年七十歳に限り退職したとき、それから六十二歳で退職し、かつ五年以上在職した者、五十五歳以上の、在職年数が三十年以上の者が任意退職したときというふうな条件がございまして、これは算定の基礎は区分がございまして、五年間、十年間、それに応じましたものをもとにいたしておるようでございます。それから改定は、これは物価指数に對し連続三カ月以上三割をこえた場合においては自動的に改定がなされるというふうな、物価との関連において、しかも物価が一定の指数をこえた場合に改定されるということになっております。これは物価が大体中心でございまして。

であるということ、いままでのところこの会議では考えておりません。

それから西ドイツの場合におきましては、スライドについては官吏の給与に準じておる。これは給与に準じて増額をするということで、物価とそれから給与と両方あるわけでございますけれども、それからフランスの場合には俸給指数の金額が増加されれば当然これは上がってくる。俸給の指数によつて上がってくるということで、現在おられの手もとにございましては、物価とそれから公務員の給与と、それを基本にしてスライドが考えられておる。こういう制度がございまして、

○原田立君　だから結論的には、物価上昇率というところによるそのスライド制は必要なんだ、とらなければいけないんだと、こういうような先例があるわけですね。そこへいくと共済の場合にはそれがない、だからそれを入れろと、こういうことでせつかく努力を願うわけでありまして、先ほど大臣もすっかりその点についての実現には努力するといふ話だったので、それはそれで一応結論が出たものとしておきます。

それから遺族年金の支給要件の緩和ということでございますが、現在組合員が公務員によらないで死亡した場合、遺族年金の支給要件としては、組合員期間は十年でありまして、ところが今度は厚生年金や船員保険では被保険者期間が六カ月、十年と六カ月でたいへん支給要件に差異があるわけでありまして、これは六カ月という支給要件に統一すべきではないか、こういうふうに思うのですけれども、その点はどうですか。

○政府委員(山本明君)　その点につきましては、確かに要件に差異がございまして、地方公務員の共済組合が発足する当時は、すでに国家公務員の共済組合が三年ほど前に発足いたしておりまして、したがって地方公務員共済組合は国家公務員共済組合に準じたわけでございまして、国家公務員共済組合制度は恩給制度などを参考にしてつくられておるといふ経緯等がございまして、おっしゃいました点での要件の差異はあるわけでございます。しかし各公的年金制度の間に均衡を失うことは問題があるかと、このように思います。先生のおつ

しゃいましたように問題があるかと思ひます。この点につきましては関係各省と連絡をとりながら逐次是正をしていく方向で考えなくてはならぬのではないだろうか、このように考えております。

○原田立君　そうすると、いまの部長のお考えでは、厚生年金保険並みに支給要件を緩和する、そこまで言っていないかどうか、そういうようなところに近いような意味での意思はあると、こういうことのないように承つておきたいと思ひます。また現在部内でどのように検討されているのか、その点どうですか。

○政府委員(山本明君)　先ほど申しましたように、公的年金制度としてそういう差異があるといふことにつきましては問題があるかと考えております。これは国家公務員共済組合との関連もございまして、大蔵省とも十分な話をしながら進めなければならぬ問題ではないだろうか。大蔵省のほうと十分な話し合いをしているつもりでございますが、それとの関連がございまして、簡単にいくものではないと思つておりますけれども、そういう方向で努力をすべきであらうと、このように考えておるわけでございます。

○原田立君　一生懸命努力すると、こういうふうなことで理解しておきます。

それから障害年金の支給要件の問題ですが、共済では、公務員によらない廃疾年金の支給要件の場合には、組合員期間が一年以上、こういうふうになつておりますが、厚生年金保険法では被保険者期間は六カ月と、こういうふうになつております。それはもう御承知のとおりですが、それも前段の話と同じように、統一していく方向で努力する、こういうふうに理解してよろしいですか。

○政府委員(山本明君)　遺族年金と同様な問題がございまして、国家公務員共済組合法との関連もございまして、同じような方向で努力をしていきたいと、このように考えております。

○原田立君　それから、遺族年金のことでは先ほど山本局長からお話がございましたが、通算退職年金では遺族年金はないし、退職年金では遺族年金があると、たいへん不合理な問題であります。これは先に指摘された点でありますけれども、これはやはりきつちと通算する方向に持っていくべきではないだろうか、いわゆる通算退職年金、こちらのほうへですね。

○政府委員(山本明君)　通算退職年金につきましては、先ほど山本先生から御質問がございましたときに、お答えいたしましたように、いろいろな問題があることは承知をいたしております。したがつて、この問題につきましては関係の方面とやつぱり慎重に検討すべき問題であらう。御指摘のような点はあることはございまして、これにつきましても問題解決のために慎重に関係方面と協議をしていきたいと思つております。

○原田立君　私、この問題についてはしるうとで、あまりはつきりわからないんですけれども、同じ政府がこうやって法律をつくつて、同じ目的、社会保障的な方向に向けていくべきなのに、一体どうしてこういう矛盾が起きるのか、ちよつと私理解したいんです。まあ戦前はだいたいあつちやみないものでありましたが、やっぱ戦後はそういう社会保障といふものをもつと充実にいかねばならぬと、かやうに考えておるわけですか。ところがこうやって、法の制定時期にもよるでしるうけれども、内容はたいへん違う。非常に理解しがたい。これはやっぱり当然多くの人が有利になるような、そういう方向へ、地方公務員の人たちのたばねを自治省はやつておるわけですから、当然しつかりやつていかなければならぬものだ、情熱込めてやるべきじゃないか、こう思ふんですが、局長その点どうですか。何か説明してもらえればたいへんありがたい。

○政府委員(宮澤弘君)　私も、ただいま御指摘のように、各種の年金制度につきましてその支給条件その他にいろいろ相違があるということにつきましては、確かに問題だらうと思ひます。そういう条件が一体どういふことでそういう差異があらわれてきたのか。おそらくそれはおのおの制度

の沿革もございましてしるうし、あるいはたまたま御指摘のように、できましたときが違ふということでもあらうかと思ふのでありますけれども、同じような性質、種類のものがありますならば、やはり同じような条件のところに足をそろえたいというのがやはり一つの方向であらうと思ひます。先ほど公務員部長から御答弁を申し上げましたようなことで私どもも今後考えていきたいと思つております。

○原田立君　もう一つ言い忘れたんですけれども、遺族範囲の拡大問題、先ほどやはりこれも問題が取り上げられましたが、共済組合法第二条第一項第三号では、「組合員であつた者の死亡の当時主としてその収入により生計を維持していたもの」と、こうあるために、厚生年金や船員保険または労災保険、労働基準法などと比較して非常にきびしい条件となつております。そのために遺族年金をもらえなかつた、そういう人も現実にいるわけですね。これを先ほどから申し上げていくように、厚生年金並みにすべきではないかと、こういうふうな、問題があと先になつていかう、こゝろも検討されているのかどうか、また現に遺族給付が受けられなかつた人たちに對する救済はどうするか、またそれは一体どのくらいの件数があるのか、以上三つお答え願ひたい。

○政府委員(山本明君)　おっしゃいましたように、厚生に比べましてきびしい規定になつておるわけでございますが、これは各種共済が全部こういふかつかうで、「主として」といふことはが入つておるわけでありまして、われわれもいたしましては、先ほど山本先生にお答えいたしました、今度の法律改正の機会に、ぜひとも修正をしたいということ、関係方面と連絡をとり、協議をしたのでございまして、今回間に合わなかつたのでございまして、この次の改正までにはわれわれ間に合わせたいといふふうに考えておりますので、しばらく御猶予をいただきたい、このように考えておるわけでありまして。

○原田立君 長期給付に要する費用が、地方公共団体では百分の十五、こういうふうになっているわけですが、厚生年金保険法による国庫負担は百分の二十、そういうふうになっておりますが、少なくとも現在農林漁業団体職員共済組合は百分の十六、私立学校教職員共済組合も同じく百分の十六、こうなっておりますが、地方公務員共済組合は百分の十五で押えられているのです。が、これも百分の二十並みに引き上げるべきじゃないか、その点どうですか。

○政府委員(山本明君) おっしゃいますように、厚年が百分の二十でございます。したがって私たちがここの数年來財政当局に、百分の二十にするように努力をしまいたつておるわけでございす。本来も最後まで、この問題につきましてもは財政当局と折衝してまいりましたけれども、遺憾ながら百分の十五でございしたわけでございす。これは地共済、国共済ともどもこの問題の解決をしなければならぬ問題であらう、このように考えております。

○原田立君 いまこの五項目ないし六項目ぐらゐにわたつて現行法の矛盾点を、また改正しなければならぬと思ふような点を申し上げたわけでありすけれども、この問題について先ほどから部長は、全面的に改正するようにしっかりと努力すると、こういうお答えが出てはおりますけれども、大臣からひとつ。

○国務大臣(秋田大助君) 先ほど山本先生の御質疑のあとで、各項目についての御確認の措置がございました。各担当部長からお答えを申し上げましたとおりでございまして、私といたしましては誠意をもつてこれが前向きに検討並びに解決を期してまいりたいと考えております。

○山本伊三郎君 総理府にお伺いしますが、あなと言われた四十六年の二・五％の積み残しが終われば年金調整の分は全部済んだ、こういうことですか、そのとおりですか。

○説明員(大屋敷行雄君) 二・五％が四十六年度に解決いたしますと、いわゆる恩給法の二条ノ

二の規定が単年度ごとに発動していく、その地ならしができる、こういうことでございす。

○山本伊三郎君 そのあとを受けて、これは総理府ですか、大蔵省ですか、聞いておきますがね。物価も給与ベースも上がりますね、来々。その場合に、もう調整は済んだんだから、それで年金のアップはしないんだと、こういう趣旨であるのかどうか。いままでのものは調整は済んだが、しかし、本年もまた物価も上がりましたし、給与も上がりますからね。それについては総理府ではどういう考えを持っておるか、自治省ではどういう考えを持っておるか。

○説明員(大屋敷行雄君) 先ほどから調整、調整といふことでございす。これはまあ恩給法の二条ノ二を具体的に発動していく場合に、この調整をしないといふと、結局従来の低い水準のままで単年度ごとに移行していく、こういう形になるわけでございす。この従来の低い水準を一定の限度まで引き上げておいて、それから単年度、単年度の物価、公務員給与を考慮して改善の措置を考へる、こういうことでございす。

○山本伊三郎君 来々の場合、総理府としてはどういう考えでしようか。

○説明員(大屋敷行雄君) 来年度につきましても、いま具体的にこういう数字で上げるんだといふことはここでまあ申し上げられませんが、いま恩給法の二条ノ二と、それから恩給審議会の答申の趣旨に沿ひまして措置をいたしたいと考えております。

○政府委員(宮澤弘君) 私どももおそらく、物価が上がり、あるいは公務員の給与水準が上がるというところになりますれば、それに準じた措置が行なわれることを期待すべきであらう、こういうふうな思ひでございす。

○山本伊三郎君 行政局長ね、もう一つ、いま原田委員言われましたように、これは思ひ出したんですが、実は私学のほうでは審議の途中で大蔵省が政府の負担を二〇％程度に引き上げてほしいといふようなことを言われたという旨があるよう

であります。その辺の真否はどうですか。

○政府委員(宮澤弘君) 私どもはまだそういう報告を得ておりません。

○山本伊三郎君 これはもう、真否は別として、やつてもらわなさいといけないんですが、そういうことであれば、ぜひひとつ来年度は実現するように努力してもらいたい。一五％を二〇％に引き上げるのか、そういうことを私聞きましたので、ちよつと言ひ落としまして、その真否を調べてもらつと同時に、ぜひひとつ来年度は二〇％に引き上げてもらいたい。そういう努力をしてもらいたい。

これでは終わります。

○政府委員(宮澤弘君) その真否は確かめることにいたします。

それからいまの公的負担の増加の問題でございす。先ほど来いろいろな問題が出ておりますけれども、大蔵省としては金に關すること、關しないこと、いろいろ反対の意見を持っております。が、この案件は金に關する問題ではないと、おそろしく強い意向は依然として持つておると思ひますけれども、私どもは、先ほど申しましたように、従前からほかのものが二〇％の公的負担をしていて、私どもは、私どももなり国共につきましても、二〇％の負担をするのは当然だといふ態度であります。おっしゃいますように、次に、格別努力をいたしたいと思ひます。

○委員長(山内一郎君) 他に御発言もなければ、質疑は尽きたものと認めて御異議ございせんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(山内一郎君) 御異議ないと認めます。

それでは、これより討論に入ります。

御意見のおありの方は賛否を明らかにしてお述べを願ひます。――別に御意見もないようでございますが、討論はないものと認めて御異議ございせんか。

それでは、これより採決に入ります。

昭和四十二年度、昭和四十三年度及び昭和四十四年度における地方公務員等共済組合法の規定による年金の額の改定等に関する法律等の一部を改正する法律案を問題に供します。本案に賛成の方の挙手を願ひます。

〔賛成者挙手〕

○委員長(山内一郎君) 総員挙手と認めます。

よつて、本案は全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

○熊谷太三郎君 私は、ただいま可決されました法律案に対し、自由民主党、日本社会党及び公明党の三派共同による附帯決議案を提出いたします。

趣旨説明を省略し、案文を朗読いたします。

昭和四十二年度、昭和四十三年度及び昭和四十四年度における地方公務員等共済組合法の規定による年金の額の改定等に関する法律等の一部を改正する法律案に対する附帯決議(案)

政府は、地方公務員共済制度の改善についで、特に左の諸点に検討を加え、早急にその実現を図るべきである。

一、退職年金等の額については、最近の物価、地方公務員の給与等の著しい変動に対応する具体的なスライド規定を設けて、すみやかに改定措置を講ずること。

二、地方公務員共済組合の短期給付にかかる組合員の負担を軽減するため、国の財源措置によつて、組合員の掛け金率が一定限度を越えないよう措置すること。

三、遺族給付の適用上、主として組合員の収入により生計を維持することの認定に關しては、他の公的年金制度との均衡を考慮して、すみやかに是正措置を講ずること。

四、年金制度施行前における市町村の吏員及び雇用人であつた期間で地方公務員共済制度の施行日に引き續いていないものについて、す

れた労働、自治両省はどういう考えでおられますか。

○説明員(保谷六郎君) 先生の御指摘でございますが、今度労働者災害補償保険法の一部改正法案を出しております私どもの考え方としては、一応この法律が実現いたしますればILOの水準に近づくと、近づくという達成できるというふうに考えております。なお技術的に、たとえば適用範囲その他の問題等については、さらに私すぐここで答えられないのでございますが、私もとしては、二一〇号条約の線に沿えるというふうな考え方のもとに法案を提出している次第でございます。

○政府委員(宮澤弘君) 先ほど山本委員御指摘のとおり、確かにこの業務上と申しますか、公務上起こった災害に対する補償ということはいわば比較的新しい制度でございまして、私も個々の規定がどこが十分であり、どこが不十分であるかというところまで十分勉強しているわけではございませんけれども、なおそれはよく検討して手厚くすべき余地があるように思っております。ただ、ILO条約につきましては、これが一応の国際的な水準でございまして、ただいま労働省当局から御答弁もありましたけれども、一応国際的な水準にまでは近づけていく、こういうことで今回の御提案をいたした次第でございます。

○山本伊三郎君 増額をしていくというその努力に対しては私はある程度敬意を表しますが、基本的な考え方ですね。全く無過失である、事業主の責任のための災害でも限度が六〇%であり、そういうものについて私は、社会正義ということばはあまり使いませんが、そういう点からも私は問題があると思う。一言言っておきますが、ILO条約は、この自民党にも専門家の方おられますけれども、あれは一応最低の線、ここまで行くべきであるという考え方、これはもうILOの精神は大体そのなです。したがって、それに近づけていけばそれで満足するのだという考え方はとらないでいただきたい。やっぱりできればあれ

以上にやるというところはILOのすべての条約の精神です。あの水準に達したらもうこれでいいんだという考え方は捨てるべきだ。いまの日本の経済力がそこまでいかぬからそう言われまされども、私は、現在大企業の実態調査をいたしますと、みずからの補償で完全にやっているところは相当あります。しかし、法律で基準を定める場合には、そこを中を取って、とりあえず六〇%程度ですか、その程度の休業補償、それから年金なり、あるいは一時金の補償ということもその程度と申しておるのですが、したがって、私も案を出しておりますが、私の案は大体そういう思想で実は提案をしたわけなんです。べらぼうに高いと言

う方がありますけれども、私は全然労働能力をなくして、しかも労働能力をなくしただけではないのです。それから一生生きるための精神的、肉体的苦勞というものは、これは私は金銭ではかれないものがある、そういうことを考えますと、今日のいわゆる災害補償、労災を含め、地方公務員、国家公務員の災害補償の給付水準は低い、こういう強い見解を持っているのですが、現実には法律上で出しているからそれは低いと言えないけれども、この考え方についてILO条約できめておるその基準と現実の問題とを合わせてどういう考え方でおられるか、ひとつその点を見解を聞いておきたい。

○説明員(桑原敬一君) 労災補償の水準につきましては、昭和四十年の改正のときに、ILOの一〇二号条約という条約がございまして、これは社会保障に關する最低基準に關する条約でございまして、これに合わせまして法改正をいたしたわけでございます。その後、災害補償自体の条約が昭和三十九年採択されました、昭和四十二年に発効いたしております。この条約に合わせまして私ども今回の改正案をつくったわけでございます。で、私ども条約というのはいくつの国際的な水準であらうと思ひますので、ぜひそれに合わせたいということでございます。これが最低かどうかという問題はいろいろ解釈の分かれるところでございますし

て、少なくとも一〇二号条約につきましては、社会保障に關する最低の条約と書いてございまして、その辺ははつきりいたしておりますけれども、二一〇号条約につきましましては、その辺は必ずしも条約上明確に規定されてございせん。少なくとも国際的な標準になるべき水準でなろうかと現段階では考えております。

○山本伊三郎君 その程度の答弁しかできないと思ひますが、条約が一〇二号から変わったといふのも、單なる社会保障じゃないですね、この場合、ない。いわゆる事業主の責任といふものを十分考えてきたから変えてきたと思ひます。それにしては私は、先ほど言つたように低い水準といふものは、その水準を基礎にやられるといふことは、政府としてはこれはやむを得ないといふこともわかるけれども、やはり日本はもうすでに、戦後、経済力においては第三位とか第二位とか言っているのですから、この点を考えてもらいたい、いままでずっと低かったのですから。戦前を見てみないよ。全く労働災害ではもう問題にしないような虐待と申しますか、そういうものからようやく世界的水準に上がってきたことは私は認めます。しかし、まだまだ私は問題があると思ひます。で、皆さん方が災害にあわれておるかどうかわかりませんが、それは災害にあつた家庭なんかに私は行きますが、非常にみじめなものです。いっせ死んでくれるならいいと言ひ人があつて、もう両足、両手取られた人が、介抱してゐるのです。これは金銭では補えないけれども、せめて働いておるときのような経済的の補償をしたかどうかというのが私の案の趣旨なんです。で、これは御存じのように、事業主の負担ですわね。これは御存じのうちに、事業主の負担ですわね。労災は保険制度ですから、おのおの掛け金をして、保険料を出しておいて、それで災害にあつたとき、その基金から払つてもらうという制度ですからね。しかし、もう少し日本の事業主もその点は考えなくちゃならぬと思ひますが、私の案をそのまま押しつけてどうこうと言ひないのです

が、今回の改正では、われわれとしては給付全般について足らないと思ひますが、今後障害補償、休業補償、遺族補償等を通じて、今後これを引き上げるように努力をしなきゃならぬという考え方があるかどうか、これでいいのだと言われるのか、その点ちょっと……。

○説明員(桑原敬一君) 今回改正法案を出しました趣旨は、できるだけ被災者に対して手厚い補償をいたしたいというところから出発いたしております。そういう趣旨でございまして、この法案を作成いたします段階において、労災保険審議会、あるいは社会保障制度審議会のそれぞれの審議会のほうから、わが国のやはり経済成長に見合った補償をやるべきであるというふうな御趣旨がございまして、したがひまして私もいたしましては、今回の改正ということにとどまらず、今後の日本のそういった経済成長に見合つてこの補償水準の引き上げについては努力をしてまいりたいと思ひております。

○政府委員(宮澤弘君) おっしゃいますように、確かに所得の稼働能力を失つた人たちに、非常にお気の毒な人たちに對する補償でございまして、私どもも一体どの程度までいいかということとは別にいたしまして、現状で満足すべきだとは思つておりません。やはり機会があるごとに給付の水準を上げていくべきものだと思つております。申し上げるまでもなく、労災保険なり、国家公務員の災害補償制度なりとの関連がございまして、関係各省とも相談をしながらそういう方向で考えていくべきものだといふふうに考えております。

○山本伊三郎君 具体的にちょっと聞いておきたいのですが、今度の労災の改正案も、また国家公務員、地方公務員両災害補償においても、通勤途上における災害は業務上という認定をされない。多年私は主張しておつたのですが、それは入つておらないようですが、これはどうして入れられないのか、この点ちょっと聞いておきたい。

○説明員(桑原敬一君) 通勤途上災害を業務上にするかどうかにつきましては、今回の改正案をつ

くります段階におきましても、審議会において十分御議論いただいたわけでございます。しかしながら、この問題は非常にまぎれぬ問題でございます。そういうことで、今回の改正にあたりまして、労働保険審議会におきましては、建議の中で、もう少し専門的な機関をつくって十分調査をして、その結果によって処理をしよう、というふうな建議をしておられる。で、そういうことで私どももいたしましては、ことしの二月の終わりに通勤途上災害調査会というのをつくりまして、さう専門の皆さんを委嘱いたしまして、鋭意、現在検討いたしております。で、この問題を御処理いたいただきます場合に御議論が出ておりますのは、結局、現在の労働保険なりあるいは基準法の災害補償の考え方の基本にございまして、使用者の無過失賠償責任、これとの関連の問題をどう考へるかという問題がございまして、それから、主として事故が起りますと、ほとんどのものは自動車事故でございますので、自賠法との調整問題をどうするか、あるいは他の社会保険との競合の問題がございまして、こういった各種の制度との関連をどう見るか、基本的には、先ほど申し上げました労働の補償の理論との関係をどうするかというふうな複雑かつ基本的な問題がございまして、そういった点を十分御検討いただきながら、その結論によって私どもは処理をいたしたいというわけで、今回の法改正においては、その中に入れなかったようなわけでございまして。

○山本伊三郎君 これは問題点があるが、やはり意欲的に検討して入れていこうという考えだと私は思うのですが、いま言われたいわゆる第三者による損害賠償、これをどういうふうに調整するかという問題があることについて、私はそれは別として、これは私の考え方です。もしも同一事故によってそういう損害賠償が成立した場合に、公務上という認定のなには調整することができると思ふ。ただ、その問題以外に認定上の問題が相当複雑にあるという理解をしております。はたして、通勤途上というが、だれがそれを認定するか。

○山本伊三郎君 これは問題点があるが、やはり意欲的に検討して入れていこうという考えだと私は思うのですが、いま言われたいわゆる第三者による損害賠償、これをどういうふうに調整するかという問題があることについて、私はそれは別として、これは私の考え方です。もしも同一事故によってそういう損害賠償が成立した場合に、公務上という認定のなには調整することができると思ふ。ただ、その問題以外に認定上の問題が相当複雑にあるという理解をしております。はたして、通勤途上というが、だれがそれを認定するか。

○山本伊三郎君 三カ月の平均給与というのは、健康保険の標準報酬に準ずることになるでしょう。現実の問題は労働基準法にやっておりますか。

という問題もある。しかしこれも私はやり方によってやり得ると思ひます。したがって、これは今回の法律上載せなかったのですが、今後ひとつ精力的にこの問題を具体的に検討してもらいたい。そしてできるだけ早くこの問題を解決してもらいたいと思ひます。この点ひとつとつと御意見を聞かせておきましよう。これは両省です。

○山本伊三郎君 先生御指摘のように、幾つかの技術的な問題もございまして。そういう面については技術的にある程度処理ができるのではないかと。それから先ほど申し上げましたように、労働保険なり基準法上の災害補償は、使用者の無過失賠償責任、つまり管理下にあるということが前提になっております。したがって、事業所から出てまいりますと、使用者がそれに対して災害防止に対するいろいろな手が打たないという問題もございまして、そういった基本的な問題も含めて、積極的に取り組んでまいりたい。その結論が出ますれば、それに対して私どもとしてはできるだけ早く措置をしたい、こういう考え方でおります。

○山本伊三郎君 先生御指摘の労働保険の、あるいは災害補償の性格の中には、精神的な慰謝料というものは入っておりません。これは最高裁の判例でも確定しておりますが、結局労働補償の基本的な考え方として、使用者の故意とか過失を問わないわけでありまして、つまり無過失責任というものを現にいたしております。したがってその補償の中身は、その方が損失を被った場合、扶養能力を補償する、あるいはなくなられたものがなくなるわけでありまして、その損失を補てんする、こういう基本に立っているわけでありまして、したがって精神的な損害というものは加味をいたしていないわけでありまして。

○山本伊三郎君 先生御指摘の労働保険の、あるいは災害補償の性格の中には、精神的な慰謝料というものは入っておりません。これは最高裁の判例でも確定しておりますが、結局労働補償の基本的な考え方として、使用者の故意とか過失を問わないわけでありまして、つまり無過失責任というものを現にいたしております。したがってその補償の中身は、その方が損失を被った場合、扶養能力を補償する、あるいはなくなられたものがなくなるわけでありまして、その損失を補てんする、こういう基本に立っているわけでありまして、したがって精神的な損害というものは加味をいたしていないわけでありまして。

○政府委員(宮澤弘君) ただいまお話のございましたように、ことに最近交通事故等がふえておりまして、そういう事態から申しまして、私どもも、実は一日も早く結論が出まして、そういう方向で問題が解決されることを非常に希望し、期待をしております。労働省のほうで研究会をつくって研究をしておられるようでございますが、私どもも一日も早く可能なような結論を出していただいても、そういう方向で地方公務員の災害補償制度も充実ができるように希望をしております。

○山本伊三郎君 これは私の考え方ですが、労働関係一括して表現いたします。これは地方公務員も国家公務員も含んでいると理解していただきすが、労働関係についての補償は、法文全体の理解からすると、損害賠償的な慰謝料的なものが入っております。この点についてどういふお考えでありますか。

○山本伊三郎君 先生御指摘の労働保険の、あるいは災害補償の性格の中には、精神的な慰謝料というものは入っておりません。これは最高裁の判例でも確定しておりますが、結局労働補償の基本的な考え方として、使用者の故意とか過失を問わないわけでありまして、つまり無過失責任というものを現にいたしております。したがってその補償の中身は、その方が損失を被った場合、扶養能力を補償する、あるいはなくなられたものがなくなるわけでありまして、その損失を補てんする、こういう基本に立っているわけでありまして、したがって精神的な損害というものは加味をいたしていないわけでありまして。

○山本伊三郎君 先生御指摘の労働保険の、あるいは災害補償の性格の中には、精神的な慰謝料というものは入っておりません。これは最高裁の判例でも確定しておりますが、結局労働補償の基本的な考え方として、使用者の故意とか過失を問わないわけでありまして、つまり無過失責任というものを現にいたしております。したがってその補償の中身は、その方が損失を被った場合、扶養能力を補償する、あるいはなくなられたものがなくなるわけでありまして、その損失を補てんする、こういう基本に立っているわけでありまして、したがって精神的な損害というものは加味をいたしていないわけでありまして。

○山本伊三郎君 先生御指摘の労働保険の、あるいは災害補償の性格の中には、精神的な慰謝料というものは入っておりません。これは最高裁の判例でも確定しておりますが、結局労働補償の基本的な考え方として、使用者の故意とか過失を問わないわけでありまして、つまり無過失責任というものを現にいたしております。したがってその補償の中身は、その方が損失を被った場合、扶養能力を補償する、あるいはなくなられたものがなくなるわけでありまして、その損失を補てんする、こういう基本に立っているわけでありまして、したがって精神的な損害というものは加味をいたしていないわけでありまして。

○山本伊三郎君 先生御指摘の労働保険の、あるいは災害補償の性格の中には、精神的な慰謝料というものは入っておりません。これは最高裁の判例でも確定しておりますが、結局労働補償の基本的な考え方として、使用者の故意とか過失を問わないわけでありまして、つまり無過失責任というものを現にいたしております。したがってその補償の中身は、その方が損失を被った場合、扶養能力を補償する、あるいはなくなられたものがなくなるわけでありまして、その損失を補てんする、こういう基本に立っているわけでありまして、したがって精神的な損害というものは加味をいたしていないわけでありまして。

○山本伊三郎君 先生御指摘の労働保険の、あるいは災害補償の性格の中には、精神的な慰謝料というものは入っておりません。これは最高裁の判例でも確定しておりますが、結局労働補償の基本的な考え方として、使用者の故意とか過失を問わないわけでありまして、つまり無過失責任というものを現にいたしております。したがってその補償の中身は、その方が損失を被った場合、扶養能力を補償する、あるいはなくなられたものがなくなるわけでありまして、その損失を補てんする、こういう基本に立っているわけでありまして、したがって精神的な損害というものは加味をいたしていないわけでありまして。

○山本伊三郎君 先生御指摘の労働保険の、あるいは災害補償の性格の中には、精神的な慰謝料というものは入っておりません。これは最高裁の判例でも確定しておりますが、結局労働補償の基本的な考え方として、使用者の故意とか過失を問わないわけでありまして、つまり無過失責任というものを現にいたしております。したがってその補償の中身は、その方が損失を被った場合、扶養能力を補償する、あるいはなくなられたものがなくなるわけでありまして、その損失を補てんする、こういう基本に立っているわけでありまして、したがって精神的な損害というものは加味をいたしていないわけでありまして。

○山本伊三郎君 先生御指摘の労働保険の、あるいは災害補償の性格の中には、精神的な慰謝料というものは入っておりません。これは最高裁の判例でも確定しておりますが、結局労働補償の基本的な考え方として、使用者の故意とか過失を問わないわけでありまして、つまり無過失責任というものを現にいたしております。したがってその補償の中身は、その方が損失を被った場合、扶養能力を補償する、あるいはなくなられたものがなくなるわけでありまして、その損失を補てんする、こういう基本に立っているわけでありまして、したがって精神的な損害というものは加味をいたしていないわけでありまして。

○山本伊三郎君 先生御指摘の労働保険の、あるいは災害補償の性格の中には、精神的な慰謝料というものは入っておりません。これは最高裁の判例でも確定しておりますが、結局労働補償の基本的な考え方として、使用者の故意とか過失を問わないわけでありまして、つまり無過失責任というものを現にいたしております。したがってその補償の中身は、その方が損失を被った場合、扶養能力を補償する、あるいはなくなられたものがなくなるわけでありまして、その損失を補てんする、こういう基本に立っているわけでありまして、したがって精神的な損害というものは加味をいたしていないわけでありまして。

○山本伊三郎君 先生御指摘の労働保険の、あるいは災害補償の性格の中には、精神的な慰謝料というものは入っておりません。これは最高裁の判例でも確定しておりますが、結局労働補償の基本的な考え方として、使用者の故意とか過失を問わないわけでありまして、つまり無過失責任というものを現にいたしております。したがってその補償の中身は、その方が損失を被った場合、扶養能力を補償する、あるいはなくなられたものがなくなるわけでありまして、その損失を補てんする、こういう基本に立っているわけでありまして、したがって精神的な損害というものは加味をいたしていないわけでありまして。

○山本伊三郎君 先生御指摘の労働保険の、あるいは災害補償の性格の中には、精神的な慰謝料というものは入っておりません。これは最高裁の判例でも確定しておりますが、結局労働補償の基本的な考え方として、使用者の故意とか過失を問わないわけでありまして、つまり無過失責任というものを現にいたしております。したがってその補償の中身は、その方が損失を被った場合、扶養能力を補償する、あるいはなくなられたものがなくなるわけでありまして、その損失を補てんする、こういう基本に立っているわけでありまして、したがって精神的な損害というものは加味をいたしていないわけでありまして。

○山本伊三郎君 先生御指摘の労働保険の、あるいは災害補償の性格の中には、精神的な慰謝料というものは入っておりません。これは最高裁の判例でも確定しておりますが、結局労働補償の基本的な考え方として、使用者の故意とか過失を問わないわけでありまして、つまり無過失責任というものを現にいたしております。したがってその補償の中身は、その方が損失を被った場合、扶養能力を補償する、あるいはなくなられたものがなくなるわけでありまして、その損失を補てんする、こういう基本に立っているわけでありまして、したがって精神的な損害というものは加味をいたしていないわけでありまして。

○山本伊三郎君 先生御指摘の労働保険の、あるいは災害補償の性格の中には、精神的な慰謝料というものは入っておりません。これは最高裁の判例でも確定しておりますが、結局労働補償の基本的な考え方として、使用者の故意とか過失を問わないわけでありまして、つまり無過失責任というものを現にいたしております。したがってその補償の中身は、その方が損失を被った場合、扶養能力を補償する、あるいはなくなられたものがなくなるわけでありまして、その損失を補てんする、こういう基本に立っているわけでありまして、したがって精神的な損害というものは加味をいたしていないわけでありまして。

○山本伊三郎君 先生御指摘の労働保険の、あるいは災害補償の性格の中には、精神的な慰謝料というものは入っておりません。これは最高裁の判例でも確定しておりますが、結局労働補償の基本的な考え方として、使用者の故意とか過失を問わないわけでありまして、つまり無過失責任というものを現にいたしております。したがってその補償の中身は、その方が損失を被った場合、扶養能力を補償する、あるいはなくなられたものがなくなるわけでありまして、その損失を補てんする、こういう基本に立っているわけでありまして、したがって精神的な損害というものは加味をいたしていないわけでありまして。

○山本伊三郎君 先生御指摘の労働保険の、あるいは災害補償の性格の中には、精神的な慰謝料というものは入っておりません。これは最高裁の判例でも確定しておりますが、結局労働補償の基本的な考え方として、使用者の故意とか過失を問わないわけでありまして、つまり無過失責任というものを現にいたしております。したがってその補償の中身は、その方が損失を被った場合、扶養能力を補償する、あるいはなくなられたものがなくなるわけでありまして、その損失を補てんする、こういう基本に立っているわけでありまして、したがって精神的な損害というものは加味をいたしていないわけでありまして。

ね。それは健康保険の場合は、社会保険として私は三カ月の平均ということも言えると思います。

しかし労災保険は、先ほど基本的に言いましたように、これは事業主の責任というのが主体になりますから、したがって、補償するという額も問題ですが、その給与というものは、三カ月で限定せずに、やはり一年を通じた平均ということを考えなくちゃならぬと、それが私の主張ですが、いまあなたが検討する余地もあるという幅広い答弁でしたが、この点については私はぜひやってみようと思います。ほかの給付の多い少ないは、これはいろいろと基準の問題は考え方によりますけれども、少なくとも補償の基準給与は、やはり一年を通じて、本人は現実末期手当というものが給与として生活のかたになつておるわけですからね、日本の場合は、アメリカにはそういうものがないようでありまして、そういうものを実はこの算定基礎の給与からはずすということは納得できない。これは私の多年の主張ですから、これについてどういう考えを持っておりますか。

○説明員(桑原敬一君) ただいま御答弁申し上げましたように、これについてはいろいろの問題がございます。先生のようなお考えももちろんいろいろと審議会の場でも御発言でございます。私どもといたしましては、三カ月の期間によつて現在計算いたしております。この計算のしかたについて、実は労災の休業補償なり、あるいは、それにとどまらずに基準法上の給与・手当の計算あるいは有給休暇のための計算、まあいろいろ基準法全体にからんでまいります。したがって、先生御指摘のような問題もございまして、現在基準法全体についていろいろの再検討をいたしているわけでございます。で、そのために基準法研究会を現在つくつておまして、その場においてぜひこの問題については積極的に御取り扱いいただいで御検討願いたい、こういうような態度で臨んでおるわけでございます。

○山本伊三郎君 休業補償については、あれは六〇%だと思ふんですね。これは健康保険の場合も

基準にとつていますね、六〇%というのはね。これはそういう一般賃金、休んだ場合には六〇%が限度である。これはILOもそういう考え方を示しておるようであります。労災の場合は、これは健康保険の場合問題あると思ふんですが、業務上で災害を起して休んで、しかもそれが六〇%の収入しかないという、その論理は私は少しも受け入れられないんですね。公務員の場合は現在八〇%程度まで補償されるようになっておるようでありまして、労災でもそういう措置があるようでありまして、労災でも、これを一〇〇%まで引き上げるといふ考え方はないかどうか。論理的に、それはできないんだという論理的な根拠を示してもらいたい。

○説明員(桑原敬一君) 休業補償の率の問題につきましては、六〇%がいいかどうかという問題は、必ずしも六〇%が絶対的なものであると私も考えておりません。しかし、いままでのいろいろな制度の関連、あるいはいままでのいきさつ等から、こうなつてゐるんじゃないかと思ひます。特に私も一番関連深くございまして、基準法の規定によります休業補償が六〇%になつてゐる。それを補てんをいたしておりますのが労災保険でございますので、その間のバランスをとらなかならないということ、それから他の社会保険がほとんど六〇%になつておりますので、労災保険独自でこれをどうするかという問題でございます。で、そういう他の類似の制度あるいは社会保険制度全般からこの問題を検討すべきじゃないか、こういうふうに思つております。この問題につきましても、先ほど申し上げました労働基準法研究会等において十分御議論をいただくような課題ではなからうかと、こういうふうに考えております。

○山本伊三郎君 その考え方、私は承服しがたいんですがね。基準法に準拠するといふんですか、労災は私は別の考え方であるべきだといふ考えを持っております。労災という、業務上のいわゆる災害ですから。したがって、他の社会保険なり

他の労働基準法による給付と似たものもあります。これは私は特別に考えなくちゃならぬという主張を持っております。したがって、その点は他のほうの關係と言いますが、これは独自に考えるべき問題だということをいま主張しておるんですがね。それに対してあなたの答えはないんですね。したがって、労災だけを六〇%、六〇%というのじゃなくして、労災については一〇〇%まで引き上げるといふ必要性がある、論理的にもそうすべきであるといふこの意見に対して、どういう考えを持っておられるか。

○説明員(桑原敬一君) 六〇%をどういふふうに引き上げようかという問題につきましては、先ほど申し上げましたように、他の制度との関連、特に基準法との関連を私も特に注目いたしてゐるわけでございます。その点そのうちではないというお話でございますが、法体系をいたしましては基準法が一応全部カバーいたしておまして、労災が必ずしもまだ全面適用に入つておりませんので、基準法で補償される方と労災保険法で補償される方とあるわけでございます。そういういたしますと、同じような労働者が働いてけがをして給付をもらふ場合に、労災保険では一〇〇%、基準法では六〇%ということになりますと、やはり稼働力に対する補てんとしていかがかという感じが持っております。したがって、やはり基準法の六割と労災保険の六割とをあわせて、どうあるべきかというのを今後検討いたしたい。その場合に、諸外国の状況あるいはILOの水準等も参考にして今後引き続き検討してまいりたい、こういうふうに考えております。

○山本伊三郎君 その辺、諸外国の実情はどうなつていますか。

○説明員(桑原敬一君) ILOの条約につきましては、先生御指摘のように六〇%でございます。それから国によつてそれぞれ多少違いますが、大体六割が一般的でございます。それから六六%、それから高いところで七〇%ということでございます。一〇〇%というのは私もあまり十分

知つていないわけでございます。

○山本伊三郎君 地方公務員、国家公務員の場合ですね、これは慣例として、優遇されておることであるとして、ある一定期間は業務上の場合はそのままの給与を保障するということになつてゐると思ふんですね、なつておる。その場合に、地方公務員災害補償基金との関連があるんですがね。この点の実情はどうなんですか。私は全部調べてないんですがね。業務上、いわゆる公務員の場合は業務上の災害の場合にのみ六〇%ばかりでやつてゐるということではないと思ひますが、その実情はどうなんですか。

○政府委員(山本明君) 地方公務員の場合には、休業補償の百分の六十に、休業援護金制度というものを設けまして、二〇%を足して八〇%にしてあります。また、団体によりましてはそれに若干足りまして、百分の百まで行つてゐるのはどうか、ちょっと私も存じませんが、やはりそれに近い線で地方自治体が独自で出しているものもあるといふふうに聞いております。どのくらいかというところはちょっとわかりませんが、そういうふうにかつて援護をしてゐるということは聞いております。

○山本伊三郎君 労災でも——おそらく知つておられると思いますがね、労災でも休業では、実際これは労働組合との団体交渉もありましようけれども、一〇〇%近い補償をしてゐるところが相当あるんですね。あるんです。そういう關係から見るとね、結局、労災保険だけに頼らなくちゃならぬという中小企業の労働者が非常に気の毒な場合があるんですね。大企業の場合は、特に労働力不足の際ですらね、特に労働条件がよくなつております。給与だけでなくしてほかの厚生施設もいふんですが、そういうことから考えると、一つの政策としても、この際、労災保険における水準は六〇%だが、何か付加的な給付として休業補償一〇〇%に近づけるといふ、こういう考え方の思想はどうですか。

○説明員(桑原敬一君) 民間におきまして二割はかり上積みをしているというような実例があると私ども承知しております。それはあくまでも付加給付として、事業主が団体交渉で自発的にお出しただけだと思っております。で、労災保険でそういった中小企業などに上積みしろという話でございしますが、結局、また繰り返して申しわけございせんけれども、基準法の補償責任を労災で、保険の形で担保しているという形でございます。で、基準法の休業補償の率をどうするかということと密接に関連いたします。したがって使用者の責任をどこまで見るかということに結局尽きるわけでございまして、そのあとは六〇%という意味でございまして、そのあとは六〇%が、そのあとはやはり事業主においては自主的に上積みされることは、私どもとしては十分実情としてあり得るのではないかと、こういうふうに考えております。

○山本伊三郎君 とにかく休業補償についてはひとつ今後とも検討してください。おそらく皆さん方もこれではと言っておられないと思う。これは社会正義ということばはあまり使いたしませんけれども、社会的良識ということも考えなくちゃならぬと思います。

そこで、具体的にありますが、障害補償ですが、今度相当改善されたのですが、これではまだ私は非常に少ないと思うのです。先ほどちょっと触れましたように、一級、二級、三級と、級の下になるほど労働能力喪失の度合いは違いますが、それに比べて減っておりますけれども、一級、二級、三級はこれでは私はいはいええなものです。だから、この障害補償について、私の案をそのまま押しつけるということもなかなかかぬと思うのですが、私の出している案については自治省の皆さん読まれたと思うのですが、私の案はどうですか。その私の案に、社会党の案に對してひとつ見解を述べてもらいたい。私の案を審議しないものですから、逆にあなたの見解を聞きたい。

○政府委員(山本明君) この日数が三百六十五日、一年ということになっております。百分の百ということになるわけでありまして、まあILOが百分の六十でございまして、そういう関係から見ましてもちょっと深いのではないだろうか、一級、二級の方にできるだけ補償する思想はわかりますけれども、三百六十五日、百分の百ということとは問題があるのではないかと、こういう気持はいたします。

○山本伊三郎君 まあ百分の百、三百六十五日、非常にこれは完全に一〇〇%ということですが、私の思想は、やはり完全に労働能力を失ったのですから、またこれ以外に介護料もつけているんです。五〇%。実は膨大な提案だと思っておりますが、ずっとあなたの統計を見ましても、こういうものはほとんど数が少ないですね、これは地方公務員に限っても、労災のほうでは相当あるのです。これは重工業あたりの人で、一級、二級の災害、相当あるのですが、地方公務員の場合は昨年から実施されたが、一人も一級、二級、三級ないでしよ。だから、そのくらい補償をしたって経済的に大きい問題でないと思う。ただ、そういう場合には完全にこういうふうなやつでもらえるという補償ですね。いわゆるこの補償というものは、現実金ももらいうるよりも、働いておる者の、もしそうならばこうあるという期待権といえますか、いわゆる補償ですね、この考え方は、これは非常にこの法律の大きい趣旨なんです。したがって私は、そこまでやっても決してやり過ぎでないと思っております。したがって、この私の案に對してあなたのほうはだいぶ低いですね。そういうことでどちらが正しいかというところ、それは私のほうの案が正しいか、こういうことになるでしよ。私のほうのやうな、完全に給付していくというやうな姿勢があるかどうか、一〇〇%給付すべきであるという方向に近づけるというやうな考え方があるかどうか。

○政府委員(山本明君) 先生のおっしゃいましたように、なるほどこの基金は充足以来二年半くら

いでございまして、一級、二級、三級というやうなところはまだ発生がございせん。しかし、将来の問題として発生しないとは言えないと思っております。それから百分の百ということがはたして地方公務員だけの制度の中で取り上げられるかどうか。国家公務員あるいは労災その他との関連もございまして、地方公務員だけが独自で百分の百措置することが可能であるかどうかという問題もございまして、われわれといたしましては、現在のところILOのこの条約にございまして基準までというところで出ました労災保険のその制度を取り入れておるといふのが実情でございます。

○山本伊三郎君 それじゃ介護料の新設の問題についてどう考えられますか、常時介護しなければならぬという人に対しては、あなたのほう考えておられないようであります。これはぜひ必要だと思っております。その考え方はどうですか。

○説明員(山本明君) 介護料につきましては、まあまず長期療養者に対して介護料をつけるかどうかという問題につきましては、私どものほうは労災制度においても検討されておるといふことを聞いておりますので、それが制度化されました場合には、その制度の均衡を考へ、国家公務員災害補償とともに、こちらのほうはそれに対応するようにはしてまいりたい、かように考えております。

それから障害年金につきまして介護料という考え方をいれるべきであるという考え方にございましては、現在私どものほうで聞いておりますところでは、一級、二級、三級につきましては、補償率が、全労働の程度では大体同じであります。その間に補償率に差を設けておりますが、その差を設けております趣旨というものが、いま先生の言われまじやうな介護料の部分も含んでおると、こういうふうな私どもは聞いておりました。理解いたしておりますので、この面については一般的な介護料制度を設けるということについては、なお検討を要する面があるのではないかと、かように考えております。

○山本伊三郎君 労働省に聞きますけれども、その趣旨は聞いておるのです。今度の労災制度、災害補償の一級、二級の日数の中には、介護料を含めて差をつけておる、こういう趣旨だと聞いておるのです。しからば介護料は何日分ですか、それをちょっと聞いておきたい。

○説明員(桑原敬一君) 介護料につきましては、具体的に何日分というのを計算をいたして積み上げたものではございせん。この日数につきましては、昭和四十年改正のときに、三級を一〇〇%としたして一定の率をもってその上積みをしてございまして、したがって、今回の改正によりまして二級は六〇%を給付率としたしてございまして、二級は六七・九%、一級が七六・七%という比率になっております。そういうことで介護的な性格も加味しておるということとございまして、介護手当を正確に計算してこういうふうに出したというわけではございせん。

○山本伊三郎君 考え方としては、六〇%が一応補償である。あと、七〇%なり六五%の五%だけは介護料、こういう理解でもないのです。ただ介護料が幾らか含まれておる、それで日数は段階をつけておる、こういう理解ですか。

○説明員(桑原敬一君) 介護料的な性格を含めてそういう日数を加味いたしております。こういうわけですね。

○山本伊三郎君 それがいまいだと言っております。介護料を加味しておると言うけれども、日数自体としても問題があるでしよ。介護料が含まれておるといふことでは理解できないです。ただ介護料が必要なのは認めるのです。加味しておるといふことは必要であると認めておるのです。必要であるならば、介護料というものは、基準をどこに置かうかということをはっきりしないことには、それは私、日数を幾らにきめるにしてもいいまいなきめ方だからいけない。したがって社会党の案では、介護料は別に出す、こういう趣旨なんです。これに對して、日数は別ですよ、金額は別だが、この考え方についてどう考えますか。

○説明員(桑原敬一君) 今回の改正案をつくりました基本的な考え方は、先ほど申し上げましたように、ILO二二二号条約というものをモデルにいたしましてつくつたのでございます。この条約におきましては、介護手当は正確に何%つけるという明確な規定はございません。介護の必要なものについてはそういうものを加味しろ、こういうようなことが規定されております。そういう意味で、四十年改正以来やっております私どものこういった段階的な給付でこの条約の考え方に合致しておるのではないかと、こういうふうな考え方を現在持っているわけでございます。

○山本伊三郎君 自治省に聞きますけれども、労働省はそういうILO条約によってやつたと言いますが、私はやはり介護料は介護料として考えるべきだと思ふのです。加味してあるという言い方は私はいやなんです。これは理解できせん。加味するならば一体どういう加味するということか。介護料は必要であるという考え方を持っているんです。ところがそこには織り込んでしまつて、あいまいにしていくことはいかない。日数はどうしようも、金額はどうしようも、私の言うような介護料というものは別に考えるべきであるという考え方について、自治省はどう思ふのですか。

○政府委員(山本明君) ILO二二二号条約によりまして、定期的支払い金の割り増しまたは他の特別な給付という言い方をしておりますから、私は一応現在の段階においては割り増しということで措置をしてもいいのであらう、このように考えております。

○山本伊三郎君 どうもあらうがなかなかいのですが、時間もないから、いずれの機会にしますが、考えておいてください。あなたの理論は合わないのです。加味する。加味するが一体どれくらい加味したか。介護料は必要だと認めながら、加味しているがどれくらい加味しているかわからない。そんなあいまいな考え方はこの際捨てるべきだと思います。

それから次に移りますが、時間がないので、もう急所を言います。

労災では幸いにスライド制をされているので、これは社会保険、いわゆる厚生年金とか、年金制度にはまだスライド制を入れていないが、経済組合のときに言つたように、労災保険においてはスライド制は認めておるので、それを地方公務員の場合は、労災に準じておりながら何でこのスライドを入れないのですか。これだけではこの場で約束してもらいたい。労災に準じてつきたやつですね。それに地方公務員だけスライド制を入れないという理由はないでしょう。この点、どうですか。

○政府委員(山本明君) 公的年金のスライド制につきましては、恩給、共済その他の制度が関連をしておりますので、これも先ほどからお答えいたしておりますように、公的年金制度調整連絡会議でございますが、ここでこの問題を取り上げていただきたい。またわれわれも出かけていまして、ここで発言をしておるという状態でございます。国家公務員との関連もございまして、この問題もいま申しました会議で検討しておるという段階でございます。

○山本伊三郎君 そうじゃないのです。一般の年金制度、社会保障と考へた年金制度はこれは別な問題があるのです。しかし、労災についてはこの労災補償という立場から、労災についてはだいたい早くにスライド制を入れたのです。それで何で国家公務員、地方公務員だけこのスライド制が必要でないかというのを——一般のやつは別ですよ。これはもう論議は済んだのだから、この前の共済組合の問題で済んだのだから、これは将来検討してやるということの意欲は有しておられるが、一方には労災にあるんでしょ。それが地方公務員、国家公務員、同じ状態の業務上の災害についてスライド制を入れたかったか。この根拠はないでしよ。何も年金一般のスライド制のところで取り上げてやる問題じゃないのです。労災

です。でやっているんでしよ。それをなぜ公務員でやれないのか。公務員の場合にはスライド制が必要でないという根拠はどこにあるか。

○政府委員(山本明君) おっしゃいますように、私はスライド制は必要だと思つております。しかし国家公務員の災害補償法との関連におきまして、この措置が十分でなかつたという経緯があるわけでありまして、したがつて、現在年金の額が著しく公正を欠くに至つたという場合には、きわめて暫定的な措置でございまして、基金が自治大臣の承認を得まして平均給与を上げておるという措置をとつておるわけでありまして、したがつて、スライド制というものはわれわれとしては必要であるというところは考へておられますけれども、国家公務員との関連におきまして調整を要する問題である、このように考へておるわけでございまして。

○山本伊三郎君 労災も初めなかつたのです。だからこれは一般の年金制度ではなくして、これは至急に入れるべきです。私は立法上のミスだと思ふ。国家公務員の場合は早くできてしまつたのです。これは大きなミスです。それはこの点だけはどうか言われてもほくは言いがけないと思ふので、この問題は次の改正のときにはぜひスライド制をしてもいい。その点、局長、どうですか。

○政府委員(宮澤弘君) 地方公務員の災害補償制度は、国家公務員の災害補償制度というものを参考にして立案をされておるわけでございまして。地方公務員の方にもそういう趣旨の規定があるわけでございます。したがつて、政府内部といつたしましては、おそろくたいたいま御趣旨のような問題を討議をいたしますと、当然に国家公務員の災害補償制度との関連の議論が出てくると思ふのでございまして。ただ、実質的には、先ほど公務員部長も御答弁を申し上げましたように、各種の事情の状況に応じて年金額をふやすという措置を事実上いたしているというところは、これは事実でございまして。私もいたしましては、ただいまお

話のような御趣旨を体して関係各省と話し合ひをいたしたいと思つております。

○山本伊三郎君 それはね、もう納得がどうしてできない。国家公務員に準ずるといふのが、国家公務員の改正は前にできておつたのです。二年前までは、地方公務員は労災でやつておつたのです。そのときはスライド制であつたのです。よ、労災の適用ですから。それをなぜこれを取つてしまふかということ、その点の理由がわからないのです。

○政府委員(宮澤弘君) 確かにそれは国家公務員の制度が先にできていたことは事実でございまして、やはり同じ公務員に対する災害補償の制度でございまして。たいへん具体的なことを申し上げますれば、私どものほうはそういう改正の意図を持しましたけれども、国家公務員につきましてもやはり同じような問題、当然これは出てきてしまふべき問題だらうと思ふのでございまして。そういう問題としてこれが出てくる。これは山本委員もおわかりいただけると思ふのでありまして、そういうことを私は申し上げておるのであります。

○山本伊三郎君 それは率直に認めないよ。これは国家公務員もそうだからといって、いつも悪い点だけは国家公務員に準ずると言いますが、こういうことでは地方公務員の働く人がそれは承知しません。何でも国家公務員に準ずる。そういう議論もあまりされてなかつたのです。若干はあつたですがね。だから私は、もうすでにそういう、これこそ既得権です。そういうものを適用されておつた労災をはずしてしまつて、国家公務員に準ずる地方公務員災害補償法をつくつてしまふのです。それはそのときでしよ。むしろ逆に国家公務員は、これはおかしいじゃないかと。労災に準じたものだから、国家公務員こうしてやろうじゃないかという話はしなかつたのですか。悪いほうにそろえてしまつて、知らないものが損をするというところはとるべき態度ではないということですか。

ね。各省ともそれは打ち合わせされると、国家公務員がそうだから、地方公務員やってもらつては困るというのを他の省は言いますよ。言うけれども、それは無理だという抵抗をされたのですか。抵抗されたなら、どこでどうされたかということをお聞きしたい。

○政府委員(宮澤弘吉) この法律をつくり出すときに、ただいま山本委員がおっしゃったような具体的な話は私はなかったと思うのでございます。私が先ほど御答弁を申し上げましたのは、山本委員も今後の問題としてこれをどう扱うかということについての自治省の見解を聞きたい、こういう意味で御質問がございましたが、私どもは事実上そういう措置もとっておることではございますし、私どもとしては前向きに検討いたしていきたいけれども、ただ国家公務員の制度との関連があるもので、必ずしもいままこでできるというようないことを申し上げるわけにはまいらない。地方公務員をやれば、山本委員のお話のように国家公務員も当然それをやったらいいじゃないか、こういうことになるわけではございます。そういう意味で関係各省もかなり議論があるであろうという意味のことを申し上げたわけではございます。

○山本伊三郎君 私はあなたに信頼する立場におられるけれども、そういうことを言われるなら、行政局長、あなたは地方公務員の立場をどう考えておられるのか。自分の弁論をしているだけじゃないですか。これは当時あなたは当事者でなかったから言いませんけれども、やはりこういうスライド制という大きな重要な柱があったにもかかわらず取ってしまったということ、それは国家公務員に準ずるというだけですよ。地方公務員は非常に迷惑に思っている。せっかく労災法のいいやつを運用されているやつを、地方公務員災害補償法ができたためにスライド制がなくなった。これは大きいですよ。労災の、二〇％ベースアップあった場合には二〇％ベースアップされるんですよ、年金につきましても。そういうものをそういうふうにあなただけが説明をするというのは、それこそ官

僚ということばは使にくいけれども、自分らの立場だけを支持しようというだけであつて、ほんとうに地方公務員のことを考えているかどうかというところは疑わしいと思う。

○政府委員(宮澤弘吉) 私の申し上げ方が多少悪いのかも知れませんが、私はそういうものの改正の方向について、国がやらなければ地方もやらないということを申し上げているわけではございません。私どもとしては実質上いまそういう措置をやっておるわけでありまして、したがって、私どもとしてはこの制度の改正については前向きに考えてまいりたい。ただ、ここでそれでは完全にお約束できるかということになりますと、国家公務員の制度との関連がございまして、いろいろむずかしい問題があるけれども、私どもとしては国家公務員が発動しなければならぬという意味じゃなくて、やつて、前向きで努力していきたい。ただ、いろいろ問題がございまして、いままこで申し上げておる次第でございまして。

○山本伊三郎君 まあ、それはこれから波及しても、それはあなたのほうは自分の責任だということとは言わないと思ひますが、これはやはりこの法律をつくったときの責任だと思ひます。しかし最後のあなたの答弁で、前向きにやってくたさい。これは大臣、聞いておられますから、どうですか、どちらに分があるか、ちよつと聞かせてください。

○国務大臣(秋田大助君) どちらに分があるというところは差し控えたいと思ひますが、誠意を持つて前向きに検討してまいりたいと思ひます。

○山本伊三郎君 そういうことでおわかりになったと思ひますが、私の追及があまり強いとまた何かほかに意図があると思はれるといけませんから、おわかりになったものとして、これで終わります。

あとは、問題は労災との関係ですが、これはあなたの言ひ分もあると思ひますが、基金の運営ですね、労災は三者構成で審議会をつくっておるのですが、この地方公務員災害補償法では三者構成

でなくて、あなたのほうは運用上やっておられるようですが、これは法律上三者構成ということ、使用者あるいは被使用者も含めて三者構成ということにやつていただけませんか。事直に質問いたします。

○政府委員(山本明君) 本来的に基金は、従来各地方公共団体が行なつておりました補償に關する事務を共同して、あるいは一部事務組合的な性格で処理をしておるというかつてございまして、したがって、この基金の運営に關します基本的な問題を審議調査いたします運営審議会というものにつぎましては、地方公共団体を代表してその責めを果たす人を委員に入れ、そしてあと学識経験の方で、この基金がよりよい運営ができるようにいたしたい、こういう考え方があつたわけでありまして、そこで御質問のように、この職員代表を入れて三者構成でどうだというお話でございまして、この基金というものは、いわゆる使用者に対する職員、労働関係というふうな問題としての取り上げ方ではなくして、われわれといたしましては、本来地方公共団体がやるべきその責任を持つているその主体としての代表という者に入つてもらつて、あと半数は学識経験者に入つていただくこと、その場合には、しかしそれはいいまでも、やはり職員の中には、この問題につきまして非常に詳しい、またこういうことについての学識経験の方もおられますものだから、半分入つていただきますまして、御意見を聞き、この基金の運営がよりよい方向に進むように努力していこう、こういうふうなことをございまして、現在のところ三者構成でやることを法律に明記するという気持ちを持っております。

○山本伊三郎君 それが間違ひです。やはりこういうものは公平に運営しなくちゃいけないので、一番利害関係があるのは地方公務員の該当者ですね。そういうものに対しては実はずいぶん代表を入れたいところ、非民主的なやり方があると思ひます。したがって、地方公務員だからそういう代表に入れたいという思想はこれ

は間違ひです。事実上運営しているでしよう。学識経験者という名前で職員代表を入れていて、入れてあるのなら、別に法律でやつたていいじゃないですか。その趣旨をわかつて運用されているのでしよ。運用されてないというのだったら別ですが、運用されているのだったら、別に法律に入れたていいじゃないですか。私はそういう点であなたのほうの考え方に懸念を持っているのです。そういう運用を認めているでしよ。それをしながら、法律にするのはいいやだというの、何でそういうことなんでしょうか。

○政府委員(山本明君) 先ほど申しましたように、いわゆる使用者と職員というかつての委員はきめてなくて、それぞれいろいろ問題について学識経験のある方として、学識経験者の中に入つていただいております、こういう構成にしておるわけでありまして。

○山本伊三郎君 使用者、被使用者の関係でないと言われますがね。それじゃ地方公務員は被使用者じゃないという考え方はですか。すべての考え方はやはり使用者と被使用者という形になるでしよ。それなら労災のこれは必要ないですよ。雇う者と雇われる者があつて、災害があつたときには雇い主が法律に基づいて補償しなすよという法律でしよ。あなたは、地方公務員には被使用者はいない、雇う地方公共団体の人がおればよいという考え方であれば、この法律自体が矛盾になると思ひます。したがつて、私は三者構成で運営するということ、それがたまたまだと思ひます。それをあなた、どうしても否定するといふ気持ちがわからない。しかもまた現実的には学識経験者として入れておる。こういうあなたの論には大きな矛盾がありますよ。現実をやつては、法律には入れないのだ。入れないというの、地方公務員の関係は使用者と被使用者の関係は考えていない。考えていないのなら、別に使用者の責任がないのなら、こんな労災は要らない。やめてしまいなさい。どこかで補償したらいの。そういう論理に非常に矛盾がある、あなたの言うのには。言うてみれば、法

律に入れると職員代表が来てがやがやしていいやだから入れないという、そういう感情なら別です。よ。それが本心かどうかわかりませんが、これは考え直さない。何べん言ったって、いまの立場として、やりますというところは言わねと思ひます。私、私の言うことを参考にしないで考えなさい。忠告的に言っておきます。

それからもう一つ聞いておきたいのは、もう一つ重要なことは、これはこの基金の組織運用等についての運営審議会ですが、実際に審査するということは、これは一番問題の焦点ですね。これに対する参考については非常に問題があるのです。これは私の言うように、参考については職員側の人も入れておるかどうかわかりませんが、その代表として入れて、その権限というものは労災のような権限を与えよ、こういう考え方が私の趣旨なんです。その点についてどうですか。

○政府委員(山本明君) 審査会の審査をします方は、いわゆるこの道についての学識のある方、専門的な方、こういう方々でこの審査会の運営をしていただくわけですが、参考という制度を設けて、これらの方々に意見を申し出る、こういう制度を設けてあるわけでありまして、そこで、それらの方々の御意見を承って審査をするかどうかは、いま言いましたように、こういう公務災害の補償につきましても、ほんとうの専門家の方をお願ひをして、いわゆる公正な第三者的な立場で審査を補う、こういう考え方でつくっておるわけでございます。

○山本伊三郎君 それから、あなたね、半職経験者は万端で公正とか、そういうことを言えますか。それで、実は労災でも一般の労働者代表といえますか、そういうものをに入れていろいろと審査についての意見を聴取してやっておるのです。したがって、あなたね、そういう専門家のものだからそれが公正な審査ができるか、認定できるかといえ、できないのです。これは現実にはできません。私も経験あるのです。それは人間ですから、できないのです。それに対して、や

はり参考を入れてその不当な認定を何とかこれを是正しようという精神ですね。したがって、主としてやはり専門家の方が認定するのです。しろうとはできないのだから。何ほ専門の方でも、そういう労働者の立場というものを十分わからぬ人もあります。大体、医者がやっています。私も現実に取り扱った問題がたくさんあるんです。何ほお医者さんといえども、やはり、けがしたその実態というものはわからないけれども、その経過というものはわからないのです。事後、書類で審査するのです。まあ、本人も来てもらって見る場合もありますけれども、その場合に、やはり職員代表、労働者代表というものがあってサゼンションする機会があれば、そんな無理なことと言わねです。そういう機会を開きなさい。というのがこの社会党の案の主張なんです。これはぜひ考えてください。これは公平な審査をするために必要ですよ。それが問題を起すのです。そういう点どうですか。

○政府委員(山本明君) 参考の方には、先生のおっしゃいましたように、十分な意見は聞くことになっております。現に聞いておるわけでありまして、そしてお医者さんとか、ほんとうの専門の方々が最終的に審査する。その時点におきまして本人の御意見も聞いております。また実情も十分調査しております。参考の方の御意見も十分承っております。こういうことで、われわれとしては一応適正な運営がなされておるのではないかと、かように考えておる次第でございます。

○和田静夫君 ちよつと関連ですが、これ、かなりいまの御答弁は実態とはずいぶん違っていると思うのです。少なくとも私たちが把握している限りにおいては、それはたとえ当該支部で企画をされて地方審査会へ持ってきたそれが決定を経るまでに、いままでの経験からいって、約二年近くかかりました。現実には、こういう長い期間を経て、そして審査会の審理というは二、三時間程度で終わっている。十分意見を聞くなどと言われますが、決して十分な意見を聞く余裕というものは

が与えられていない。参考の場合、一人十分程度の意見の開陳をされて終わっておる。もちろん、不服申し立て審査法は、文書でよろしいのだというふうなことで、おそらく参考が書面で提出してらうとすると答弁なさろうと思っているのではありません。しかし、そんな答弁じゃ困るので、実際問題としては、たとえば当該側の参考の四名、この四名の方々はかつて審査会に一度も出られたことはありません。わずかに一名が若干時間出られた。実態はそういうことなんです。ここでやはり大きな問題が起きているのであります。私は、いわゆる出席してそこで新たな資料やら、あるいは請求人の陳述があるわけですから、それを参考の諸君も十分に聞きながら、基金のいわゆる運用その他についても十分な判断をしてもらうということが必要になってくるだろう、そういうように思ふのです。事前の配付調査だけで、そうして出されている裁決というものは正しいのだなどというふうな、そういう文書提出というものは無責任だと思ふのです。現行法ができてから、そういう意味においては持つておった既得権がゆがめられていっているというふうな言つても私は過言ではない。いま宮崎県にかかっている問題があったり、あるいは長野県にあったり、静岡にあったり、いろいろしておりますけれども、時間がなくなっていますから、それらの一つ一つについて言おうとは思いませんけれども、実情はそういうことなんです。それから、そういう意味においては、社会党提案の審査会運営の適正化というものは、これは十分や

り考えていただく余地のある問題だと思ふのです。そうして四十二年にあの法律が出るときに附带的につけられておるこの決議も、そのことをやはり明らかにしているのですから、附帯決議というものはやはりこの機会に、これだけの運用の中でも、もう歴然として出ているわけですから、これを取り上げていただく。それが今度のわれわれのいわゆる修正案に具現されている、われわれの案に出ているだけなんです。いかがですか。

○政府委員(山本明君) 本部の審査会の問題につきましては、いまおっしゃったようなことで、私参りましてすぐ聞きました。たとえば参考の方が県の部長とかあるいは役職の上の方が来られないというところで、実質的に参考の方の意見も述べない機会がない。あるいは文書を出すだけじゃないかというお話がございました。また、十分参考の人の意見も聞いてもらえないというお話もございました。今回改選の機会に、課長とか課長補佐クラス、ほんとうに実働仕事を、あの場に出てきて意見を述べられる人にかえてくれということで、かえてもらいました。それから時間も制限するよりなことをせずに、できるだけ意見を聞くようにしてやってもいい、こういうことで一応指導してまいっております。したがって、いま和田先生のおっしゃいました問題は、私も事実として承ったことはございます。これにつきましては、ただいま言いましたような方法で指導をして、じっくり十分な時間をかけて意見を聞き、また使用者側のほうからも十分な人が会議に出られるような態勢をとるようには指導してまいったわけでありまして、その趣旨を体として現在のところ運用されておるといふふうに考えております。

○山本伊三郎君 実際は、あなたがこの前の運審でもそういうことで運用しておるというのだから、制度というものが確立しない限りは、あなたの言うような指導をしても徹底しないのです。あなたがそういうことをなさるのだったら、社会党の案を認めても差しつかえないでしよう。どこに異議があるのですか。労災では認めておった、先ほどストライドの問題を言つたけれども、それを何でも取つてしまふのか。それなら、昔から地方公務員災害補償つくっておけはいい。労災をこれにかえるときにみな取つてしまったのです。そういうことは私は、共済組合法で言つたように、自治省が民主的な問題をだんだん否定していこうという傾向があると、私は悪い見方からもしれません。そうとらざるを得ないのです。そういうこ

○山本伊三郎君　それが適正にやられていないんですよ。時間がないからわれわれもそんなに言わない、例もあげないのですが、それがされていらないから問題にしているんです。なぜ私がこの問題でこんなに力を入れて長時間言う必要があるか、障害がなければわが社会党案は必要がない、これだけでやれますよ。障害があるからこんなことを言っているんですよ。障害がなければ言わないんですよ。しかも、その障害を除去するために、こうやった場合に自治省としてはどれだけの財政負担があるか。何も要らない。なぜそういうことに對して抵抗するのか、その理由がわからない、逆に言ううと。これは悪い考え方ですよ。災害を受けた者について認定をしない、これはしないでいいじゃないか、そんなものどうでもいいのだということにとられるんですよ。したがって、制度としてやうしてやった場合に運用上どうしてもいけないという理由をあなただ言ってくださいよ、そうすれば

○山本伊三郎君　それではここでどうかうするといふことを言う必要はない、法律案が出ておりますから。しかし、私の言つたことはわかるでしよう。わかるなら、それはよくなるならよくなるように考えるべきではないですか。悪くなるといふ人なら言つてくださいと言つてゐるんです。それでもないといふなら、その理由を言つてくれといふんです。私のほうは、このほうが公正に運営されて災害者が納得するから、そういうほうがいいのではないか、労災もそうやつてゐる、そういうことを言つてゐるんですからね。どこまでも運営でやるというんなら、あなただけの力があつたあるんですか。今後、運営で、もしいかなないとこころがありましたら、あなた責任を持ちますか。責任を持つと言えますか。そういうことのないように、何ほあなたが全知全能の人でもできないのので、そういう制度にしたら災害者も納得するので、そういうこととわかれわれは忠言しておる。

うのです。そういう姿勢が私はやはり必要だと思ふ。それを何か言つと、その制度に固執して、自治省の人々とはかく政治的な答弁しかしないののです。私はそれは間違つたことだと思ふ。したがつて、前の制度と比較して、こちらがよいのだといふことを立証ができればそれを出してもらいたい。いかなければ前の労災と同じような姿にしようじゃないか。それは話のつく問題です。それを全部否定するのだ、おれのやるほうがあるんだ、正しいという主張ならば、これはけんかしかなない。そういうことでは私は立法院としての円満な運営はできないと思ふのですが、大臣はどういう見解を持っておられますか。

○国務大臣(秋田大助君) 問題は運営審議会の委員の構成のことでございますが、実質上、職員の方のかえつてうまくいかないのだという点に議論が分かれております。局長もその点についてはひと

かということで、実は内々検討しておるわけでございますけれども、これもまた例の管弁になって恐縮でございますけれども、国家公務員との関係、それから労災の関係等もございますから、私どもまだその会議に持ち出すまでに至っておりませんけれども、機会あることにそういう話で研究をし合おうじゃないかということを言っておる次第でございます。

それからなお地方団体の場合には賞じゅつ金制度というものがかなり普及をしておりますので、そういう方面においてやはりそれを充実いたしまして、それも制度化できないものだろうか、これは人事院が中心になりました政府関係でいろいろ相談をしておる実情でございますけれども、こういうものも含めまして、いまの問題について取り組んでいきたい、こういう気持ちであります。いまそのめどがどこにあるか、あるいはどういう状態であるかということにつきましては、まだお答

え申し上げる段階に至っておりませんけれども、そういう気持ちでやっておるというのを申し上げて、御了承をいただきたいと思ひます。

○和田静夫君 給食調理員の人たちなどの腰痛、あるいはキーパンチャーの職業病、そういう形、また機械導入に伴うところの神経的な疲労などというような形で、かなり職業病、公傷扱いにしてもよいような状態が定期健康診断等を通じてかなりふえていゝのであります。あるものに至つては、かつての結核にかゝるような状態になるものもあるんですが、これらのものは、これはやっぱり総点検をする必要があると思ひつゝ、この労働基準法との対応における公務員職場、地方公務員職場における安全衛生委員会が衛生委員会なりというふうなものの運営というものは非常にルーズなんです。それは役所の仕事ですから、届け出だけはいくらもやつてゐるし、保健所の医者を置かなければならない、いわゆる法定の医者としまして委嘱をしていないと言ひまへん。事業所ごとにしてゐる。そういういゝは整つてゐるけれども、実際の運営というものはほとんどないにひとしいと言つていいぐらひです。したがつて、この辺はそういう事業所に対する点検を労働省の側はどのようにお考えになつてゐるか。単にいままでのように書類で受け付けておつて届けられてゐるからこれでいいんだ、民間に見られるような形の指導をする必要はないんだというふうな推移をされていくおつもりなのかどうか。それから、第一の問題については、これはもう労働省だけではなくて、もちろん自治省も一緒になつてこゝういふものに対する全国調査を実施して、感染防止やあるいは業務上の災害の絶滅の努力をすべきだと思ひますが、やられた資料があればやられた結果について、やられていなければやるつもりがあるかどうか、伺ひたい。

○説明員(保谷六郎君) お答え申し上げます。先生御指摘の最近の産業環境の変化、あるいはまたコンピュータ等の機械化の導入に伴ひまし

て新しい職業病が発生しておつて、非常に労働者の関心を呼んでゐることは、先生の御指摘のとおりでございますが、たとえば腰痛につきましては、昨年の四十四年九月で五千九百人といふこととでございます。で、先生は衛生管理士をやつていらつしやつてよく御存じだと思ひますが、災害性の、たとえば外部からの力によつて腰等をぶつけ、それで腰痛を起こした、こういう災害性のものとか、あるいは重量物を運ぶというふうな場合の比較的原因のはつきりしてゐるものについては、すでに業務上の取り扱いをやつてゐるわけでございますが、その起因性のつきりしない、こゝういふものについて、私も最近こゝういふ問題がいろいろ事務部門で出ておつた。こゝういふ問題について、その実情を見て認定をするというふうな態度で臨んでおつた。前は、こゝういふふうな起因性のつきりしないものについてはなかなか証明がむづかしいといふことで、把握がむづかしいかつたわけでありましたが、最近においては、こちらで積極的にこゝういふものをよく実情を検討して、起因性のあるものについてはこゝういふものを認めるという指導をやつておつた。それから、後段の全般的な調査というお話でございますが、これは労働省は労働基準法の適用の範囲の問題について、認定に際してさらにこまかい分類で、こゝういふ腰痛とか、キーパンチャーの問題に取り組みたいと思ひます。なお、全般的な各省にまたがる問題になりますと、自治省、それから人事院等と十分相談をして、こゝういふ問題に取り組みたいといふふうに考えておつた。○政府委員(山本明君) 地方公務員法四十二条でございますが、これによりまして、「地方公共団体は、職員の保健、元氣回復その他厚生に関する事項について計画を樹立し、これを実施しなければならぬ」と、こゝう書いてございまして、まことに残念ながら、現在、地方団体におきましては、厚生面に關しまして十分であるとはいへないと思ひます。で、自治省といひましては、四十五

年、本年から厚生事業の充実という問題につきまして、地方団体が計画を立てる、これを実施をする、その場合の計画樹立の指導、あるいは実施の基準等を検討していきたいといふので、作業にかつておる状況でございます。その中で、安全衛生委員会を設けるようにという促進方の通知は出しでございますけれども、現実にはまだできておらないといふのが実情でございます。そこで、この面につきましては、さらに指導をすると同時に、先ほど職業病的なものについてのデータがないかというお話でございますが、残念ながらこれはないわけでございます。したがつて、その原因の調査、あるいは実態というものは、これは四十五年度にやりたい、こゝうして予防措置あるいは安全対策等につきましては、四十五年に自治省としてこれを正式に取り上げまして対策を考えていきたい、こゝういふふうに考えておつた。

○説明員(中西正雄君) 事業場におきまして、安全衛生管理を的確にまた効果的に進める上では、何といひましても直接被災者になります関係労働者の意見を聞くことが非常に大切でございます。こゝういふことで労働省としましては、かねてから事業場における安全衛生委員会の活動を積極的に進めるといふことを重点として指導監督を実施したしております。それでは安全衛生委員会が、実際の活動に活動してゐるかという状況でございますが、これにつきましては、昭和四十一年に労働災害総合基本調査を実施いたしました、安全衛生施設の現状、あるいは安全管理組織の実態等を調査いたしました。その結果によりまして、全体の約半数が、毎月、安全衛生委員会を開催しておつた。約九〇%が、三月に一回は安全衛生委員会を開催してゐるというふうな実情でございます。

○和田静夫君 いま自治省からたいへん前向きな答弁があり、労働省から答弁がありました。民間に對する指導というものは、ある一定の段階で進んでゐることを認めようと思ひます。この部分に

ついては、しかしながら、いわれてみたつて、各省の優先を含んで、あるいは自治体の優先を含んで、そこにおけるところのいわゆる安全衛生に關する指導というものは皆無にひとしいです。書類のやりとりで終わつてゐます。もし終わつてゐないといわれるのなら、いつかの機会に、書類のやりとりで終わつてゐるという実情について、私どものほうから出してよろしい。こゝういふ状態では、私はもういつてみれば、機械の導入等を経て業務内容などが均一化をきてゐる状態の中で、指導というものが民間に偏重をして、お互に仲間同士に對しては大目で見ているというふうな状態、さつぱらにいへば、こゝういふ状態が非常に危険を招くと思ひます。たとえば市役所なり、区役所なり、あるいは町役場なりの女子従業員、最近の既婚者、いつてみれば妊婦の方々の定期健康診断の結果をこらになつてみない。子宮外妊娠とか、異常妊娠という率が非常に勢いでふえてゐます。あれは何か機械によつて立案が余儀なくされて、座業で済んだものが立案というふうな変化を見た。しかし、それには結果的に十分な休憩時間なり、休憩時間が保証されないまま立案に変化をしてゐるから、こゝういふ状態が起きているのだと思ひます。それで、医師であるところの衛生管理者の諸君もこのことを認めてゐる。こゝういふものに対する具体的な指導というものが、それは民間の場合でしたらある意味では安全衛生委員会等のそれに対する指導などを通じてなから一定の方向が出るだけども、一向に出ないんです。公務員の場合、こゝういふものについては十分な措置をすべきであると思ひますが、いかがですか。

○説明員(保谷六郎君) 先生の御指摘の語で、地方公務員の場合ですね、労働基準法の適用になる者とならぬ者がございます。たとえば災害の問題になりますと、地方公務員の場合でございますれば、常時勤務する者は地方公務員災害補償法二条の適用になるわけでございます。したがつて、それ以外のことについては、先ほど申し上げ

ましたように、具体的に認定のケースで出てまい
るわけです。その認定の段階において、もちろん
調査をやることも、監督権のあるものについて
はもちろん十分に監督していくのは当然のことだ
と存する次第でございます。

○和田静夫君 簡単にしてやめますが、監督権の
あるものに対しては、言ってみれば、遠慮をせず
に監督するという態度で臨むことが必要だと思
うんです。民間に対してはたいへんな勢いで監督を
されるが、同種同業者に対しては監督が怠られて
いる。そういう状態というのは私は改めるべき
だ、そう思いますが、そう思いになりません
か。

○説明員(保谷六郎君) そのとおりでございま
す。

○原田立君 今回の改正案は、労働者災害補償法
及び国家公務員災害補償法における保険給付等
についての均衡をはかるための理由で出ておりま
すが、具体的に説明してください。

○政府委員(山本明君) 一つは、障害補償年金の
等級を、一般から七級までそれぞれの等級に応じ
まして、たとえば第三級、これはILOの条約で
いってありますところの所得能力の全部喪失、身
体機能の相当喪失、こういうのが障害補償の年金
の三級に該当いたします。これは現在のところは
平均給与額の五一・五%でございすけれども、
これがILOの二二号条約に従いますと、平均
給与の六〇%ということになります。したがっ
て、これを三百六十五日の六割、大体二百九十九
になりますか、こういうふうになります。それで
これはアップが一六・五%だったと思ひます。そ
のアップ率を一般から七級までかけまして、少な
くとも障害補償年金につきましてはILOの平均
給与額の六〇%というのに近づけた、その六〇%
をとった、これが一つでございます。

それから、二番目の遺族補償年金につきましては
は、これはそれぞれ遺族数がございすますが、三人
のところ、妻、子供二人という場合に、平均給与
額の現在四〇%でございすますが、ILOでは五〇

%ということ、それが勧告の中に入っております
から、それまで近づける、それと同じにする。
これを基準にいたしまして、それぞれの遺族数に
応じまして改正をいたしました。

それから三番目の問題といたしましては、遺
族年金の受給権者に一時金の支給制度を延長をし
た。これは四十七年の十一月三十日まで措置され
ておるわけでございすけれども、これをさらに
五年間延長した。これは利用者の大体半数の方
が年金の一時金の支給を希望するという実態も
ございしたので、これをさらに五年間延長した。
これが主要な改正点でございます。

○原田立君 いまのお話の中にあつた遺族補償年
金受給権者に対する一時金支給制度の延長ですけ
れども、今回の改正措置でさらに五年間延長され
ることになった。いまのお話の中では、まだ利用
者があるから五年延長したのだ、こういうお話な
んですが、現行法でも四十七年十一月三十日まで
五年間ということになっていたはずですね。いま
は四十五年です。それから早いんですね。そうい
うようなことが一点。それから、この前この表を
もらひまして、これに、遺族補償年金で約半数ぐ
らいの人たちが一時金の支給を希望しているとい
うようなデータが出ておりますけれども、こうい
う五年間延長というのをいまごろやるのは少し早
過ぎるのじゃないか。なぜこんなものをあわせて
おやりになったのですか。

○政府委員(山本明君) 先ほどもちよつと触れま
したけれども、四十三年で八十二人のうち三十九
人、大体四七%ほどでございすますが、これらの方
がやはり一時金をもらひたい、生業資金にした
い、あるいは借金の返済をしたいというふうなこ
とで、半数の方が御希望なさつておるといふよ
うな実態を踏まえておりますことと同時に、国家
公務員、あるいは労災も同様に五年延長しますの
で、そういうものとはずを合わせまして、私のほ
うも、地方公務員の方も同様に五年間延長をし
よう。そのときになりました延ばすよりも、国家
公務員並びに労災のほうは延長いたしますのと、

これと同じ歩調で延長するという措置をとったわ
けでございす。

○原田立君 この前五年間延長し、また今回五年
間延長するという、こういう一時金の支給という制
度ですね。これはもう固定化するという考え方
でございす。

○説明員(潮田康夫君) いま御質問に出ておりま
す前払い一時金というものがございしたの、従
来その補償は一時金だった。それが四十年から年
金制度が労災等にもみな取り入れられたわけで
す。それと、補償の完べきを期するためには、補
償される人のおられる間ずっと補償するのはい
のじゃないかという考え方から年金制度に切りか
えられたわけであります。しかし、長年、一時金
制度ですつとやってきておりますから、その切り
かえの際に、いま部長が申し上げましたように、
一時的な出費がある、あるいは借金の返済とか、
そういうふうないろいろなものも考えられまし
て、いままでですつと一時金でやっておつたのが年
金に切りかわるといふふうになりましたと、それ
になじむまでの間、前払い制度を併用したほうが
いいんじゃないかというところで、そういう暫定の
制度というところで前払い一時金制度がとられたわ
けであります。これを受けて国家公務員、ある
いは地方公務員にもそれを取り入れたわけでござ
いますけれども、実施いたしましたその結果を見
ますと、補償を受けられる方がこの前払い
一時金を希望されるのが非常に多いのでござい
ます。いま申し上げました半数近くの人が希望され
るといふ実情でございすので、まあもうしばらく
く、その年金に完全になじんだというにはまだ早
いのではないかと、完全になじんだとあります。それ
から利用者が非常に希望される、この一つで、さ
ちやうど国家公務員共済期限が切れますから、さ
らに五年間、従来と同じような趣旨でこれを延ば
す、こういうことに相なつたわけでございす。

それを受けてわれわれの地方公務員のほうにおき
まして、四十七年になって期限が切れますけれ
ども、そのときにその点の改正をやるというより

も、今回同じ歩調をあわせてやったほうがいいん
じゃないかということで改正をお願いしておるわ
けであります。でありますからして、固定化する
という気持ちはない、かように理解していただき
たいと思ひます。

○原田立君 四十七年になるとまためんどうくさ
くなるものだから、この際ばたつとやっちゃえ、
こんなことを言うかといひますと、自治省給与課編
集の地方公務員災害補償概要、四十二年九月十五
日に出している。その中に、「四十七年」に対す
る答として、「国家公務員および民間労働者の
例にならつて暫定措置として年金の前払いをする
こととしたものであり、この暫定措置の五年間
に、この制度にかかわるべき制度につき、検討が
行なわれることとなる」と書いてあるわけだ。要
するに、暫定措置としてこうやってつくつたのだ
けれども、この五年間の間に新たなものをつくる
のだ、こういう説明がされておるわけだ。その
新しいものができ上がらないうちにまた五年延ば
す、ちよつとこれはおかしいじゃないか、こうい
う感じがするのです。それでお聞きしているわけ
です。

○説明員(潮田康夫君) そういう気持ちも暫定制
度と申しますか、五年間ということでも最初出まし
たときの制度としてはそういう趣旨もあつたかと思
ひます。現在は御承知のとおり前払い一時金制
度にかかわるべき制度ということで、何かいい方法
はないかというところで関係各省それぞれ検討して
おる実情でございすますが、たとえば労災等におき
ましては検討課題とされておるようございす
けれども、年金担保融資制度等のそういう制度の
検討も検討課題としておるわけでありまして、ま
だ現段階において、関係の労災、公務員災害補償
制度、それからわれわれのほうの制度といふもの
の間で、これがいんではいんではないかということ
で、具体化している段階ではございせん。それと
もう一つは、たびたび申すようございすけれど
ども、非常に希望される向きも多いのですか

ら、この際一応さらにもう五年間延長したい、かようにお願いしているわけです。

○**原田立君** 現実にはそういう希望する人があるから延ばすんだというそれもわかるのです。わかるのですけれども、ここではっきりとこの制度にかわるべき制度につき検討が行なわれることとなる。行なりといっているんです。それでいながら、また現にこの期限が四十七年十一月である。まだ二年あるわけです。それを、まだ二年間の間

に検討の余地があるんじゃないだろうか。それを検討をよししないで、ここで安易に五年また延長というのはちよつと受け取りがたい、そう思うのですよ。また現にいまも説明があつたように、一時金であつたのを一時金ではまずかろうというので年金に直した、そういうことなんだから、その趣旨からいけば、ただここで希望があるからまた五年延長なんだ、こういうことではちよつと筋が通らない、こう私は思うのです。

○政府委員(山本明君) 先生のおっしゃることはよくわかるのでございますけれども、労災がたしかことしの末くらいに前払い一時金、この制度が切れますので、労災のほうもそれを延ばす、私のほうは若干、二年くらいでございますけれども、一応、地方公務員の期待といたしましても労災なり国家公務員が延びるならば、この機会にやっぱり延ばしておいてあげたほうが、発足がおくれておりますから、私どものほうが二年くらいおくれるのは当然だと思いますが、そういう意味で、これらとの数を合わせるということで実は措置をしたのでございます。で、先ほど申しましたように、年金担保融資制度なんというものも検討しようかということ、それで寄り寄り検討をしております。そういうものが最終的にまとまらない段階で、いま申しましたことで時期がきましたので、これを延ばす。そうしますれば、地方公務員も延ばしてもらおうというふうに考えまして、これを提案させていただいたわけでございます。

○原田立君 理解しがたいですね、前の答えと――前にこういふふうに説明されているものと――

と、いまのお答えとは明らかに矛盾している、納得したいと思います。それはさておいて、労災保険法では、労働者災害補償保険審議会の建議に基づき、制度改善案のうち法律改正によらないものとして、今回の改正案が成立し施行されたときには、同時に省令等の改正により保険給付の拡充、保健施設の新設等、数項目にわたって改善案が示されるわけでありますが、具体的にちよつと説明してください。

○説明員(保谷六郎君) 実は担当者がおりませんので、私、実は担当が違ひるのでございますが、十分な説明ができないと思いますが、簡単に説明させていただきます。

労働者災害補償保険審議会の建議に基づき、制度改善案のうち法律改正によらないものにつきましても、給付基礎日額の最低額を現行の四百八十円を七百七十円に引き上げる。それから葬祭料の額の引き上げを、従来の三万五千円に給付基礎日額の三十日分を加えた額から、六万円に給付基礎日額の三十日分を加えた額に引き上げるというようなこととございます。なお、そのほか保健施設等についてでございますが、その保険給付について説明をしますとそういうことでございます。

○**原田立君** このほかにいろいろありますね、保健施設の新設とか、保健施設関係では介護料の新設であるとか、奨学奨護金の新設とか、いろいろあるわけですが、それで自治省にお伺いするのですが、この改正案のうち、防災保険法の特典な問題もあると思いますが、地方公務員災害補償法においても当然バランスを維持する上からも改善すべき事項もあるのではないかと思うのですが、この点についてどういう検討がなされているのか、お伺いします。

○**政府委員(山本明君)** 介護料につきましては、一カ月一万円の介護料が支給されるというふうなことも伺っておるわけでございますが、行政的に支給要件等の細目はまだ私のほうでは承っておりません。それがはっきりしますれば、この介護料につきましては、現在福祉施設でやれると思いま

すのでそれで措置をしていきたい、これを考へております。

それから将学奨護金のほうはすでに私のほうの地方公務員のほうではやつておりますので、これは必要ないであらう。問題は介護料の点があるだらうと思ひますが、これは具体的な要件が出てまいりますれば、それによつて、その段階で私のほうは福祉施設でやれると思ひますので、それで措置をいたしたい、かように考へております。

○原田立君　今回の改正案によつてILO二二一号条約を十分満たすものであると、こゝういふふうに理解していいんですか。

○説明員(保谷六郎君) 先ほどお答えいたしましたとおり、二二号条約につきましては、今度の改正案を提出してこれが認められれば二二号条約の線にいくというふうに私も考えております。

○**原田立君** 考えているということは、それじゃこれによっていつでも批准できる状態になったと、こう考えていいんですね。

○説明員(保谷六郎君) 考えていると申しましたのは、実はその点が私確信を持って答えられないものですから、たとえば適用範囲その他十分細部にわたって検討しませんと、批准という法律効果を持つところまでいくのかどうか私答えられませんので、考えると申し上げた次第でございます。

○原田正君 それはILO二二号条約の批准の
ところまでまだいかないですよ。まだ足りないの
です。足りないのだけれども、あなた担当外だと
言うから、わからないだろうから聞きますんけれ
ども、地方公務員災害補償法が昭和四十二年八月
に制定されて以来三年近く経過するが、その後、
毎年給与改定は行なわれているが、この間、公務
上の災害補償の認定を受けた者の平均給与額に著
しく公正を欠くような状況も生じてきている。現
在、制度上自動的に調整されるような規定がない
以上、こうしたことの運用はどのように行なつて
いるのか。現在著しく公正を欠くようなケースは
ないのかどうか。先ほど山本委員からも御質問が
ありましたけれども、あらためてお伺いしたい。

○説明員(潮田康夫君) 地方公務員災害補償法施行規則第三条第四項の規定によりまして、これは平均報酬額が公正を欠くと考えられる場合におきましては、基金が自治大臣の承認を得てその平均給与額を再計算をして引き上げることができる、こういう条文でございしますけれども、それに基づきまして、過般発足いたしましたしてからちょうど二年半ぐらいになりますから、その間に給与改定が二回ございましたから、包括的に大臣の承認をとりまして、実質労災と大体同じようにその給与改定後の新たな平均給与額で計算をいたしましたた額が、自分が現在、前のずつともらつております平均給与額よりも二〇%こえるということになりましたというところ、改定後の新しい平均給与額で平均報酬額を計算し直してやると、こういうことで包括的に大臣の承認をとりまして、おおむね労災の場合のスライド制と同じ運用を現在いたしております。しかしながら、何ぶん、昭和四十二年十二月から発足いたしましたして、それ以降の災害について補償いたしておりますから、給与改定も二回ほどしかございしませんので、給与改定率が二〇%をこえることとなるものが少ないのでございします。そういうことでやりまして、八名引き上げております。しかし、そういうことでずつとやるというところで大臣の承認を得て現在やつておりますから、今後はそれに乗つたつてどんどん出てくるのではないかと、かように考えております。このやり方は、現在、国家公務員災害補償法と全く同じ取り扱いをいたしております。

○原田立君 いわゆるILOで規定しているスライド制と全く同じと、こういうふうに理解するのとかどうか、あるいは今回の措置によって一二号条約に規定されている水準と比較して全くこの点はこの規格に合っているのとかどうか、その点。

○説明員(潮田康夫君) ILOのその条約についてのスライド制については、まあ労働省の方もおられますので、そちらのほうから御答弁いただきたいと思いますが、私どものいまやっておりますのは、先ほどからも山本先生からいろいろ御議論

ございましたように、いわゆる労災の法律上そういうものを明定した制度ではないわけですが、しかしながら、それを実質的な行政行為として、基金が自治大臣の承認を得ていわゆる基金の行為として、そういうことを同じ効果をねらって、労災と同じような効果が出るように運用をしておると、こういう実情でございます。したがって、労災の現在の二〇〇分の給与水準が将来増加した場合に、それにスライドさせるのだというそういう制度がILOのスライド制に合致するのだから、そういうことはよくわかりませんけれども、私どものほうとしては、そういう運用はやっておるけれども、法的な制度になっておりませんから、このところは一〇〇分それに労災と同じようになっておるといふには考えられない、また、そういうように申しておるわけではございません。

○原田立君 地方公務員災害補償法附則第八条の規定によると、他の法令による給付との調整については、「当分の間」という措置をしている。ここで「当分の間」という措置を設けた理由は何か。○説明員(潮田康夫君) これも、先ほどからいろいろ同じことを言っているわけでございますが、地方公務員災害補償制度というものは国家公務員災害補償制度を本にするといえますか、それとの均衡を考慮して適正にやるといふことが法律でまわっておるわけでございます。そこで、そういうことでございまして、国家公務員災害補償法の附則三十三条において、人事院は、職員の公務災害に対する年金による補償に關しては、共済組合の制度との関係を考慮して引き続き検討を加えるほか、労災保険法による労災保険制度と厚生年金保険、その他の社会保険の制度との関係についての検討結果を考慮して研究を行なうべき旨の規定があるわけですが、それを受けて、国家公務員の場合も、国家公務員災害補償制度と他の補償制度との調整につきましては規定があるわけですが、これも当分の間その結果を待つてということで、「当分の間」の制度になっておるわけでございます。

そこで、地方公務員の場合も、いま説きました附則八条の規定でございますけれども、これは国家公務員法の附則八条と同文の条文になっておるわけでございますけれども、地方公務員の災害補償制度とそれから他の補償制度との調整措置につきましても、この国家公務員災害補償法にかかります人事院の研究結果を待つて、そして国家公務員と同じ歩調で、またその研究成果を待つてやるといふことに相なると思っています。そこで、そういうことを前提といたしまして「当分の間」という条文を入れておるわけでございます。

○原田立君 これから各種保険年金のほうとの調整をするので「当分の間」ということばが入っておるのだというところのようですね、当分の間」なんだから、あまり長期にわたってはいけません、早く結論を出すべきだと、法令の上で「当分の間」なんだから早く出すべきなんだが、見直しはどうですか。

○説明員(潮田康夫君) 私どもも同じようにできるだけ早くということをお願いしておるわけですが、またそれに努力をしなければならぬ、かように考えております。でも、もちろんこれは人事院がいま申し上げましたような国家公務員災害補償制度とそれから共済組合制度との関係、それからそれが同時に労災とその他の社会保険制度との関係というふうなもの、それぞれの省における検討結果を待つて、そして人事院が研究成果を国会なり政府に報告するということを受けて「当分の間」となっております。そこで私どもも勉強し、努力する必要があるというふうに思いますが、それらのほうの人事院の研究成果をやはり待たなければいけない、こういうふうに考えますので、できるだけ早くということに對して希望も、私ども勉強いたしておりますけれども、そういう事情がございますので御了解いただきたいと思っております。

けれども、通勤途上の災害を公務上と認定する場合、どのような基準があるのか。あるいは通勤途上の事故を公務災害と認定した件数などは過去どのくらいあったのか。あるいはまた通勤途上の事故と見られるような事件数などはどのくらいあったのか。わかつていたら御説明願いたいと思っております。

○説明員(潮田康夫君) 地方公務員におきましては、通勤途上の認定につきましては、労災、それから国家公務員災害補償法のそれぞれの取り扱いと全く同じ基準を基金がそれぞれの支部に指示をいたしまして、それによって取り扱っております。そして、その基準につきましては、非常に詳細に規定いたしておるわけでございますけれども、一応現在のところ、通勤途上につきましては、職員のみを利用される交通機関によって通勤しておる場合であるとか、あるいは業務管理上特定の交通機関を指示して通勤させる場合であるとか、あるいは突発事故が起ったために緊急用務ですぐ出て来いということによって、その場合の往復途上の通勤であるとか、そういうような特殊な状態のもとにおける通勤につきましては、これをほかの制度と同じように公務上というところ取り扱っております。ただ私どももいたしましては、そのほか十時から翌朝の七時半までですが、その間に出勤してくる、あるいは退庁をしてくる、そういうような夜おそく超動して十時以降になるというような場合につきましては、これはもう公務上というところ取り扱っております。取り扱いは四十三年度から国家公務員が始めましたから、それと歩調を合わせてやっております。その分は若干労災の取り扱いよりは広くなっておりますと考えております。そういうことで現在行なっております。

ただ、それで基金が四十二年十二月から発足しておりますが、それから何件程度通勤途上で災害が発生し、それを公務上として取り扱ったかということにつきましては、これは現在のところその正確な資料は持っておりません。至急調べます。

申しますのは、こういう基準を各都道府県にございます支部に示しまして、そうして問題がないと、そこで公務上というところ取り扱っております。問題のあるやつ——非常にきわどいやつとか、どうだろうかというやつを基金に相談をしていただくことになっております。基金の本部に相談してきたやつだけは手元に数字があるので、九十二件ほどございまして、問題があるというところで、支部のほうでいま申し上げました基準にどうだろうかというところで相談が九十二件あつて、それに対して基金のほうで公務災害というところで認定をいたしましたのが七十二件、そのほか、いま申し上げましたように、いまのそういう基準に当たらないと思っておりますけれども、いま数字が手元にございせんので、必要があればまた調査いたしまして御報告させていただきます、かように思います。

○原田立君 自家用車はだめなんですか。

○説明員(潮田康夫君) 自家用車の取り扱いでございますけれども、県によって自家用車で通勤してもいいということにして取り扱っておる県もございまして、自家用車の使用を禁止しているところも若干あるようでございます。したがって、そういうふうにより禁止しているところでは問題ありませんが、許可しているところでも、それが通勤途上であつて自家用車で通勤すると、こういう命令がございまして、特定に指定して、そういうことであれば、それはいま申し上げましたように、業務管理上の必要により特定の交通機関によって通勤しているというところで、所属部局から強制される場合はともかく、しからざる場合は、これは公務上として取り扱えない、こういうことで処理をしておるわけでございます。

○原田立君 労働省では、労働大臣の諮問機関として、通勤途上災害調査会を本年三月発足させ、通勤の途上における災害を労災保険の適用とすべきかどうか今後検討していくと、こういうふうなことであるそうですが、それは御存じですか。

○説明員(保谷六郎君) 通勤途上災害調査会につきましては、昨年度の建議に基づきまして本年二月に設立したわけでございます。構成については、中央労働基準審議会から六名、それから労災保険審議会から六名、その他学識経験者合わせまして合計十六名で発足しているというふうに聞いております。

○原田立君 そのいろいろ相談してやった中身のほうはどうですか。

○説明員(保谷六郎君) 申しわけありませんが、中身について聞いておりません。

○原田立君 そういふ会ができてこの問題を取り扱いますということなんです。積極的に努力してもらいたいと思いますが、自治省はこの問題について今後どのように対処なさっていくのか、独自に検討なさっていくのか、それともこの結論を待つというのか、この点はどうですか。

○政府委員(山本明君) 自治省といたしましては、この調査会の研究の結果を待ちまして措置をいたしたいと思っております。

○原田立君 要するに、ILOの考え方は、家を出てからは直ちに公務にしろと、こういうふうなのが基本的な考え方だろと思ひます。で、等級のきめ方等、これもまあ徐々にではありますけれども、ILOの基準に近づいているように思うのですが、通勤途上のこと等やはりそれに近づけていく、こういう前向きな姿勢はぜひ必要なのではないかと、こう思ふのですけれども、どうですか。

○政府委員(宮澤弘君) 先ほど御答弁を申し上げたわけでございますが、現にやはり通勤途上のそういう事故が非常にふえております。したがって、私も私どもが希望しておりますような結論を出していただきまして、職員の方の通勤途上における災害というものを対する手当ができるように希望をいたしております。

○原田立君 たいへん人事院の方にお待たせして申しわけありません。人事院では、学識経験者、関係当局者からなる災害補償特別調査研究会を設けて検討中とのことですが、これまでの経過及びどのようなことが議論の焦点となつていたのか、御説明いただければ幸いです。

○政府委員(島四男君) 実は現在の公務災害補償はいわゆる定型補償の形をとっておりまして、その発生の態様いかんにかかわらず、一定の方式によつて補償するという仕組みになっておるわけでございます。しかしながら、同じ公務災害と申しまして、たとえば一例をあげますと、庁舎に火災が起つたという場合に率先してその中へ飛び込んで重要書類を搬出したために受けた災害も、あるいはまた自分の不注意の結果起つた災害も同じ方式によつて災害給付を行なうということでございます。私どもも若干その辺に矛盾を感ずるわけでございまして、やはり高度の危険が発生することが予測されるような場合に、あえて危険を顧みないで職務を遂行し、その結果、その危険に起因して受けた災害については何かやはり特別なプラスアルファ的なものを加えてもよろしいのじゃないかということで、実はただいまお話のございましたような学識経験者及び各省庁の関係の深い方々にお集まりいただきまして、この問題についてどういふふうに考えたらいいかということで御相談申し上げたわけでございまして、いろいろな議論がございまして、いわゆる見舞金の金銭的なものはやはり災害補償制度の中で扱うのはおかしいという議論もございまして、それからまた一方におきましては、民間事業所におきましては、いわゆる同交によつてプラスアルファというものをを出すことは可能でございますし、事業主の全く一方的な配慮によつてそういうものを出すということは可能でございますが、御承知のように、公務員の場合はすべて法定主義をとつておりますので、そういった根拠がないとそういう見舞金を出せませんので、どうしたものだろうかと、いろいろな議論がございまして、

た。実は御存じと思いますが、現在そういう非常な高度の危険が発生するような職務に従事しております警察とか、あるいは防衛庁の職員であるとか、いわゆる自衛官でございますが、あるいは海上保安の問題、それから刑務所、あるいは消防でございまして、そういうようなところには大なり小なりそういった意味の表彰制度というものが設けられておまして、そういう場合に起きた事故については見舞金を出すという制度がございまして、ところがほかの省庁には、必ずしもそういういふ言つたような制度は整備されておられないので、しかもその給付の態様がまちまちでございますので、やはりこの際何か統一的な制度というものを設ける必要があらうというふうに、実は私どもは考えておるわけでございまして、ところがそれについては、各省の中には必ずしも十分御賛同を得られない向きもございまして、それからまた賞金と金との関係で、現在出されております賞金と金との関係では、いま私が申し上げたような見舞金の金銭的な要素が多分にございまして、その新しい制度の中における見舞金の金銭的な要素と賞金と金との関係をどういふふうに調整するかということ、いろいろな検討を重ねております。したがって、こういう制度を発足させるためには、やはり各省間の十分な御理解を得られまないと、なかなかスムーズに制度として動きませんので、もう少しこの問題については検討を重ねて、何とか発足させたい、こういうふうに考えておる次第でございます。

○原田立君 いま人事院のほうからいろいろと説明されているわけですが、人事院のほうでは見舞金の金銭的な要素のあるもの、あるいは賞金と金をもつとふやうなことを考えているというのでありますが、やはり特別な給付は行なつたほうがいいのではないかと、そういう場合には、そう思ふのですが、また人事院のほうでは、そういうふうな方向に向いていま検討しているということなんです。自治省はその点どうですか。

○政府委員(山本明君) 先ほど人事院からもお話がございましたように、地方には警察官とか、消防職員につきましては賞金と金制度がございまして、二百万とか、百万とかつこうで出しておられます。それだけじゃなしに、もう少し広い範囲にわたつて、公務にほんとうに飛び込んで挺身して犠牲になられた方に対しては、われわれといたしましては前向きな姿勢でこれを検討していくのはけっこうであらう、人事院のほうは国家公務員につきましてそういう制度がございすれば、もちろん私のほうも制度としてこれは検討すべきであらう、このように考えております。実は、いま言いましたように警察と消防については現実に出ているという状況でございます。

○原田立君 先ほどからずっと議論して一様に思ふのは、皆さん方説明されるときには、国家公務員に地方公務員は準ずるんだ、あるいはまた、いま人事院でやっているその考え方がまたとつてからやるとか、何か地方公務員の場合には何でもかんでもあつちこちに追随しているような、ほかのほうからやらないとここの地方公務員の場合は動かないんだという感じが、実は強く持つんです。それは先ほど山本委員からお話があったように、地方公務員も二百万人以上いる。家族も含めれば四百万、たいへん膨大な数があるわけなんです。だから、あつちこちのことがきまらなければ地方公務員のほうはきまらないという、まずそういう姿勢は改めるべきじゃないでしょうか。その点、公務員部長の見解あるいは大臣の見解等をお聞きして、私は質問を終わりたいと思ひます。

○政府委員(山本明君) 先生のおっしゃいますこと、よくわかるわけでございますが、何ぶんにも、公務についております地方の職員と、それから国で働いております職員との間には均衡論というものが自然に出てまいりまして、地方の職員の給与につきましては、やはり国家公務員が一つの基準になつてそれとの均衡という問題もございまして、したがって、これとの均衡をそうこわす

わけにはいかない。しかし、地方でできますものは、一歩でも二歩でも前進をするという努力は現在いたしておるわけでございまして、お説十分わかりますけれども、その辺の事情につきましましてはなかなかむずかしい問題がございまして、今後努力してまいりたいと思っております。

○国務大臣(秋田大助君) 先ほど御議論があったわけでありまして、何も他に全部追従するというつもりはなく、積極的にいろいろ考慮をいたしておりますが、何ぶんにも、ただいま公務員部長のほうから御説明ありましたとおり、その他の制度、また国家公務員との均衡というものもございまして、主張すべきところは積極的に主張しながらこれらの均衡を考慮する、こういう実情でございまして、ただいまいろいろ御審議を願ひまして、各項目につきましましてそれそれやはりその地方公務員の身になって真剣に考えていくということに基づいた心得として、今後これらの問題に対処してまいりたいと考えております。

○委員長(山内一郎君) 他に御発言もなければ、質疑は尽きたものと認めて御異議ございませぬか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(山内一郎君) 御異議ないと認めます。それでは、閣法第九四号について討論に入ります。

御意見のおありの方は賛否を明らかにしてお述べを願ひます。――別に御意見もないようでございますが、討論はないものと認めて御異議ございませぬか。

〔賛成者挙手〕

○委員長(山内一郎君) 御異議ないと認めます。それでは、これより採決に入ります。

地方公務員災害補償法の一部を改正する法律案(閣法第九四号)を問題に供します。本案に賛成の方の挙手を願ひます。

〔賛成者挙手〕

○委員長(山内一郎君) 挙手多数と認めます。よって、本案は多数をもって原案どおり可決すべ

きものと決定いたしました。

○安田隆明君 私、ただいま可決されました法律案に対して附帯決議案を提出いたします。

趣旨説明を省略し、案文を朗読いたします。

地方公務員災害補償法の一部を改正する法律案に対する附帯決議(案)

政府は、他の災害補償制度における改善措置との均衡を考慮しつつ、次の事項の実現につとめ、もつて被災職員及びその遺族の福祉の増進を図るべきである。

一、公務災害の予防及び職業病の発生防止に努力し、公務災害の絶滅を期すること。

二、障害補償、遺族補償、休業補償、葬祭補償の額については、引き続きその改善に努めること。

三、通勤途上における災害の取扱いについては、可及的すみやかに検討を加えて改善を図ること。

四、平均給与額の算定については、期末勤続手当を算入する方法を検討し、その改善を図ること。

五、スライド制については、労働者災害補償保険法に準じて実施するよう努力すること。

右決議する。

以上でございます。何とぞ委員各位の御賛成をお願いいたします。

○委員長(山内一郎君) 安田君提出の附帯決議案について採決を行ないます。

安田君提出の附帯決議案に賛成の方は挙手を願ひます。

〔賛成者挙手〕

○委員長(山内一郎君) 総員挙手と認めます。よって、本附帯決議案は全会一致をもって本委員会の決議とすることに決定いたしました。

ただいまの決議に対し、秋田自治大臣から発言を求められておりますので、これを許します。秋田自治大臣。

○国務大臣(秋田大助君) ただいまの附帯決議につきましましては、その趣旨を尊重して善処いたしてまいります。

○委員長(山内一郎君) なお、本院規則第七十二条により議長に提出すべき報告書の作成につきましましては、これを委員長に御一任願ひたいと存じますが、御異議ございませぬか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(山内一郎君) 御異議ないと認め、さよふ決定いたしました。

○委員長(山内一郎君) 御異議ないと認め、さよふ決定いたしました。

〔速記中止〕

○委員長(山内一郎君) 速記をつけてください。

○委員長(山内一郎君) 次に、航空機内で行なわれた犯罪その他ある種の行為に関する条約第十三条の規定の実施に関する法律案を議題といたします。

提案理由の説明を聴取いたします。荒木国務大臣。

○国務大臣(荒木萬壽夫君) ただいま議題となりました航空機内で行なわれた犯罪その他ある種の行為に関する条約第十三条の規定の実施に関する法律案につきましまして、その提案理由及び内容の概要を御説明いたします。

この法律案は、航空機内で行なわれた犯罪その他ある種の行為に関する条約を実施するために必要なるものであります。すなわち、同条約は、機長が航空機の登録国の刑法上重大な犯罪であると認める行為を当該航空機内で行なつたと信ずるに足る相当な理由のある者を当該航空機が着陸する領域の属する締約国の権限ある当局に引き渡すことができるとしておりましたが、これに対応して、締約国に、その重罪容疑者を受け取り及び当該重罪容疑者の所在を確定するための措置をとるべき義務を課し、また、それらの事実について予備調査を行なうべき義務等を定めております。この法律案は、これらの条約上の義務を履行するために必要な国内法上の措置を定めるものであります。

以下逐条的に御説明いたします。

第一は、機長から引き渡される重罪容疑者を受け取るべき者を定めようとするものであります。事柄の性質上、警察官または入国警備官としておりますが、入国警備官が受け取ったときは、その後の手続との関係からこれを警察官に引き渡すこととしております。

第二は、警察官または入国警備官は、機長から受け取った重罪容疑者が当該航空機に再び乗り込むことを防止するため必要があるときは、その行為を制止することができるとしております。機長からの引き渡しを担保しようとする趣旨であります。

第三は、重罪容疑者について逃亡犯罪人引渡法の規定による引き渡しにかかる犯罪に該当する行為をしたことを疑うに足る相当な理由があるときは、警察官は、これを拘束することができるとしております。この拘束は、七十二時間を超えておくことができず、また、その期間内であっても、引き渡しの請求のなされないことが明らかにしたときは、拘束を解かなければならぬものとしております。これは、国際司法共助の趣旨から重罪容疑者の所在を確定し、逃亡犯罪人の引き渡しを实效あらしめようとするものであります。

第四は、警察官は、条約第十三条第四項に規定する予備調査をするため、重罪容疑者もしくは参考人の取り調べ、実況見分または所持品等の提出の請求を行なうことができることとしております。

第五は、拘束を終了する場合には、警察官は、重罪容疑者を入国警備官に引き渡すこととしております。

なお、この法律は、条約が日本国について効力を生ずる日から施行することとしております。

以上が、この法律案の提案理由及びその内容の概要であります。何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御賛同を賜わらんことをお願いいたします。

○委員長(山内一郎君) これより質疑に入ります。

質疑のおありの方は順次御発言を願います。

○和田静夫君 ます、第一条の關係で法務省に尋ねます。ここで言われている入国警備官というのは、出入国管理令六十一條の三の警備官、よろしいですか。

○説明員(伊藤卓蔵君) そのとおりでございます。

○和田静夫君 そうしますと、入国者収容所並びに入国管理事務所ですね、これは何をすることをですか。そして、どこどこにありますが。

○説明員(伊藤卓蔵君) ます、どこどこという点について御説明申し上げますと、現在、全国に十三カ所の入国管理事務所がございます。そのほかに二カ所、大村と横浜に入国者収容所がございます。入国管理事務所で行なっております事務は、入管令にありますように、外国人の出入国の管理及び在留の管理でございます。それから大村と横浜にございまして入国者収容所、これは退去強制令状を交付されまして、それぞれ本邦外に退去を強制されたものを送還するまで収容しておく施設でございます。

○和田静夫君 これは入国者収容所、入国管理事務所、それぞれどれくらいの数の入国警備官が配置をされていきますか。そして現在総数何名ですか。

○説明員(伊藤卓蔵君) 本年度の入国警備官の予算定員は六百八十六名でございます。現在員は、一名欠員がございまして六百八十五名でございます。

入国管理事務所配置されております入国警備官の数を申し上げますと、北のほうから申し上げますと、札幌二十五名、仙台二十名、東京九十五名、羽田十四名、横浜六十五名、名古屋四十六名、大阪八十六名、神戸五十五名、高松十五名、広島三十一名、下関四十八名、福岡五十二名、鹿児島十七名、大村七十五名、横浜四十一名でございます。

○和田静夫君 密入国者の現況ですね、これをちょっと知らせてください。

○説明員(伊藤卓蔵君) 御承知だとも思います。が、わが国に密入国してまいります外国人のほとんどは韓国人でございます。そこで、まずここ数年間におきまして発生しました密入国の数、これは実際に密入国した者かどうか、検挙された数でしか掌握できませんので、ここ数年間における密入国の検挙人員を申し上げますが、昭和三十六年七百七十三名、三十七年千四百六十七名、三十八年千三百五十九名、三十九年千八百二名、四十年千四百八十五名、四十一年八百四十二名、四十二年八百七十五名、四十三年七百四十九名、それから四十四年は百九名、それから四十五年、現在までで十九名でございます。ただし、ちょっと補足させていただきますと、四十四年と四十五年はいわゆる集団密航者のみの数でございます。四十四年以前は、集団密航者のほかに散発的に発生しました密航者を含めた数でございます。したがって、四十四年、四十五年の単独密航者と申しますか、それを加えますとやや上回る数になろうかと思ひます。

○和田静夫君 第二条の關係で警察庁にお尋ねしますが、ここで言われている「重罪容疑者」ですね、これはどういう人ですか。

○政府委員(高松敏治君) この「重罪容疑者」と申しますのは、いわゆる東京条約第九條第一項の規定によりまして、「機長は、航空機の登録国の刑法上重大な犯罪であると認める行為を当該航空機内で行なつたと信ずるに足りる相当な理由がある者を、当該航空機が着陸する領域の属する締約国の権限のある当局に引き渡すこと」になつておりました。この規定によつて機長から引き渡された者のことを「重罪容疑者」と、こういうふうに申しております。つまり航空機の登録国の刑法上重大な犯罪人、こういうことでございまして。

○和田静夫君 そこで、外務省にお尋ねをします。いま言われた者が重罪容疑者である。条約第九條一でいわれている「航空機の登録国の刑法上重大な犯罪」、この犯罪とは、それほど明確な概念だとはどう考えても思われないうのですが、この

条約を批准するにあたって、具体的に概念確定は外務省でされましたか。

○説明員(山崎敏夫君) これは条約に書いてございまして、「航空機の登録国の刑法上重大な犯罪」というわけでございます。それぞれに国によつて重大な犯罪というものの範囲は異なっております。わが国の場合については、刑法の二百十條の緊急逮捕し得る場合というふうに承知しておりますが、たとえばアメリカの場合には、犯罪はフェロニーといふものとデミナーといふものに區別されますけれども、アメリカの考え方では、その重大犯罪は機長の判断によるものであつて、必ずしもこのフェロニーだけに限るといふふうに限つてはいないやうであります。これはあくまで機長の判断によつてきめられるということになつております。

○加瀬完君 関連。そんな抽象的なことをおっしゃつてははつきりしないです。いづれにしても、この問題は警察庁なり法務省と協議の上で、こういうものをいまの概念の中に入れてという御相談があつたはずですから、具体的にどういうことをしたら一体重大犯罪とみなすか、それをおっしゃつてください、はつきりと。

○説明員(山崎敏夫君) これはこの第九條をお読みいただきますとおわかりいただけると思ひますが、あくまで機長の判断でございます。その登録国の刑法上重大な犯罪がどのくらいであるかというのを國際的に確定するといふことは非常に困難なものであります。實際上、条約の採択會議におきまして、この点が明確でないといふことは確かに問題になつたのであります。イギリスあたりもその点を指摘したのであります。それをきつと國際的に基準をきめるといふことは無理であるといふことで、やはり登録国の刑法上重大な犯罪であるといふことの判断はあくまで機長にゆだねるはかはないといふふうになつたわけでございます。

○和田静夫君 これは読んでみても全然わからないうです。あなた、読んでみればおわかりになると

言つておりますが、あなただつてわからないでしよ。あなた読んでみておわかりになるといふなら、私たちにわかるように説明してください。

○説明員(山崎敏夫君) それはまあ条約といふものの性格上、その基準といふものをきちんときめかねる場合があるのはやむを得ないのでございまして、日本の刑法上重大な犯罪とは何であるかといふことにつきましては、これは刑事当局及び警察当局において明確におきめになると存じます。

○政府委員(高松敏治君) いまの御指摘の点でございますが、外務省のほうから御答弁がございました。確かに重大な犯罪といふことにつきましては、各国ともそれぞれ違つていふやうでございます。ただ、それでこの法律について實際に問題になりますのは、重大な犯罪であるといふふうには機長が認めた者を受け取る義務がある。それは確かに一つ出てまいります。ただ、第三条以下の身柄の拘束といふふうな問題につきましては、逃亡犯罪人引渡法によつて引き渡しのできるものに法律は限定しておるわけでございます。その中に、死刑、無期または長期三年以上の刑に該当するといふふうには、逃亡犯罪人引渡法には明記されておまして、それ以下のものについては引き渡しを行なわないといふ、こういうたてまえをとつておるわけでありまして、これをこの法律の第三条に入れて、そういうもののみに身柄の拘束を行なう、こういうことになつておるやうなもので、拘束以下の手続につきましては、つまり國際的な司法共助的な問題としてこの法律で取り上げられる重大な犯罪の範囲といふものはきつめて明確になつておるわけでございます。私もそれはさういふふうには理解いたしまして、日本の法律、緊急逮捕の要件、あるいは逃亡犯罪人の引き渡しの一つの要件になつております死刑、無期または長期三年以上の犯罪が日本の法律においては重大な犯罪である、こういうふうな考えで立案いたしましたわけでありまして。

○和田静夫君 おたくのほうには、その逃亡犯罪人引渡法の第二条を聞こうと思つておつたので

す。先にお答えになったのですが、外務省はいま答えられたそれだけでいい。いま警察庁が答えられたのが国の状態について、考え方について答えられましたが、それだけでは、この条約の批准をするときにあなた方が概念規定をされたことは。

○説明員(山崎敏夫君) お尋ねの趣旨を私が十分理解していないかもしれませんが、これはあくまで登録国の刑法上重大な犯罪であると認めるといふわけでございまして、日本の場合につきましては、警察庁のほうで明確に規定されておると思ひます。しかしながら、たとえばアメリカの飛行機が日本に飛来した場合のことを想定いたしますと、アメリカの、その、やはり飛行機の機長が自分で判断するわけでございまして、その場合の判断は、アメリカの刑法上の重大な犯罪ということになるわけでございまして、そのアメリカの場合には、また、その国において何を重大な犯罪とするかというところは必ずしもわかつておりません。われわれも、いろいろな国に問ひ合わせましたけれども、先ほど申し上げましたように、アメリカの国にも一応、フェロニーとデミナーの二つのうち、前者が大体該当するけれども、はっきりしてはいないというところを申し上げておきます。また、国によって、この重大な犯罪が、われわれの概念規定とだいぶ違つておるものもあるわけでございまして、しかしながら、これについて国際的な基準ができたというところは事実でございまして、できなかつたというところは事実でございまして、

○和田静夫君 やはり国際的な基準はできなかつたのです。そのできなかつたものを、できなかつたままでは済ましておいていいのですか。これは私はほんとうにわからぬから聞いておるのです。読んでわからぬ、あなたはわかると言われたけれども、

○説明員(山崎敏夫君) これは条約の性格上、完全に基準をつくれないうちに、あとは国内法にまかせるといふことになっておるわけでございまして、さらにこの条約の場合には、その上に加ふるに、それがどのような重要な犯罪であるかどうか

の判断を専門家がやるというよりは、むしろ機長が判断するわけでございまして。しかしながら、もちろん機長は刑法の専門家ではないと思ひますから、当然それぞれの国の航空会社その他においては、機長に、マニュアルと申しますか、指導書をつくつて、いろいろなものは重大な犯罪として取り扱ふというふうな一つの指導書は当然つくつておると思ひます。そういうことによつて大体各国の航空機の機長は事態に対処していくのではないかと存じます。

○和田静夫君 概念規定はできないんだと思ひます。いろいろ考へてみる場合どうもできない。そこで、いま第九条の1の部分の前段だけをたいへん問題にされておるようですが、私はさらにそれを読み進んで、はたと困つたんですが、航空機の登録国の刑法上重大な犯罪であると認める行為を「し」でしよ、いまそこで議論をしたわけですね。その次で、一当該航空機内で行なつたと信ずるに足りる相当な理由、これですね、これを具体的な概念規定をやつておかないと、いま言われたように機長の職権乱用が起りかねないと思ひますが、その概念規定はやられたわけですか。

○説明員(山崎敏夫君) その点につきましても、まあ条約の作成過程においては、はっきりしたものができたかというお尋ねでございまして、それはなかつたというところはお尋ねでございまして、結局は機長の判断にまかせたというところでございます。

○和田静夫君 そうすると、何でも機長の判断にまかせるといふことになった場合に、機長の職権乱用という問題が常時起こる可能性がある、言つてみればそういうことですかね。

○説明員(山崎敏夫君) もちろん極端なケースの場合には機長の職権乱用というところは起り得るわけでございまして、自分は何も悪いことをしてなかつたのに、そういうふうにしておられたとか、あるいは拘束されたという場合には、もちろんその人は機長でないしその航空会社に対して賠償

を求めるとか、そういうことは当然可能であらうと存じます。

○加瀬完君 関連して。あなたの説明だと、機長の判断だと、しかし機長は専門家でないから判断に迷うだろうと、その基準は航空会社がつくる。航空会社が法律の適用の基準をつくるなんというところはあり得ないんですよ。したがつて、その基準は、日本ならば日本の政府がつくつて、その基準によつて具体的な対策を立てるとか、案をつくれというところでなければおかしいでしよ。

無期とか、三年以上の有期刑という判断が機長にできますか。あるいはまた、そういうことを航空会社がしたらおかしいですよ。それは国が基準をきちんと与えなければ、いま和田委員のほうから指摘されたような人権じゅうりんの問題も起こるであらうし、あるいは法の適用を誤るような問題が起ることが必ず出てくるわけですかね。

それでは法務省にお尋ねしますがね、そんなものは航空会社の判断にまかせると、そういう公認をして一体法秩序というものは守れるんですか。

○説明員(山崎敏夫君) 私のことは少し足りなかつたかも知れませんが、もちろん航空会社がそういう指導書をつくる場合には、運輸当局、それから法務当局、警察当局と相談して一つの基準をつくるべきであらうと、そう思ひますが、ことに日本の場合には当然これは法務省及び警察当局と相談して一つの基準がつくられていくものと思ひますが、まだそれが最終的につくられておるかどうかは承知いたしません、ただ日本の航空機の場合については、先ほど警察当局からも御説明がありましたように、一つの考え方は定められておるものと考へておられます。

○説明員(伊藤卓蔵君) ただいま御指摘の点、私、入国管理局の者でございまして、御質問の点は刑事局所管でございまして、外務省と刑事局と十分お打ち合わせになつておられるのではなからうかと思ひます。

○政府委員(高松敏治君) 確かにここにいうシリウス・オフenseというものの概念が統一的な

概念でないことは事実でございまして。ただ、たとえばアメリカの場合にフェロニーに当たるものが大体重罪であるという解釈をしてまいる。そうすると、アメリカの機長がそういう判断でおろした者はわれわれが受け取る義務がある。しかし、今度たとえばカナダの場合には刑罰が二年以上の禁錮に当たるものというふうな考え方をしているようでありまして、カナダの機長がそれに当たるものとしておろした者は、われわれがそれはカナダの国の重大な犯罪に当たるものだといふことでその身柄を受け取る義務ができる。それからまた、たとえばドイツではフルブレヒンというものは長期一年以上というふうな話に資料ができておりますけれども、そういうふうな個々の国それぞれについて、それと日本国との関係においては確かにそういうことと同じようなものでは必ずしもない、そういうふうな違つてまいります。しかし、この個々の国と個々の事件についての受け取りの関係については、多少それでもあいまいなところがありましようけれども、ほぼ明確である。それからさらに身柄の引き渡しを前提にした拘束その他の手続においては、今度は両方の国の刑法において死刑、無期または長期三年以上のものではないければ引き渡しができないことに当法、犯罪人引渡法ではなつておるわけでありますから、その手続においては非常に明確になつておる、こういうこととございまして。そういう意味では、各国の間の統一なものではないけれども、個々の国の関係においてはそれはほぼ明確になつてまいるものであるといふふうに私も理解しておるわけでございまして。

○和田静夫君 明確だと言われるが、私はさつぱり明確でないんですよ。ちよつと進んでいきますと、ますます明確でないんですよ。

それじゃ第四条でお尋ねしますが、要するに、警察官が重罪容疑者について予備調査ができるといふことになつておるでしよ。これはしかるに、ここにいわれておる、さつきから質問して

きましたから、重罪容疑者というものは航空機の中

に

に

に

に

に

で行なわれた犯罪その他ある種の行為に関する条約九条によれば、航空機の登録国の刑法上重大な犯罪であると認められる行為を行なった者がありまね。そういったと、予備調査を行なうところの警察官が各国の刑法に精通していなかつたならば、とても判断できないでしょう。そこで私は決して明確でない。そうじゃありませんか。

○政府委員(高松敏治君) 実際問題として世界に非常にたくさんある国がありまして、それぞれが飛行機の登録国になり、あるいは条約の締結国になつてくるという場合を考えますと、それぞれの国の刑法について警察官が全部これに精通するということよりなことは非常に困難なことはおっしゃるとおりでございます。ただこの場合の予備調査も、これについてここに言う重罪容疑者について事実の有無を調べるということでございますから、現実に多少はみ出るものが出るかもしれませんけれども、そう大きく変わつてはまいらないう。一つの基準は、日本の刑法の先ほど申し上げたような法定刑の要件のあるものというふうに限定されますから、相手方の刑法において同様の法定刑の要件のあるものというは多少食い違いがございましたも、双方処罰の者でなければ、ちよつといま私混乱いたしておりますが、予備調査の問題につきましては、そういうことで多少概念的に考えますと問題は非常に多いと思ひますけれども、大体的な場合は殺人とか、強盗とか、傷害といったふうな場合は典型的な場合でありましようし、そう大きな支障を生じないのではなからうか、かように考えております。もちろんこれからこの法律ができてまいりますれば、各国の刑法についての調査その他もつと進めてまいりまして、取り扱い上の過誤がないように期してまいりたいと思つております。

○和田静夫君 何も私は悪意で質問しているわけじゃないし、ほんとうにわからないから、疑問に思ふから質問しているのです。答弁している側も自信がないようですね。ぼくはないのがあたりま

えだと思ふのだね。外務省の答弁を聞いておつたつてやはりさっぱりわからない。結局、機長の判断だ、その機長は職権乱用をする可能性がある。やつた者を引き渡される側の警察官は、これまた各国の刑法に精通しない、そういう状態の中で、一人権はどうかののだろうか。どうなりま

○説明員(山崎敏夫君) この予備調査は、もちろん日本のだとて警察官がそれぞれの国の刑法に精通しているわけでもございせんし、そういう刑法に従つた完全な予備調査ができるものでももちろんないと思ひます。しかし、まず第一に、その場合、この犯罪そのものの事実というものを普通の意味で調べ、そしてことに日本の場合ですと、日本の裁判権を行使できるかどうか、行使すべきかどうかということの判断の材料をまず調べるのであらうと存じます。それからまた犯罪人引き渡しの手続をやる必要がある場合、現在われわれ日本が犯罪人引き渡し条約を結んでおるのはアメリカとだけでございまして、そういう場合には若干もう少し詳しい調べをしておく必要があるだらうと存じます。それから人権の点でございまして、確かにその点は重大な問題でございまして、この条約におきまして、十三条の第三項に書いてありますように、「抑留された者は、その国籍国のもよりの適当な代表と直ちに連絡をとるための援助を与えらるる」ことになつておりますので、すぐ領事官を呼んできてくれというふうなことも要求できるわけでありま。そういう意味で、人権の保護に關してはこの条約もかなりの配慮をしている、かなりというか、むしろ十分な配慮をしていると思ひます。

○和田静夫君 これは、大臣お聞きのとおり、概念確定が明らかじゃございせん。したがつて、いまここでどうこうという解釈を大臣にしてくれというよりなばかなことは言ひませんが、この辺のことをもつと整理する必要があると思ひます。が、いかがでしょう。

○國務大臣(荒木高壽夫君) 私もわからないで申

し上げてどうかと思ひますが、先ほど外務省の答弁を聞いておきますと、航空会社を引き合いに出されるから輪郭がはつきりしなくなるので、当該国の法規に従つて重大犯罪が何であるかということとは確定するわけですから、その確定したことを機長がある意味での警察権を行使する立場に立つておるわけですから、その機長の判断はまあ一種の公務員としての判断でありまして、すなわち係の行政官庁の有権的解釈のもとにつくられた指導書みたいなやつをまる暗記して実施するものと思ひます。である限りは、御懸念のほどはないように思ひます。予備調査といひまして、そのことを機長が、いま申したような経過を経て判断したことの予備調査をするわけですから、人権じゅうりんなどという懸念はなかりそうに思ひます。ございまして、いづれにしても不明確なことを申し上げて恐縮ですが、もつと十分検討を加えねばならぬ部分が残つておると思ひます。

○和田静夫君 かなり最初のほう断定的でした。言つてみれば、ないと言つても、「信ずるに足る相当な理由」というやつは、これは概念確定がないのですから、やはり機長の、さつきもあれがあつたとおり、思惑でいろいろやる。そこから職権乱用が起る。もともと憎いやつだと思つておつたやつがたまに乗り合つたなどというところ、それはないとはいへないことだと思ひます。したがつて、最後のほうの、検討を加えなければならぬ点があると言われる国家公安委員長のことですね、そこを私のほうとしては重視をしながら、もつと概念確定なり整理をすべきところを十分に連絡をして、整理してもらいたいと思ひます。よろしいですか。

○國務大臣(荒木高壽夫君) 仰せのとおりであると思ひます。

○和田静夫君 ちよつと進みますが、第四条第一項第二号ですね。特に第二項との関連から、常識的に、予備調査の対象となつた参考人がそのために時間を取られて、たとえば飛行機に乗りおくれ

るというふうなことも、これまたいへん小さい問題ですが、考えられますね。そういう点はどうに考えたのでしょうか。

○政府委員(高松敏治君) この法律の一つの前提といたしまして、日本の犯罪であらうが、日本の裁判権の行使されるもの、これについては当然刑事訴訟手続が行なわれる。だから、日本の裁判権の対象外であるものが、日本の刑法の適用のないもの、たとえば日本の領空に飛来する前に公海の上における外国の飛行機の、外国人の犯罪というふうなものについて、この法律の適用ができるわけでございます。それで、いま御質問の「当該航空機による運送を不当に遅延させることがないようになければならない」という規定と、それから取り調べとの関連でございまして、そういう意味で、「不当に遅延させることがないようになければならない」というのは、これは条約の中にあることばでございます。それを法文として取り入れる。それで、参考人を取り調べ、あるいは実況見分、そういうふうないろいろなことで飛行機がたいへんおくれで、多くの乗客に迷惑をかけるというところをしないようにするというのがこの趣旨でございます。したがつて、こういう予備調査というところで若干のことを書いておりますけれども、参考人の取り調べも、そういう趣旨からいへば非常に簡単なものにならざるを得ないということに相なると思ひます。

○和田静夫君 これは簡単に済ませて乗せてさつと出してしまふということにならぬのじゃないですか。その二つの関係というの、いわゆる「当該航空機による運送を不当に遅延させることがないようにならなければならぬ」、ないようになければならぬわけですね。一方の参考人に対してはかなりの時間がかかる。その人がこの機に乗つていくという条件がない可能性のほうが多くありませんか。

○政府委員(高松敏治君) つまり、ここで申しておりますことは、この予備調査ということが条約上の一つの義務になつております。義務になつて

おりますけれども、これはたいへん詳しくなくて
もよろしいのだ、飛行機の運航がたいへんおくれ
ることにならないような程度に、そんなに詳しく
なくていいのだと、われわれが日常の事件で調
べる参考人とは、その意味では相当違うというふ
うな意味合いでございませう。

○和田静夫君 それじゃ、ちょっとそれは信用し
ておいて進めていきます。

法務省、係がちょっとあれかな。航空機の強取
等の処罰に関する法律案の第五条、「前四条の罪
は、刑法第二条の例に従う」と、こういう条項があ
るのです。これはどういうことですか。

○政府委員(高松敏治君) これは刑法第二条の国
外犯処罰の規定によるいわゆる一つの世界主義を
とって、何びとがどの国で犯した場合でも日本
の国で裁判権を行使するということです。した
がって、たとえば、あの法律が成立いたしました
あとで、そういう事件が出れば、これはこの十三
条の実施、法律の問題ではなくて、直ちにわれわ
れとしては刑事訴訟法の手続で事を処理する、こ
ういうことにならうかと思ひます、あの第四条が
できますれば。

○和田静夫君 国家公安委員長にお尋ねしますが
ね、さつきからいろいろ聞いてきたのですが、あ
まりはつきり私もしないものだからあれですが、
ども、私なりにさつきのやつを整理してみても、こ
の航空機の中で行なわれた犯罪——その前に、
ちょっと失礼、「ある種の行為」ですね、これは何
ですか。

○説明員(山崎敏夫君) 「犯罪その他ある種の行
為」という題名がありますが、それは条約の第一
条第一項(b)でございませう。その(b)に書いてありま
すように、「航空機若しくはその機内の人若しく
は財産の安全を害し若しくは害するおそれがある
行為(犯罪であるかどうかを問わない)又は航空
機内の秩序及び規律を乱す行為」ということにな
つておりまして、要するに、航空機の安全を害
する行為とか、秩序とか規律を乱す行為には、別
に犯罪であるかどうかを問わずに、一応この条約

の対象とするわけでございませう。一番軽い例で言
えば、たとえば、離着陸の際に、禁煙というサイ
ンが出ますが、そのときに、禁煙規則、それに
かかわらず、たばこを吸うという行為、これもあ
る意味では秩序あるいは規律に反する行為になる
わけでございませう。それからちやうど補足してい
ただきますと、そういう問題は、この十三条の問
題は出てこないわけでございませう。

○和田静夫君 これは、十三条の問題で「ある種
の行為」というのは一切ないわけですか。

○政府委員(高松敏治君) ございませう。それで
すから、ここに「ある種の行為」と書いてありま
すのは、これは条約の名前だからしかなかったにこ
こに書いたわけでありませう。そういうわけで、十
三条の対象にしておることは、先ほど御説明いた
しましたような日本の刑罰法規では処罰できない
が、外国の登録国の刑法上重大な犯罪であるも
の、それについての処理手続でございませう。

○和田静夫君 これは国家公安委員長にお尋ねい
たしますが、航空機内で行なわれた犯罪その他あ
る種の行為に関する条約第十一条ですが、十一条
に、「締約国は、当該航空機の管理をその適法
な機長に回復させ又は保持させるため、あらゆる
適当な措置をとる」とありませう。そこで、国家公
安委員長はさきさきの赤軍派のハイジャックの場合
わが国がとつたさまざまな措置は、この条項に照
らしてどのようにお考えになりますか。

○国務大臣(荒木萬壽夫君) 東京条約第十一条第
一項の、「あらゆる適当な措置をとる」といいま
すのは、国内法の許す範囲内で行なう限りの措置
をとることを意味しますが、航空機が飛行中の場
合や、旅客等が人質になつておる場合には、人命
の安全を考へる以上、法的に可能な措置であつて
も強硬な措置をとりがたいのが実情であらうかと
思ひます。先般の「よど」号事件の場合には、そ
のような人命の安全を第一義的に、できる限りの
措置をとつたものでありまして、条約の趣旨に合
致するものと考えております。

○和田静夫君 ちょっと戻りますがね、職務上常
に乗客の行動を中止することができ、機長です
ね。その機長に重罪容疑者などの身柄を引き渡す
権限を与へる。それは航空法の一部改正があつ
て、人違い——さつき私もちやうど触れたんです
が、まだ疑問ですが、この人違いなどで人権侵害
等の問題が起ることが私はたびたびあるような
ことがどうも危惧されるんですが、その場合の人
権侵害に対する救済の措置、先ほどちやうど述べ
られました、それは条約締結国間ではどうい
うような形のことか講ぜられておりますか。

○説明員(山崎敏夫君) この重大な犯罪は何が重
大な犯罪であるかは非常に判断しにくいといふこ
とは確かなんですが、そこで、これは登
録国の刑法上重大な犯罪といふことで割り切つて
おるわけでございませう。その飛行機の中に対
しては、その条約に規定されておりますように、登
録国の刑法といふことが、裁判権が行使できるよ
うに義務づけられておるわけでございませう。した
が、いまして、その機長の権限の乱用といふよう
なことが起れば、その乗客はその登録国の法律に
照らして救済を求めるといふのが普通であらうと
思ひます。

○和田静夫君 最後のくだりをもう一ぺん。
○説明員(山崎敏夫君) その飛行機の中にはその
飛行機の登録国の管轄権といふことが、それを管
轄権のもとに置くといふことがこの条約の第三
条に規定されておるわけでございませう。したが
って、その飛行機はたとえアメリカの飛行機
中で日本人がそういう問題に巻き込まれて、機長
の権限の乱用があつたといふ場合は、アメリ
カの国内法に照らして救済措置を求め得るわけ
でございませう。それがさらに、むろん問題によ
りましては一つの外交交渉となつて在外の日本人の
外交保護権の行使として、外交交渉として取り上
げられることも場合によっては可能であらうと思
ひます。あるいはその本人が直接アメリカならアメ
リカの裁判所に訴えてその救済を求める、損害賠償
なり何なりを求めることは可能であらうと存じま
す。

○和田静夫君 簡単に答えられたけれども、現実
に処理可能ですか。できませうか。
○説明員(山崎敏夫君) 九条一項に基づきまし
て、機長は着陸国の官憲に引き渡すわけでござい
まして、着陸国の官憲は十三条に基づいてこれを
受け取るわけでございませう。その場合に、先ほど申
上げましたように、第三項で抑留された者はす
ぐ自分の国の代表者である領事館なり大使館なり
に連絡してくれといふことを言ふわけでござい
ますから、そこでいけば外交的保護を受けられる
わけでございませうから、私はそれは十分可能であ
らうと存じます。

○和田静夫君 要するに、ハイジャックの防止と
いうのはいわば国内治安問題であらうと、こう思
うのですが、私はハイジャックという空の上での
事件が起つてしまつたならば、それを処理する
方法としては、決算委員会が総理にも申したんで
すが、人命尊重という、ただそれだけの論理の上
に立つて単純に処理することが実は緊要だと思
うのです。ですから今回の措置で、どうしても
さつきからいっているように、答弁者側もあまり
十分自信がないようでありませうが、機長に刑法上
の権限まで与へてしまつたことによつて機長がよ
けいなことを考へなくてはならなくなつて、いま
言つた前段のハイジャックに対する世界的な一つ
の通念、その単純な処理をするという機長の判断
がにぶらされてしまふのではないかと、いふこと
をたいへん心配するのですが、それはいかがですか。
○国務大臣(荒木萬壽夫君) 「よど」号のような
ハイジャックが起つた場合には、人命
尊重を第一義として行動する限り、ほとんど機長
の権限を行使する余地はないと思ひます。途中で
ハイジャッカーが弱気になるか、何か特殊な変動
がない限り、原則としてはほとんど行動する余地
はないものと思ひます。

○和田静夫君 それは委員長言われるとおりだと
思ひます。それで、さつきのことをこゝ質問したん
ですが、ただし逆の場合ですね、機長の側は今

度はこの法律があるわけですから、これがもうたいへん頭にあつて、その義務感に基づいて、そして結果的に措置を誤る、こういうことは危惧されませんか。

○説明員(山崎敏夫君) 第九条の規定は、その後書きに書いてございまして、「引き渡すことができる」とありまして、何も引き渡さなければならぬことはないのだから、機長は自分の判断で引き渡すことができるのでありまして、旅客の安全を考へて当然行動するのでありまして、それから、引き渡す得るときに引き渡すわけにございまして。

それから、お尋ねの点は、どうしてもハイジャッキングを中心にお考へになつていらつしやうと思ひますが、このハイジャックに関する限り、この条約では第十一条の規定だけでございまして、これはその点では確かに不十分な条約でございまして。しかし、この条約は機上における犯罪その他いろいろな秩序に違反する行為、安全危害行為について一つの取り締まりの規定を設けた条約でございまして、それ自体としては意義がございまして。ただ、ハイジャッキングをそれ自体に対しては十一條だけで足りませんので、実はこれを補完する意味でハイジャッキング防止条約というものが、現在、国際民間航空機関で審議されてお

が、一案もできておらず、ことしの十二月にオランダのヘーグにおいてそれを採択する国際会議が開かれることになっておるわけにございまして。その条約では、ハイジャックそのものを罪とするということ、それから犯人の訴追について定めるとともに、必ずハイジャッキングは罰する、それで、犯人を引き渡すか引き渡さないかの問題はまだ完全に解決されるわけではございせんけれども、そういう点でハイジャッキングそのものを罰するということ、今度できます条約ができればさらに達成されるのではないかと思ひます。日本の今度の法務省のはりで御提出になつておられますハイジャッキング処罰法は、まさにそれを踏まえて作成されたものだと思ひしております。

○和田静夫君 ちよつと、私が危惧をして質問したことかなり違ふんです。そうすると、この法律に基づいてかなり機長なんか、いま言われたような解釈の問題、いろいろ含んで、教育は新しくしなければなりません。そういう指示、教育をされるやり方についてはどういふふうにお考へになつていますか、ハイジャックとの関係では。

○説明員(金井洋君) お答へします。先ほどの重要犯罪とは何かというふうなことも含めまして、わが国はもちろんのこと、各登録国の国内法による重要犯罪の例はこれこれいろいろものであるというふうなことを関係当局と相談をしてそれを規定し、そしてそれを運輸大臣が認可するところの運輸規程等に盛りまして機長に徹底させるということを準備しております。

○和田静夫君 ちよつと主題から離れますが、昨日からけさ、きょうにかけて、十分に知りませんが、ちよつとお見えになつてますからちよつと聞きたいんですが、新聞報道で、シージャックの問題で、あの何となく犯人が広島市内を自由に横行できた状態がありますね。あれは反省をおそらくされるでしょうが、その上に立つて、あのような事態が起こらないような何か手だてというもののについて具体的にすでお考へでしやうか。

○政府委員(後藤田正晴君) 昨日以来からの事件の件でございまして、確かに結果として見ますれば、犯人が広島市内に入つてあちこち歩き回つて銃砲店を襲つて最後に宇宙まで行つてシージャックをやつた、こういうことでもことに私どもはその点は残念に思つております。しかし、現実には、十一日以降、山口県警はもちろんのこと、広島県警も全力をあげて緊急配備あるいは検問等、そういうことをできる限りの手を打つておつたことは事実でございまして。ただ問題は、やはり実情をこれから早急に調べて改善すべき点があれば改善しなければならぬと思つておる点は、やはり緊急配備をする場所の選定、それからそれぞれの場所の警察官の配置の問題、あるいは配置せられた警察官の現場における活動の問題、こ

うような諸般の点については、これは十分に私は検討してまいりたいと、かように考へております。

○和田静夫君 そうすると、重大な指揮上の欠陥などというものはなかつたのですか。

○政府委員(後藤田正晴君) 私は今回の事件について、指揮上の重大な欠陥があつたとは思考へておりません。現実には、従来の実績を御参考に申しますと、この種の事案が起きたときの緊急配備、重大犯が起きたれば必ずやるわけですが、大体実績は、そういう場合に緊急配備の線にひつかつたのが三〇%でございまして。七〇%は緊急配備の線にひつかからない。これが従来の実績でございまして。これをどのように向上させていくかというところが、私どもに課せられておる任務だと考へております。ただ、まことに弱氣を申し上げるやうで恐縮なんですけれども、何ぶんにも最近のこの交通量の激増、こういうふうな観点から、緊急配備が非常に困難になつておる。その困難を克服しながら、先ほどいつたパーセンテージをあげていくというところで、たいへん私どもとしても検討しなければならぬし、また努力しなければならぬと思ひますが、非常にむづかしい要請であるというこはいえようかと思ひます。

○和田静夫君 ずっと委員会にいましたから、結果的にどうなつたかというところは全くうわさ程度にしか耳に入りませんから、内容はよくわかりませんが、結果的には、射殺をしたという形になつたやうですね。その辺はこれはまあ十分知らずにあれですが、たとえば、死刑なら死刑というものの廃止の問題がたいへん常識化され、世論としても高まつてきている状態とかね合ひで、今度の最終的な措置をどのようにお考へになつていますか。

○政府委員(後藤田正晴君) 私はやはりこの種の事件は、なるほど罪は凶悪でございまして。しかしながら、それはいいとしても、私どもの基本的な任務は、あいつた場合には、何といつても第一は乗客を救出することが第一だと思ひます。第二

番目には、やはり犯人を逮捕する、その逮捕する基本は、私はあくまでもこれは説得によつて逮捕すべきもの、こういう基本線を書きたい、今回もそれを貫いたわけにございまして、ただ、しかしながら、この種の事案におきましては、何としてでも最後のあいつた銃を撃たなければならぬといつた場合も、これは絶対ないといふことは言い得ない。しかし、あくまでもこれは例外中の例外の措置である。こういうつもりで私も今回の措置をいたしました。将来ともこの方針は堅持してまいりたい、かように考へております。

○加瀬完君 いまの問題、いろいろ議論が残つておると思ひますが、時間もございせんので、提案されました内容について若干伺ひます。

この第九条の1は、「機長は、航空機の登録国の刑法上重大な犯罪であると認める行為を当該航空機内で行なつたと信するに足りる相当な理由がある者を、当該航空機が着陸する領域の属する締約国の権限のある当局に引き渡すことができる。」それからもう一つは、「機長は、1の規定に基づいて引き渡そうとする者を航空機に乗せたままいずればかの締約国の領域内に着陸する場合には、できる限りすみやかに、可能なときはその着陸の前に、当該締約国の当局に対し、その者を引き渡す意図を有する旨及びその理由を通告する。」というところがございまして。しかし、外務省の説明では、これはハイジャックの対策ではないとおつしやいます。ところが、実際一番いま緊急の問題はハイジャックにどういふ対策を立てるかということでしょう。しかし、ハイジャックの場合はこの1、2のことがなし得られるような状態ではないですね。そうすると、本法は根本的にはハイジャックの問題の解決策ではないと認めていいことになりまして。これは警察庁でつこうです。

○政府委員(高松敏治君) まあ、この条約は確かに、機長に一定の権限を与えて、機長が犯人を引き渡す場合に締約国は受け取る義務がある、それから犯罪の予備調査を行なう義務があるといふふうになつております。それで、ハイジャッキング

の場合については、先ほど御指摘のございました「航空機の管理をその適法な機長に回復させるために協力すること及び着陸国は、その乗客、乗組員がすみやかに旅行を継続することができるようになるという旨の規定があるだけでございまして、先ほど外務省のほうから御説明がありましたように、その条約自身はハイジャッキングのみを対象としたものではない。したがって、ハイジャッキングの際の問題の処理についてはやはり不十分な面は非常に多いわけでございますが、しかし、国際協力で、こういう航空機の問題をひとつ防止していこう、あるいは解決していこうというところについてのいわば第一歩でございまして、そういう意味でそれなりの意義があらうかと思われるわけでございます。

○加瀬完君 それなりの意義を私は感じませんね。なぜならば、この法律で機長に与えられた新しい権限というのは何なんですか。犯人の引き渡しとか、そういうことは法律で定められなくたって、いままでだって機長の判断でなし得たことなんです。しかも、一番問題の、ハイジャックの連中をどう処理するか、あるいはそういう場合にとり乗客の安全を守るか、機長としての任務を果たすか、この点について法的に何か新しく生まれたものがあるかということになると、これは何にもないでしょう。

もう一点指摘をします。これは締約国の間でのみ効力のある内容ということになりますね。しかし、ハイジャックは締約国に行くとは限りませんね。締約国でないところに日本の場合はおそろく行くことが多い。そうすると、治安当局としても、あるいは運輸当局としても一番やらなければならないことは、締約しないような国、国交の回復されておらないような国にハイジャックが持っていけるのに対してどう法的措置をとるかというところを一番い考えなければならぬ。そうでしょう。そういう点についてはこの法案はいささかも効果をあげておらないということになります。

○政府委員(高松敬治君) 先ほど御説明申し上げましたように、今回、法務省が提案いたしました航空機の強取等の処罰に関する法律というものができまして、そうして、あの四条によりまして、それについての国外犯を処罰できるということになる。そうやってまいりますと、こういうものは日本の刑法上の犯罪になるわけですから、それについての手続は、この法律ではなしに、刑事訴訟法の手続によって処理されることになる……。

○加瀬完君 いや、私はそういうことを聞いていない。「よど」号みたいな事件の処理に対する具体的な対策というものを国民は要望しているわけでしょう。そういう意味ではこの法律というものはたいした効果をあらわしておらないと、こういう点を指摘しておるわけですよ。もう一度申し上げますならば、国民がいま要望しておるのは、ハイジャックなんかの問題をどう法的に処理するか、さつき国家公安委員長のおっしゃる通りに、乗客の人命の安全というものを確保することに對して、当局はどういう方法で一体この対策を立ててくれるだろうかと考えているときに、こういう法案が出たって、前に私が申し述べたような問題を解決する解決策には何らなっておらないでしう。具体的な対策には何にも触れておらないでしう。こういう点がおかしいじゃないかと申し上げておるのですよ。

○政府委員(後藤田正晴君) お答え申し上げます。御質問の御趣旨に直接お答えできる法律は今国会に提出をして御承認を得たかと思いますが、法務省が提案をした航空機の強取等の処罰に関する法律、これがそれにまさる該当する法律だと思はれます。私もそれが提案をいたしております。法律は――すでに御承知のように、この条約そのものが、機内犯罪を予防すると同時に、機内における秩序を乱す行為、これをまたさすことによつて航行の安全を確保したい、こういう意味合いにおいて初めてできる国際的な司法共助のものであろうと私は思います。そういう意味合いにおいて、私はこの条約もそれなりに非常に意義がある。国際司法共助の第一歩であるその条約をわが国が批准するにあたって、私も出たこの法案を成立をお願ひしなければ、この条約の義務を完全に果たすわけにはいかない。こういう意味合いで私も出しているわけですよ。そういうふうな意味合いから、やはりこの私も出した法律も国際司法共助の第一歩として十分に私は意義があるんじゃないかならうか、かように考えております。

○加瀬完君 おっしゃるような意義はありますよ。その意義までも否定はいたしません。しかし、国民が望んでいるものはこの法律じゃない。長官が最初に御説明になったような内容のものを望んでいる。つまり、ハイジャックの場合、当局の一番大切なことは人命の尊重だ、こういうお話があった。人命尊重というならば、機長の権限を法律的にも行政的にも強化するということではなれない。この間の「よど」号事件のときに、機長の権限というのはいくつかの御反省は尊重されたのか、どうなのか、この点の御反省はないのか、あるのか、その点をひとつ伺いたい。國務大臣としてお答えいただきたいんです。

○國務大臣(荒木萬壽夫君) 「よど」号事件のときには機長の権限は完全に尊重されたと思ひます。しかしながら、機長と地上との連絡は途切れておりました。国内で起きた事件だから、できるだけ国内で解決したいという措置をとったことは事実でありますけれども、これは機長の権限を侵すということではなくて、機長の権限は空を飛んでおるときは権限でありまして、地上におり立つたときは必ずしも空中にあるときの機長の権限そのものではないと心得ます。その双方の意味において機長の権限は侵されなかったと思ひます。

○加瀬完君 地上におり立つたときの機長の権限ではありませんか。しかし、地上におり立つたとき、あるいは状態の場合一〇〇%判断していいかどうかという問題がある。地上におり立つて機長の権限を離れたということは、ドアが開かれ、乗客が正常な形で外に出されるという状態であれば、これは地上におり立つたということが言える。密閉されて密室にされた一切の自由というものが奪われているような状態は、空を飛んでいるときと少しもかわりはない、あるいは状態で、外側からいろいろな制約で機長の権限を抑えることがはたして妥当かどうかという問題が出てくると思う。そこで、前提の問題として若干伺いたいと思ひますのは、あるいは場合、機長の判断で処理をするようにこれは航空当局も指導をしておりますし、その指導に基づいての日航の規程もそうなっておりますね、イエスカノーかという簡単な答えでけっこうですか。

○説明員(金井洋君) 運輸大臣が認可しているところのマニュアルでは、機長の判断を尊重するように書いてあります。ただし、できるだけまず犯人を説得する。安全運航上あるいは性能上犯人を説得する。万やむを得ざる場合は機長の判断でいいといった趣旨でございます。

○加瀬完君 次に伺いますことは、先般の「よど」号のような状態のときに乗員救済の場合、あるいは犯人の逮捕にしても的確な機内の状態というものが把握できなければ困難であるということはお認めになりますか。

○政府委員(川島広守君) お話のとおりだと思います。

○加瀬完君 では、その機内の把握の最も可能な者は機長ということはお認めよろしゅうございませぬ。

○政府委員(川島広守君) 御案内のとおり、今回の「よど」号の事件の例でもいい得るかと思ひますけれども、いわゆるハイジャッキングと申しますその内容というものは、それぞれケース・ケースによつて違つてございまして、ハイジャッカーの数も違ひます。あるいは用いておる凶器の数も、あるいはどういふ国の人が乗っておられるのか、一切わからないわけでございます。先ほ

までもあつた場合は機長の措置にまかせるといふことを助けるという形で行なわれなければおかしいんじゃないかということなんです。と申しますのは、私が政治的だと申しますのは、金浦着は機長の独断だと官房長官は言つておりましたが、これはあとで機長がそうでないということを明確にされました。それから二二・五メガサイクルで呼び出した、こちらは平壤だといふ応答があつたといふこともこれ事実です。それから一三四・一メガサイクルでこれからは行動しろといふ指示があつて、それに従つていったら金浦に着いたわけですね。で、金浦飛行場は機長がされておつた。そうすると、日本政府も知らない、韓国政府も知らない、機長はもちろん知らないといふと、金浦着は金浦飛行場のこれは関係者だけでやつたといふ認められないといふことになる。そしてそれ以後の経緯といふものは、山村さんのあつた形で解決したものの、これはいつもあつた形で解決するとは限らない。なぜ機長の判断にまかせられなかつたのか。少なくとも今度の行政的な指導なり、あるいは政治的な判断なりといふのはだぶその問題の解決をおくらせていることになるんじゃないか。私がこつこつと伺ひますのは、こつこつとに締約国の間だけでどういふ条約をきめたところで、ハイジャックは日本の場合は締約国に行くとは限らないわけですから、締約国でないところに行く危険性が多いわけですから、未承認国がたぐさんあるわけですね。こつこつと間の外交の回復とか、平和の回復とかいふものを政府が本気になつて取り組まない限りは、いま提案されているような法律をきめたところでハイジャックの問題を解決することにはどうにもならないんじゃないか。そこで、人道主義に徹するといふならば、人道主義といふことでも少し当然ハイジャックの対象に選ばれるであろう国々のこつこつ問題の解決を人道主義的に政府は解決する方法を考へるべきじゃないか。それを捨てておいてアメリカとの間に、あるいは何カ国かとの間にいま提案されているような締約国の条約をきめたこ

ころで、それでハイジャックが解決するといふことにならないのじゃないかといふことを憂うわけでありませう。この点はどうでしょう。人命尊重といふなら外交優先みたいなやり方は避けてからなければ問題の解決にはならないと思うのです。どうですか。

○国務大臣(荒木萬壽夫君) おつしやる点はおそろくそうだろうと思ひます。私の守備範囲じゃございませうから、確定的には申し上げかねますけれども、そうだろうと思ひます。国交の開かれていない国と国交を結ぶといふことは、包括的な立場から判断すべきことでありまして、それ自体は別問題とでも申しますか、でありまして、それらの判断から国交が回復されればハイジャックの問題に關連して、いわばよりベターになるといふ關係かと思ひます。それからこの条約は、ハイジャッキングそのものをすばり解決するよりやうはあまり期待できませんけれども、その前提条件を整備する意味合いにおいては意味があらうと思ひます。同時に、締約国相互間においてのみ効力を生ずるわけですから、第三国——国交の回復してない国、あるいは未加入国との關係、それはだんだんと加盟国を多くすることによって解決されるべきことであつて、この条約そのものはいまは二十二カ国が加盟しております。国相互間の問題は、先ほど申し上げましたハイジャッキングの問題は、先ほど申し上げましたハイジャッキングの前提条件を整備する意味合いにおいて効果がある、こつこつに思ひます。

○加瀬完君 ここに「よど」号のときに朝日新聞の投書に同じような問題点で幾つか国民の聲が出ております。で、「政府への願ひ届かず」といふことで、こつこつのが出ています。「本当に人命を尊重されるのなら、本当に乗客の安全第一という言葉をいつわらないのなら、どうぞいますぐ北朝鮮へ飛立させてあげてください」私たちの声は、はずかしさや興奮にふるえて、何度も息が切れそうになりました。と、電話をかけた。しかし、それは外務省だとか、それは私のほうでないとかといふことで全然取り上げてもらえなかつた、こつ

いのが一つあります。「乗取り亡命に政治が出すき」といふことが書いてあります。飛行機は密室である。機長なる支配者のもとに一つの社会ができて外部とは断絶された独自の体制をもつてゐる。狂暴な要求をつきつけておとし、予定地以外の場所に着陸を強要した場合、それにこたえられぬのは機長以外にはないはずである。「政治があまり出過ぎてはいけない、こつこつがでております。

それから、アメリカの情報が未確認情報といふことでいろいろ出されました。それに対して、情報操作で戦争の危険もある。北朝鮮の対空砲火を受けた、こつこつになつてゐるが、そのルートはアメリカのルートであつて、それが間違ひだといふことがあつた。これはあまりひどいじゃないか、こつこつが出てゐる。問題は今度出ました法案も、それはハイジャックにも、問題はいくら法案を出すよりもハイジャックの根本問題を解決するには、どういふ政府があるいは監督官庁が政治姿勢なり行政態度なりをもつて臨むかといふことが根本問題だと思ひます。だから、こつこつ法律がなくとも行政的な措置で機長の権限といふものが大きく認められておるのだから、その機長の権限を生かすように政治的に行政的に配慮されれば、いざいざとときにチェックする、こつこつことを繰り返しておつてはどうにもならない。その点ですね。これは公安委員長は幸い国務大臣でございまして、国務大臣としてもう少し——ハイジャックみたいなものがたびたびあつては困りますけれども、しかし、新しく法律をつくるといふことよりも、現在のきめられておる法律の中、あるいは行政指導のワクの中で問題の解決といふものを取り運んでいただかなければならないと思ひます。で、意見になりました。恐縮ですが、そうすると、「よど」号のような問題の解決に対する、結局、法案といふものは政府はいつ出すつもりですか、次の国会にお出しになるのですか、どうですか。

○国務大臣(荒木萬壽夫君) これは外務大臣がお答えすべきことかと思ひますが、いま關係国で寄り寄り相談中のものがあるやうであります。ハイジャッキングそのものを対象とした条約草案ができて上がつつあると承知しております。その条約案が熟しまして、わが国もそれに調印し、批准するといふ段階が来たならば、関連の法律もつと整備されたものとして追つかけて提案されることと思ひます。

○加瀬完君 これ一つで終わります。具体的な問題を聞きますが、日本国においては機長の予備調査といふものはどういふ範囲でどういふことをさせるといふかまえてですか。

○政府委員(高松敏治君) 犯罪人引き渡し条約の対象になるような事案につきましては、やはり向こうで逮捕状の請求その他をやるに必要な資料として必要な程度のものをやはり予備調査としてやらなければならぬと思つております。それから引き渡しの対象にならない事案につきましては、これはまあ非常に簡単なものでよろしかうといふふうに考へております。

○加瀬完君 それで終わるつもりだったのですが、機長といふのは法律的にはしつとです。それにあるいは権利の侵害にもなるやうなおそれもある権限を与えるわけですからね。もつとやはりこれは法務省なり、警察庁なり、運輸省なりで相互に検討をして、明白な、厳格なものをきちんとかやちきめて、予備調査といふものはこつこつ対象に対してこつこつといふ具体的なものを示していただかなければ、和田さんが御指摘のように、問題が生じますね。これはお示しになつていただけたらいいですね。

○政府委員(高松敏治君) ここにあります予備調査は、引き渡された重要被疑者についての予備調査でございます。つまり本國で——本國といひますか、飛行機の登録国でそれについての裁判権の行使とか、刑罰法規の執行とかいふものについて、機長から引き渡されたその重要被疑者についてどういふことをやつたかといふことを聞いて、その

資料を向こうに送り、関係国に報告し、回答してやる。こういうためのものではないかと。それで、大体はまあこういう飛行機内の犯罪でありまして、非常に現行犯的なものが多からうと思ひますが、機長からの電信とか、そういうものも一つの資料になりますけれども、そのほかにも容疑者についての予備調査、こういうことでございませう。

○加瀬君 それは予備調査と呼びますかね。通例、いままで予備調査というものはそういう内容の、概念のものじゃなかったでしよう。

○政府委員(高松敬治君) 条約上のことはとして、「予備調査」ということが使われておりますので、それをここに入れたわけではございません。

○阿部憲一君 二、三警察庁にお尋ねしたいと思ひますが、この法案の提案理由の説明の中に、刑法上重大な犯罪が行なわれたときに機長のとり得る処置、これは大体的に言いますと、どういうことでございませうか。

○政府委員(高松敬治君) この法律で規定してありますのは、刑法上重大な犯罪を行なつたと認められる容疑者を締結国である着陸国の権限のある当局に引き渡すというのが一つでございます。それからこの法律以外でございませうけれども、たとえばある種の、先ほど御説明がございましたいわゆる秩序維持違反の者とか、そういう者については飛行機からおろす——「降機」ということを使つて条約では表現されておるものもございませう。

○阿部憲一君 そういつた場合の機長としては、たとえば自分の力でもつてその犯罪者に対して逮捕する、あるいは引きずりおろす、そういうような行為は一向差しつかえないわけですか。正当防衛として認められるわけですか。それとも機長にまかせられた処置としてできることではございませうか。

○政府委員(高松敬治君) 条約の第六条に「必要な措置(拘束の措置を含む)」という規定がございませう。そういう措置をとることができ

という規定がございまして、したがひまして、機長は必要なときにはその身柄の拘束をしてこちらに引き渡すという場合もありませうし、それから身柄の拘束にまで至らないで、いわば任意という形でこちらに引き渡すという場合もあるかと思ひます。

○阿部憲一君 結局この法律の内容では十分に取り締まりができないような気がいたしますけれども、この辺についてもう一度お伺いをいたしませう。

○政府委員(高松敬治君) 条約の趣旨については先ほど来いろいろ御説明がございました。この法律につきましましては、先ほど申し上げましたように、日本の刑罰法規では処罰できないもの、あるいは日本の裁判権の行使のできないような種類のもの、そういうものについてこの条約が結ばれた結果として一定の義務ができる。その義務を履行する手続がこの法律に書いてある、そういうものでございませう。そういう意味で、確かにおっしゃる通りに、これがあるからいへん取り締まりがよくなるということではなしに、日本の刑罰法規に触れるものは刑事訴訟法の手続によつて当然やつていくということを一つの前提にしておりませう。刑事訴訟法でできないものについてこの手続でやる、こういうことでございませう。

○阿部憲一君 第三条に、拘束時間を七十二時間にしてありますけれども、この根拠はどういうことですか。

○政府委員(高松敬治君) 拘束時間をどれくらいにするかということにつきましては、いろいろあるようでございませう。外国の法制もそれぞれ法制の根本自身が違つておるせいでございませうが、いろいろまちまちのようでございませう。そこで、一つは、こういう身柄の拘束を行ないますことは、私どももいたしましては犯罪人の引き渡しを前提にして考へる。犯罪人の引き渡しということがございませうから、それで現在の国際通信の状況から考へまして、何らかの返事の来る時間、これ

が一つ考へられます。もう一つは、これは行政手続でございませうから、いわば令状なしに身柄を拘束するという形になるわけですが、しかし、憲法上の規定、あるいは刑事訴訟法で、令状なしに身柄を拘束できるもの、たとえば現行犯で逮捕した者の身柄の拘束時間というものを考へあわせまして、その両方から考へまして、大体七十二時間がわが国としては妥当ではないか、かように考へたわけではございませう。

○阿部憲一君 次に、従来、国際的に統一された規定もなく、また公海などの上空で行なわれた犯罪に対しては、どの国の裁判権も及ばず、また犯罪者が処罰を免れる点があつたということですが、加盟国以外の国の上空、またはその国で犯罪があつた場合に、この法律は適用されないのですか。それともまた犯罪の事例はさまざまのようになものがあるか、お聞かせ願ひたい。

○政府委員(高松敬治君) この東京条約の第三条には、「各締結国は、自国において登録された航空機内で行なわれた犯罪につき、登録国として裁判権を設定するために必要な措置をとる」という規定がございませう。したがひまして、こういう規定を設けていかなければいけないわけではございませう。それで、加盟国についてはいづれの裁判権も及ばない、こういう場合はだんだんなくなつてくるであらうと思ひます。それから、非締結国の上空を航行中の犯罪がどうなるかということではございませうが、航空機の登録国の刑法上の犯罪になるわけですから、その重要容疑者については当然にこの法律は適用されることになる、こういうことになりませう。登録国の飛行機の中のものであれば、それが非締結国の上空であつてもそれはかまわない、この法律の手続になる、こういうことでございませう。ちよつとごたごたしてありますけれども、そういうことになりませう。

○阿部憲一君 大体了解したことにしておきます。次に、自由諸国で加盟されていない国がたくさんありますけれども、その理由はどういふこと

でございませうか。

○政府委員(高松敬治君) お答え申し上げます。現在この条約の当事国は二十二カ国であります。現在、仰せのとおり、自由諸国で加盟していない国もまだいろいろあるわけではございますが、おもな民間航空国でありますアメリカ、イギリス、カナダ、ドイツ、イタリア、オランダ、ブラジル、スウェーデン、デンマーク等はすでに加盟しております。その他の国におきましては極力加盟が促進されるように呼びかけが行なわれております。

○阿部憲一君 その加盟の勧誘について日本の政府はどういう態度をとつておりますか。

○説明員(山崎敬夫君) まず、日本自体が若干おくれつたわけではございませうので、これに加盟いたしましたことによつて、われわれも主要な航空国の一つとして大いにこれは各国に呼びかけて、大いに加盟してもらいたいというふうに働きかけたいと存じております。

○阿部憲一君 法案に対する質疑は、時間もありませんのでこのくらいにしておきまして、あとちよつと二、三、きのうから本日にかけて起こりましたシージャックについてお伺ひしたいと思ひます。

御承知のように、三月の末に例のハイジャック事件が起きました。それからずっとホステージ、最後にシージャックになつたのでございませう。このように一連の事件が多発しておりますけれども、この事件について、新聞報道によりましてちよつと七件になつております。わずかに一月半足らずの間にですね。これは昨年あるいは一昨年まではほとんどこういう事件がなかつた。特に日本におきましてはハイジャックのような一つの大きな事故が初めて起きた。今度のシージャックは、私の知る限りにおいて、漁船にはちよつとあつたかもしれませうけれども、こういうふうな事件と

いうのは今度初めて起こったと言っているくらい
の事件だと思えます。こういうふうな最近一カ月
半くらいの間に頻発したことについてどういふ
うな御見解をお持ちですか。

○政府委員(高松敬治君) ハイジャックの事件、
それから昨日、昨日のいわゆるシージャックの
事件、それをはさみまして札幌、名古屋、京都とい
うように各地でいわゆる人質を取る事件というも
のが頻発いたしました。私も、これだけ短い
期間にこれだけ頻発して人質を取るといふ事件が
起こりましたのは初めてでございます、たいへ
んこの対策には苦慮いたしているわけでござい
ます。その原因ということでございますが、私
にもこれはもちろんよくわかりません。ただ、一
つの連鎖反応的なものが何かこう出てきたんじや
なからうかという感じがいたしますけれども、
も、それぞれの事件はそれぞれ態様も異なってお
りまして、これを一つの見方でまとめていくとい
うのはちょっといまのところできないような感じ
でおります。

○阿部憲一君 この一連の事件について見ます
と、やはり何となく、計画的なものと思えるな
もの、と大きく分ければ分けられると思えます。
ことに計画的なものについては思想的背景のあ
るものであると思えますし、今度のシージャック
のごときはおそらく偶発的な問題ではないかと思
います。ですから、一がいには発生原因というも
のを、いまおっしゃる様に確かめようというこ
とではないかと思いません。しかし、できないから
といってほっておく、やむを得ないという態度は
もちろん政府としてもとるべきでない。これは言
うまでもないと思えます。これについて、私、警
察当局でもつてこのような事件がもう今後起こ
らないような対策というものをもちたでないかど
うか、また、どのような態度でこれから処置され
て行くのか、これについてお伺いしたいと思いま
す。

○政府委員(高松敬治君) いままでの起こって
おります事件を見ましても、たとえば、ある場合

窃盗に入りまして見つかった、居直って子供を人
質に取るというふうな事件がございました。それ
から名古屋の事件などはわりあい計画的な要
素が見られますけれども、しかし、昨日、昨日
のシージャックの事件につきましては、いまつか
まっております共犯二人を調べましたところ
で、どうもあまり計画的なものは現在のところ
出てまいっていません。それで、いろいろの状態が
ございまして、これを完全に防止していくとい
うことも現実問題としては非常に困難であろうと思
います。それで、私も、私どもといたしましては、や
はり日常の警ら活動、あるいは警戒活動というも
のをひとつ徹底していく。それからそういう事件が
起こった場合に早く警察に知らしめてもらう、ある
いはそれを探知、認知する、そういうことを早く
やるような措置をできるだけ考えていく。たとえ
ば街頭における警察電話の設置とか、そういうこ
とがいろいろの問題になってくると思えますけれど
も、そういうようなこともいろいろやりたい。そ
れから現実事件が起こった場合に、それを早く
解決できるように、そういう機敏な活動体制をつ
くり上げていく。こういうふうなことをいろいろ
やってまいりまして、できるだけこういう事犯の
抑制につとめてまいりたい、こういう事犯自身は、
いままでのどの事犯を見ましても最後は大体つか
まっております。単純な、ハイジャックは別であり
ますけれども、それ以外の事件は最後はいずれはつ
かまる。ある意味ではこれは非常に損な犯罪とも
言えるわけであります。それで、そういうものを
解決をする。それから一般の人の被害を少なくす
る、こういうことによつて一つの抑制的な意義と
いうものも出していききたい、こういうふうに考
えております。

○阿部憲一君 きょうからきょうにかけてのいま
のシージャックのものを、ただ私もテレビとか新
聞だけでございまして、はつきりしたことを
知っているわけがございしません。もちろん、警
察当局では全力を尽くして人命救助、それから犯
人逮捕に、説得に取り組んでおられたということ

は認めますけれども、しかし、何分にもわずか一
人の人間が、きょう、ゆうべからけさ、きょうの
十時十分ごろまでですか、暴れ回ってどうにもな
らなかつたというの、何とかそれまでに有効な
措置というものが講ぜられなかつたのかどうかと
思いますけれども、この点いかがですか。

○政府委員(高松敬治君) 広島で船に乗り込む
で問題につきましては、先ほど長官が御答弁申
し上げました。それから広島機橋で乗り込むとき
に何とかできなかったかという問題が一つござい
ますが、これは非常に、まあ五分間ぐらいの、
乗ってから船が出るまで、ほんの五、六分しか
なかつた。非常に短い時間で、残念ながら措置がと
れなかつた。

それから高松の機橋の問題につきましては、こ
れは父親と姉、岡山の方に住んでおられる被疑
者の父親とねえさんに来てもらひまして、それが
大抵昨夜の十二時ごろに向こうについた。それで
説得を始めようという直前に船が動き出したわけ
でございまして、それで、その間において、あそこ
の機橋で十分なそういうふうな意味の説得行動と
いうのができなかった。結局は洋上へ出ましてか
ら船と船の間で説得を、メガホンをもつていろ
ろやつた。しかしその際にも、被疑者は二十数発
のたまを船に撃ち込んだ。そういうふうな状
況がございまして、ちよつとあの時点でこれを阻
止、解決するということとはちよつとむずかし
うございまして、それから最後の、けさの広島
の機橋にまで戻りましてからの問題につきましては
、非常に緊迫した状態になりました。最後はあ
あいう措置になりましたが、私、昨日からずっと
現地に行つておりましたけれども、まことにやむ
を得ない措置だと思えます。何とかあれを逮捕し
て——説得して逮捕したかったのでございませ
んけれども、たいへんこういう結果になって、ほんと
に残念に思つております。

○阿部憲一君 結局は最後に射殺したことになる
ていわけですけれども、私、あれ、テレビの画面
で見ましたんですけれども、すでにその時点にお

いては、人質や客は全部下船させておりますし、
乗組員だけが危険な状態になっている。それ
からもう一つは何というんですか、あの前後にお
きましては、特に銃を振り回して、ライフルをもつ
て殺そうという非常に緊迫した空気といいまし
るか、ことに最後の瞬間に飲みものなんか飲んだ
場面が出ておりましたけれども、あのような時点
のときには、射殺ということになったわけですけ
れども、何か私だと、テレビだけのあれなんです
けれども、ちよつと早まったんじやないかとい
うそしりを受けはしないかと思ひますけれども、そ
の点あなた、ごらんになっていかがですか。

○政府委員(高松敬治君) あの前にも、先ほど申
し上げましたが、広島に着くまでの間にかなりた
まを撃っているということが一つ。それからあそ
この宇品の機橋に入りましてから、船長を通じて、
共犯でこの間つかまつた自分の共犯者に会わせ
ろ、それから警察の責任者がそれを連れて来い、
こういう要求を出しまして、もしそれでなければ
これは射撃戦になる、射撃戦も自分はやるんだ。
大体、説得については、説得に應ずるくらいなら
初めからこういうことはやらないというふうなこ
とを船長に申しおりました。それから、船が接
岸します前後からかなり発砲を始めてまして、待
合い室や警察の車両にもライフル銃のたまが当
たつたというふうな状態が出てまいりました。そ
れから船が接岸いたしましたけれども、もやもとし
んし、いかりも入れさせないという状態でごさ
います。

それで、説得も、父親の説得も少しやりました
んですけれども、むしろ銃声のほうが激しくな
る、こういう状態になりました。まあやむを得
ず、本人がそういうふうな状態になってまいりま
したので、やむを得ず最後に射撃するという措置
をとつたわけでございます。テレビ、私もきょう
広島で見ておりましたが、こちら、遠うかもし
れませんが、テレビに映りました状況はやはり何
としても部分的で、実際の状況はかなり現地は緊
迫いたしておつたことは事実でございます。

第二部 地方行政委員会会議録第二十一号 昭和四十五年五月十三日【参議院】

五

それから、最後の手段を取る前には、やはり広島県の本部員も直接にその現地の機橋のところにいきまして、自分で情勢を見て、そして私のところに、こういうことをやむを得ないと考えるというふうな連絡がございました。そのような状況でございます。

○阿部憲一君 わかりました。

時間もありませんから、最後に一言、大臣に伺いたいと思いますが、このような事件が短時間、短時間の間に起きたことについても、原因、それから今後の対策については真剣に取り組んでいただきたいと思います。いまま局長のお話がありましたように、多少、ハイジャックのとき、また今度シージャックのときの犯人たちは英雄気取り、まあ安っぽい英雄気取りだと思いが、そういうふうな気分が非常にあった。かつこい、いまはやりかたに幻惑されてあのようなことになったのじゃないかと思いが、このようにしたことについては、いまの新聞とか、テレビとか、情報機関があまりにも発達しているために連鎖反応が起りやすいというふうにも解されますけれども、私はもう一つ根本的にいて、いまのホステージ、人質の犯罪というのに対しての刑罰が軽過ぎるというふうにもいわれておりますけれども、これもその意味におきまして、今度射殺というふうな最悪の処置になってしまったわけでありまして、一般に逮捕した場合の今度はいかに射殺する刑罰、これも意外にはかたの犯罪に比べて軽いというふうに見受けられます。したがって、人質犯罪についての刑罰というものは、いましては検討を要するのじゃないか、今後の多発する傾向を押える意味におきましても必要があるのじゃないか、こう思います。そんなことでひくくめて大臣の御意見、また対策をお伺いして私の質問を終わらせていただきます。

○国務大臣(荒木萬壽夫君) ハイジャックの問題のごときは、事が起こってからではどうにも始末に困る問題かと思いが、あくまでも事前に情報をキャッチして未然に防止することに主眼を置いて、万全の措置を講じていくべきものと心得ております。

偶発的なシージャックの問題、偶発的だといまのところ一応推定されますが、これらにつきましては、これもできるだけ未然に防止できる機会が何回となくあったわけですから、そういうことに注目をいたしまして万全の措置を講ぜねばなるまいと考えます。

人質を取りました刑罰につきましては、具体的な感覚がございせんので、政府委員からお答え申し上げます。

○政府委員(高松敬治君) かつて金婚老事件が起りましたあとで、人質罪の検討、人質罪を新たに設けたらどうかという議論がございまして、いろいろ検討が重ねられました。ただ、その結果は、それを設定するところまではまいりませんでしたけれども、しかし、私自身のやや個人的な見解になりますけれども、あやうい一番卑劣な犯罪に対しては、やはり刑罰なり、刑罰を重くするといふふうなことは必要ではないかというふうな考えております。また、こういう問題が非常に多発いたしますから、いろいろそういう議論も出てまいろうと思いが、しかし、技術的にもいろいろ問題があるようございせん。なお研究を重ねてまいりたいと思いが。

○竹田四郎君 関連一問。非常に凶悪な犯罪であることはもちろんでありますけれども、大阪府警から射撃の名手が来たといいますが、おそろく本人を射殺するといことが当初の意図では私にはなかつたのだらうと思いが、船と射撃する場所との距離等の関係もいろいろあつたらうし、犯人の具体的な行動も私はあつたらうと思いが、どこか足か手か撃つて負傷をさせることによつて逮捕する、そしてその後いろいろ調べて処罰すべきものは処罰する。こういうふうにはあるべきではなかつたか。私もテレビで見ただけですが、具体的なそのやういことが可能であつたかどうか、それはわかりませんが、先ほども長官おっしゃつたように、おそろく射殺が目的でなかつたように私は思ひます。そういう点があるから少しかの形で、けがをさせて逮捕してあとで調べていくといことができなかったものかどうか、詳しい事情はわかりませんが、若干その辺御説明いただきたいと思います。

○政府委員(高松敬治君) たいへんむずかしい問題でございます。まあ船の上—その波があつたわけではございせんけれども、不安定な船の上におきまして、もちろん射撃をいたしますのは、抵抗を抑圧する、できればそういうところのところに、たとえは手とかそういうところに当てれば、命中させれば非常によろしいわけですが、これも一歩誤りますとほんとうの手負いの獅子になつてしまふ。ほんとうに抵抗を抑圧できるところを的確に射撃するといことが、そういう意図を持つてもなかなかむずかしいことございせん。結果的にあやうい形になりましたけれども、私どもとしては、やはり何とか抵抗を抑圧するといふことに持つていきたかつたのでありますけれども、しかし、やむを得ない、たいへん、ほんとに微妙なことで射撃部位が違つたわけございせんから、やむを得ないことだつたように考えております。

○委員(長山内一郎君) 他に御発言なければ、質疑は尽きたものと認めて御異議ございせんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員(長山内一郎君) 御異議ないと認めます。それでは、これより討論に入ります。

御意見のおありの方は賛否を明らかにしてお述べを願います。—別に御意見もないようございせんが、討論はないものと認めて御異議ございせんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員(長山内一郎君) 御異議ないと認めます。それでは、これより採決に入ります。

航空機内で行なわれた犯罪その他ある種の行為に關する条約第十三条の規定の実施に關する法律案を問題に供します。本案に賛成の諸君の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員(長山内一郎君) 総員挙手と認めます。よつて、本案は全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本院規則第七十二条により議長に提出すべき報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございせんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員(長山内一郎君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員(長山内一郎君) 次に、請願を審査いたします。

第五号、過疎地域の振興促進に關する請願外百十件を議題といたします。

先刻、理事会において協議いたしましたものについて、専門員から簡単に報告いたさせます。

○専門員(鈴木武君) 簡単に、理事会におきまして審査いたしました結果を御報告いたします。

お手元にお配りいたしました請願一覽表によつて申し上げます。

第五号、過疎地域の振興促進に關する請願、本件は、過疎地域対策の法律をすみやかに制定されたいという御要望でございますが、願意は達せられませんでしたので、留保でございます。

第一八号、農林省所管農防災害管理費の基準財政需要額積算基礎算入に關する請願、本件は、防炎ダム管理費の基準財政需要額算入は困難と認められますので、留保でございます。

第七三号、地方財政の確定に關する請願、本件は、地方交付税率の引き下げ、あるいは補助率の引き下げ等を行なうことなく、さらに地方財政を確立せられたいという要望でございますので、採択でございます。

第二九二号、地方財源確保に關する請願も同趣旨で、採択でございます。

第二〇一号、森林病虫害等防除事業に對する特

別交付税の配分に関する請願、本件は、採択でございます。

第一八四号、都市交通事業経営の健全化方策の確立に関する請願、本件は、都市交通事業経営の健全化のために地方債ワクの拡大、あるいは地下鉄等の国の財政援助の措置、あるいは再建債の利子補給の強化等の要望でございます。採択でございます。

第二〇号外二件、電気ガス税の撤廃に関する請願、本件は、留保でございます。

第一一七号外十一件、地方税法中事業税率の軽減に関する請願、本件はクリーニング業の税率引き下げについての請願でありまして、零細業者の負担の軽減をはかられたいということで、採択でございます。

第一三七二号、齒科技工業に対する事業税に関する請願、これは齒科医業と同様に減税措置をとられたいということでございますが、困難でございますので、留保でございます。

第二八九二号外三十一件、木材引取税の撤廃に関する請願、これは留保でございます。

第三〇三三三号、社会福祉法人の施設等に対する固定資産税等の非課税に関する請願、これは身体障害者等の収容施設につきまして、直接使用部分については、現在、非課税となっておりますが、その他の施設についても非課税とされたいということでございますが、他の非課税制度との均衡がございまして困難でありますので、留保でございます。

第八八二号外二件、行政書士法改正に関する請願でございますが、本件は請願の趣旨内容がはっきりいたしませんので、留保でございます。

第二六八六号外四件、区長公選制の実現に関する請願、本件は留保でございます。なお、本件につきましては、採択すべきであるという御意見がございましたので申し添えます。

第三三三四号外八件、地方公務員等共済組合法の改正に関する請願、本件は、短期給付とか長期給付の負担割合の改善、あるいは退職年金のストラ

イド制の実施等についての要望であります。採択でございます。

第三三三五号外二十三件、地方公務員災害補償法の改正に関する請願、本件は、運営審議会の構成に職員代表を加えるとか、審議会の審議を公開にするというような点についての法改正の要望でございます。採択でございます。

第一五七七号外十四件、道路交通法施行令（点数制）廃止に関する請願、本件は、四十四年度から実施されました点数制により、免許の取り消し、就業停止等のため生活上の打撃があるものであるから廃止されたいということですが、点数制につきましては、交通事故の現状から見まして廃止することは困難でありますので、留保でございます。

以上であります。

○委員長（山内一郎君） ただいまの報告どおり決することに御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○委員長（山内一郎君） 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

それでは、採決に決定いたしました請願は、いずれも議院の会議に付することを要するものにして内閣に送付することを要するものと決定し、他は保留とすることに御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○委員長（山内一郎君） 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

なお、報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○委員長（山内一郎君） 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長（山内一郎君） 次に、継続調査要求についておはかりいたします。

地方行政の改革に関する調査につきましては、閉会中もお調査を継続することとし、その要求

書の取り扱いにつきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、さよう決することに御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○委員長（山内一郎君） 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長（山内一郎君） 次に、委員派遣承認要求に関する件についておはかりいたします。

閉会中の委員派遣につきましては、その取り扱い等、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○委員長（山内一郎君） 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

本日はこれにて散会いたします。

午後九時三十四分散会

第十五号中正誤

ハシ 段行	誤	正
二二五 録用要人君		鎌田要人君
二三五 御異議		御異議
三〇一 七 償却		償却

昭和四十五年六月八日印刷

昭和四十五年六月九日発行

參議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局